

阿久根市都市計画マスタープラン（案）

令和2年12月

目 次

序章 都市計画マスターplanについて.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の基本的な視点.....	2
3 都市計画マスターplanの概要.....	2
第1章 阿久根市の現状と課題.....	1-1
1 阿久根市の現状.....	1-1
2 市民意向の把握.....	1-27
3 都市づくりの課題.....	1-34
第2章 阿久根市の将来都市像.....	2-1
1 都市づくりの基本理念.....	2-1
2 都市づくりの基本方針.....	2-1
3 将来人口の見通し.....	2-2
4 将来都市構造.....	2-3
第3章 全体構想.....	3-1
1 土地利用の方針.....	3-1
2 市街地整備の方針.....	3-4
3 道路・交通の方針.....	3-6
4 公園・緑地の方針.....	3-10

5 景観の方針.....	3-13
6 防災の方針.....	3-16
7 上下水道の方針.....	3-18
8 その他の都市施設の方針.....	3-19
 第4章 地域別構想.....	4-1
1 地域区分と地域別構想の考え方.....	4-1
2 地域別のまちづくり方針.....	4-3
 第5章 実現化方策.....	5-1
1 都市づくりの推進に向けた取組.....	5-1
2 都市計画マスタープランの評価と見直し.....	5-2

序章 都市計画マスタープランについて

1 計画策定の目的

本市では、平成13（2001）年3月に都市計画マスタープランを策定しました。以後、約20年が経過する中で、人口減少、少子高齢化社会の急速な進展への対応など社会情勢が大きく変化してきています。具体的には、市民意識の多様化、防災意識の高まり、老朽化する都市施設の更新への対応などを背景に、高齢者や子育て世代、障がい者にとって、安心かつ健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営、都市構造を実現することが課題となっています。

本市のまちづくりにおいては、令和2年度からを期間とする「阿久根市まちづくりビジョン」が策定され、新たな将来像として「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」が掲げられました。また、鹿児島県が定める「阿久根都市計画区域マスタープラン」が改訂されました。

これらの社会情勢の変化に対応しながら、上位計画に示された将来像を都市計画の側面から実現するため、都市計画に関する基本的な方針の策定（見直し）を行うものです。

2 計画策定の基本的な視点

都市計画マスタープランの策定に当たっては、以下の視点を基本として計画づくりを進めます。

各種計画との整合が図られた計画的かつ総合的な都市づくり

今後の都市づくりを計画的かつ総合的に推進していくため、本市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」と、鹿児島県が定める「阿久根都市計画区域マスタープラン（阿久根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即するとともに、現行計画策定以後のその他関連計画との整合を図る必要があります。

人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市づくり

今後、人口減少・少子高齢化の一層の進行が予測される中、市民生活の安全性や利便性を確保するとともに、市の活力を維持・向上させる持続発展可能な都市づくりを推進する必要があります。

市の将来像の実現に向けた、多様な主体による協働のまちづくり

市の将来像である「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」を目指して、市民や事業者、行政等の多様な主体が協力しながら、地域特性に応じた計画的な土地利用を進めるなど、協働のまちづくりを推進する必要があります。

3 都市計画マスタープランの概要

(1) 計画期間と計画対象区域

令和3（2021）年度を基準年度とし、おおむね20年後を展望しつつ、令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。

都市計画マスタープランの計画対象区域は、本市全域とします。

(2) 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針について、以下のように定められています。

本市においては、阿久根市まちづくりビジョン及び阿久根都市計画区域マ

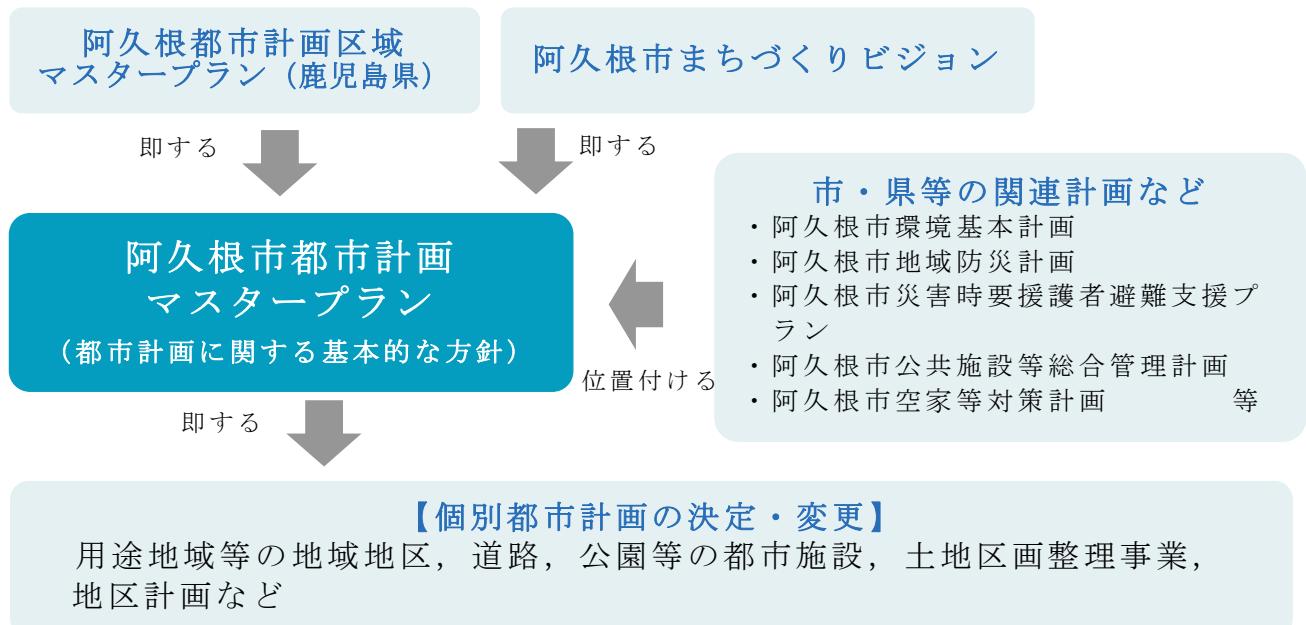
スターブランに即するとともに、県や市の関連計画との整合を図り策定します。

また、本市の都市計画は、都市計画マスターブランに即して定めることになります。

■ 都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならぬ。

■ 阿久根市都市計画マスターブランの位置付け

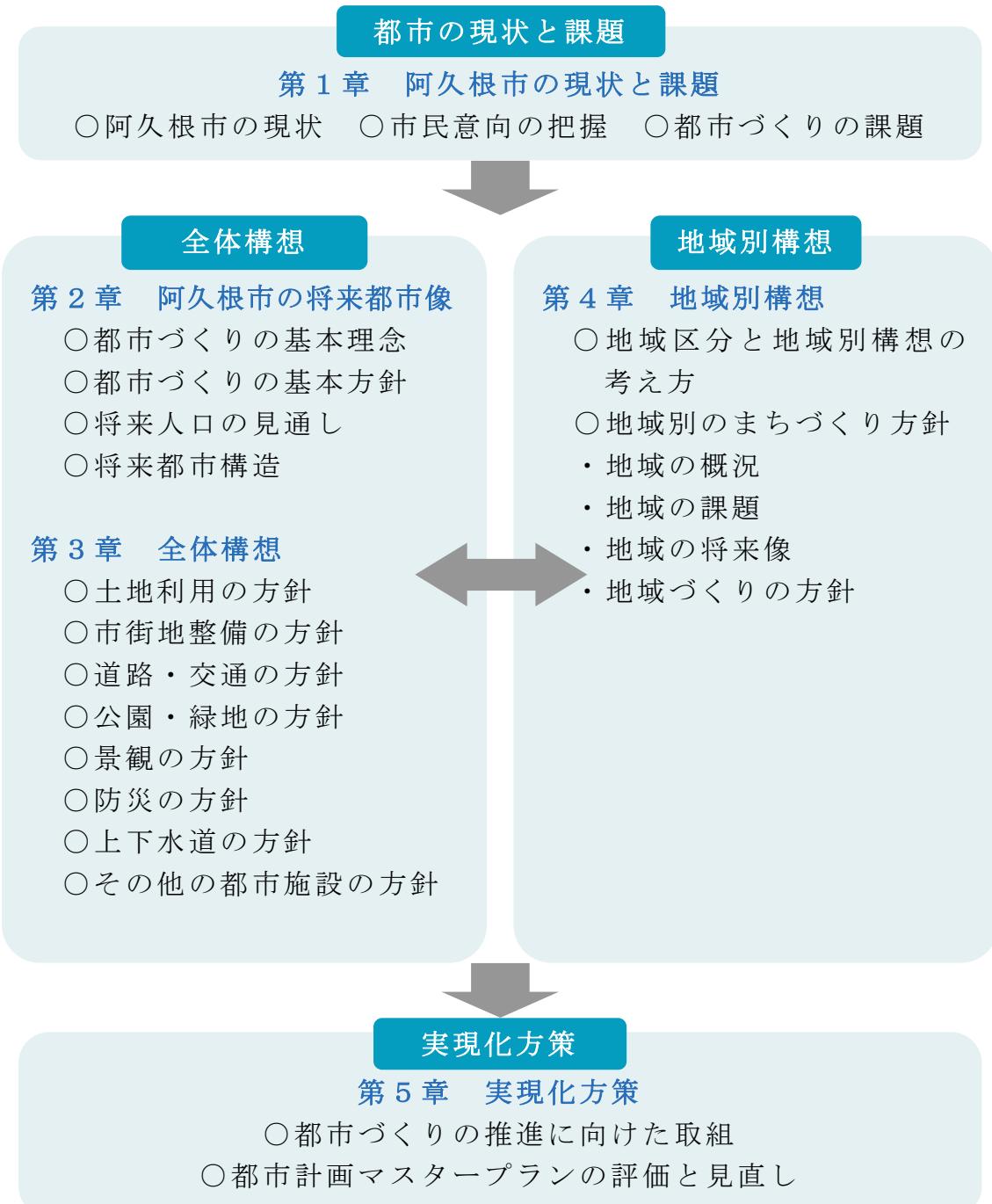


(3) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現状と課題」から始まり、市域全体のビジョンと土地利用や都市施設等の方針を示す「全体構想」と地域づくりの方針を示す「地域別構想」で構成されます。

また、「実現化方策」において、本計画の推進方策等を示しています。

■ 都市計画マスタープランの構成



第1章 阿久根市の現状と課題

1 阿久根市の現状

(1) 阿久根市の概況

阿久根市は、鹿児島県の北西部に位置し、東は出水市、南は薩摩川内市と接し、北は長島町と黒之瀬戸大橋で結ばれています。市域は東西約 11.1km、南北約 22.4km と縦長の形状をしており、面積は約 134.28 km²です。市の南東部には、標高 400～600m 程度の紫尾山系の山地が、中部には丘陵地が広がっております。平地は多くありません。昭和 30 年に三笠町と合併し、現在の形態となりました。

気候は温暖湿潤で、農業や水産業が盛んです。特産品の「阿久根ボンタン」は、阿久根のシンボルとして全国有数の生産量を誇ります。

観光資源としては、東シナ海に広がる約 40km の海岸や沖合いに浮かぶ阿久根大島が、海水浴や釣りに人気が高く、多くの観光客が訪れています。



■ 市の位置

(2) 人口・世帯

ア 人口

(ア) 総人口の推移

平成 7（1995）年から平成 27（2015）年における人口の推移を見ると、平成 27（2015）年の人口は 21,198 人で、平成 7（1995）年と比較すると、マイナス 6,308 人と 2 割以上減少しています。

また、国立社会保障人口問題研究所の将来推計によると、人口減少は今後も続き、令和 22（2040）年には人口が 12,110 人まで減少すると予測されています。

高齢者人口をみると、高齢化が進行することが予測されており、令和 12（2030）年以降は高齢化率が 50% を超える見込みです。高齢者人口自体も、平成 27（2015）年をピークに減少に転じています。



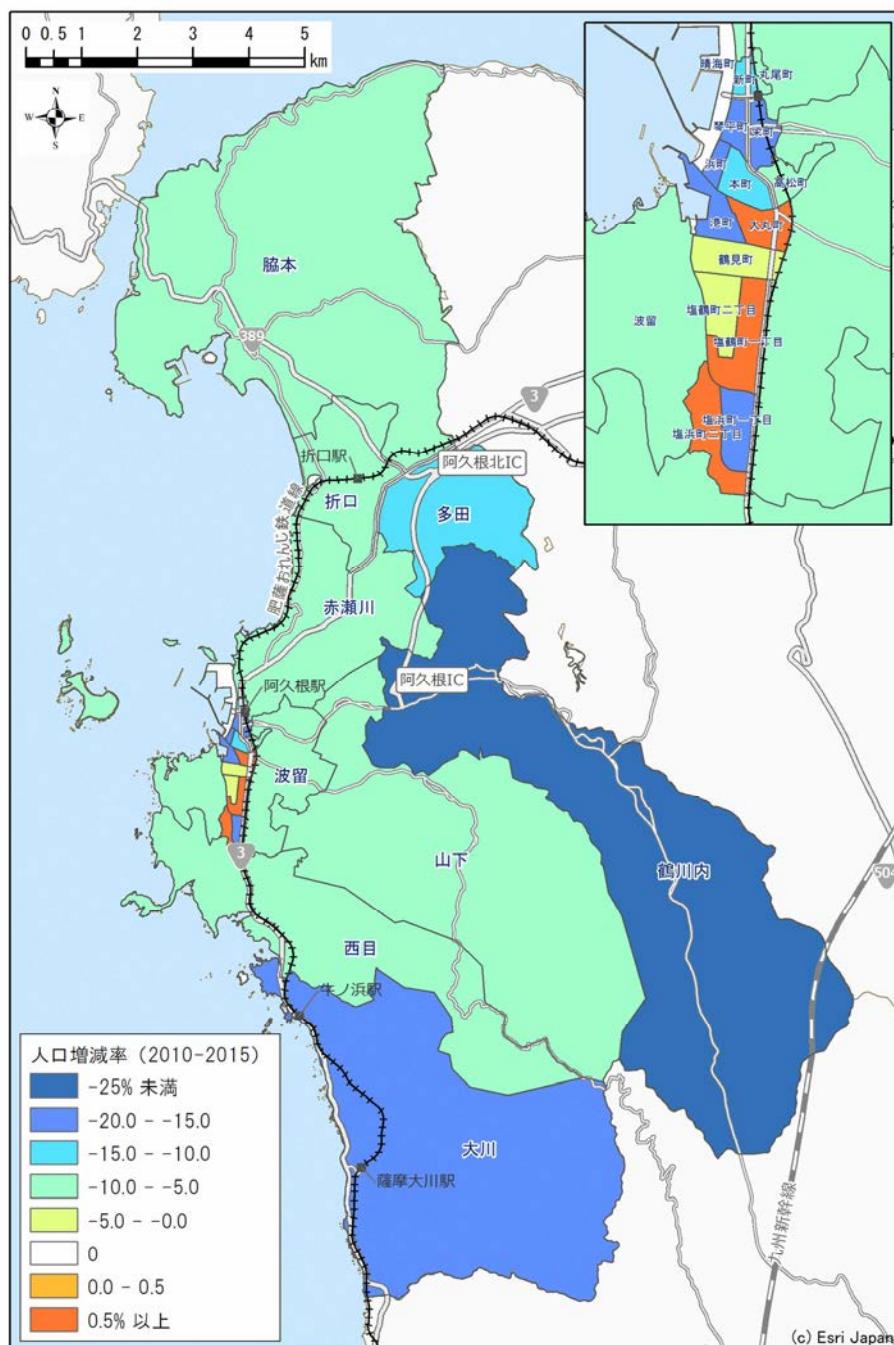
資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所

(イ) 地区別人口の状況

平成 22（2010）年から平成 27（2015）年における国勢調査小地域別（町丁・字等別集計区）人口をみると、市内の大部分の地域で人口が減少しています。

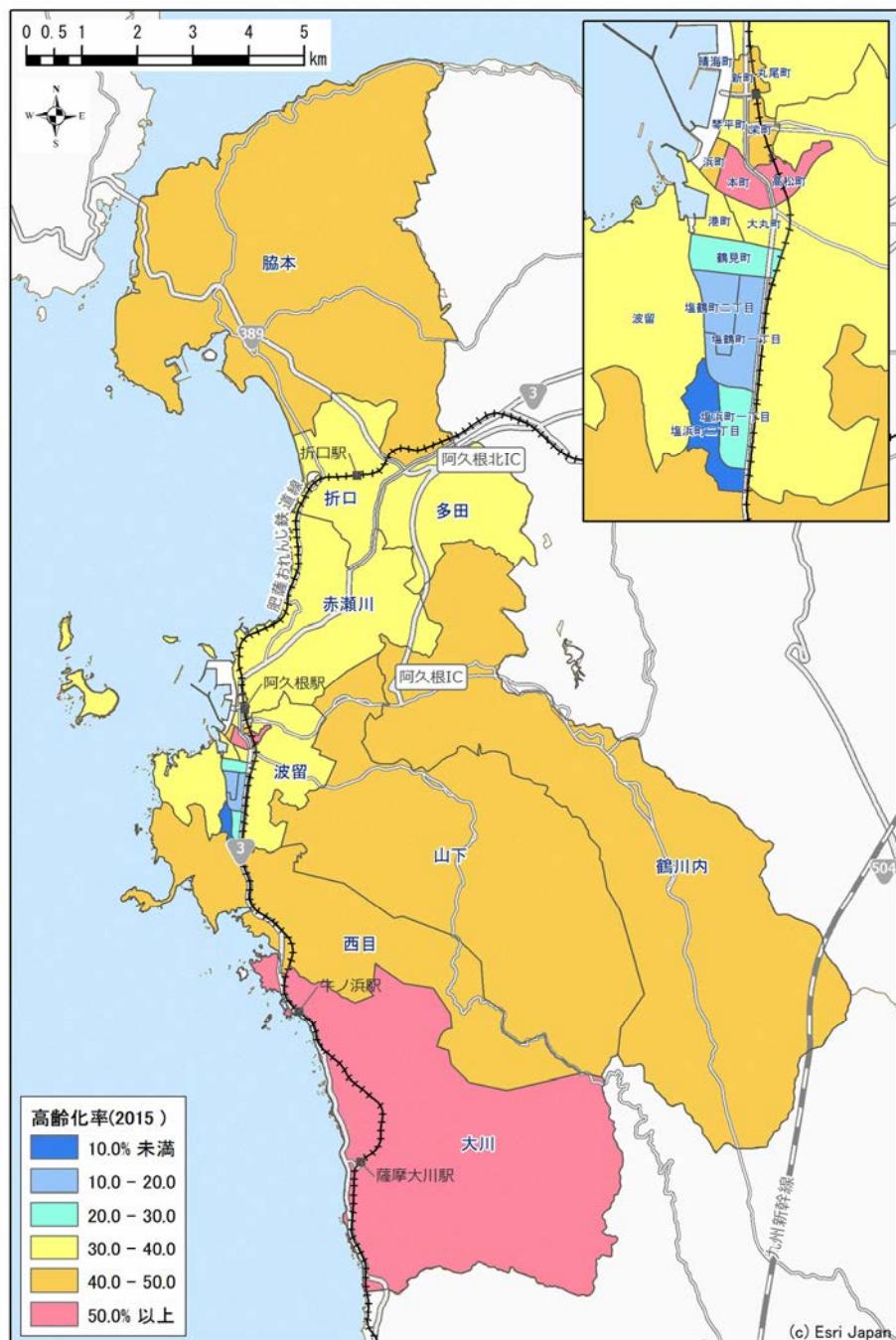
二級河川高松川河口南部の一部地域では人口増加が見られ、高齢化率も比較的低くなっています。

一方、大川地区や鶴川内地区では、人口減少や高齢化が著しく進んでいます。



■ 小地域別人口増減率図（2010年～2015年）

資料：國勢調查



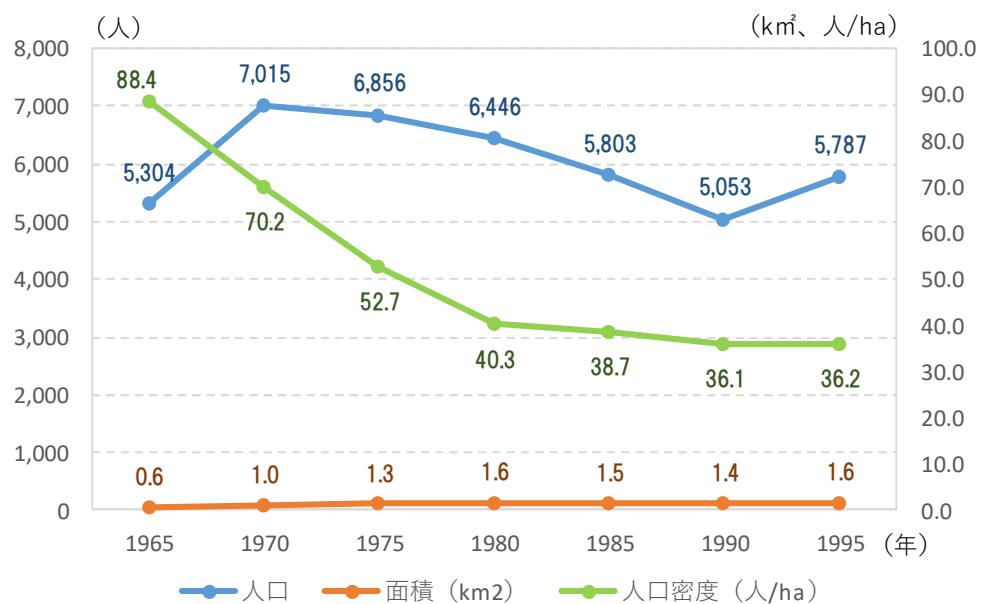
(ウ) 人口集中地区

人口集中地区（DID 地区）は、二級河川高松川河口付近の市中心部から国道 3 号沿いに拡大していますが、用途地域北部と比較して、南部への DID 地区の拡大はあまり見られません。

DID 地区面積は、昭和 40（1965）年から昭和 50（1975）年にかけて 2 倍程度拡大しましたが、昭和 55（1980）年以後は横ばいの傾向にあります。

人口は、昭和 45（1970）年をピークに減少を続けていましたが、平成 2（1990）年から微増しています。

一方、人口密度は、昭和 40（1965）年から昭和 55（1980）年にかけて急激に減少したのち微減を続けており、低密度化が進行しています。

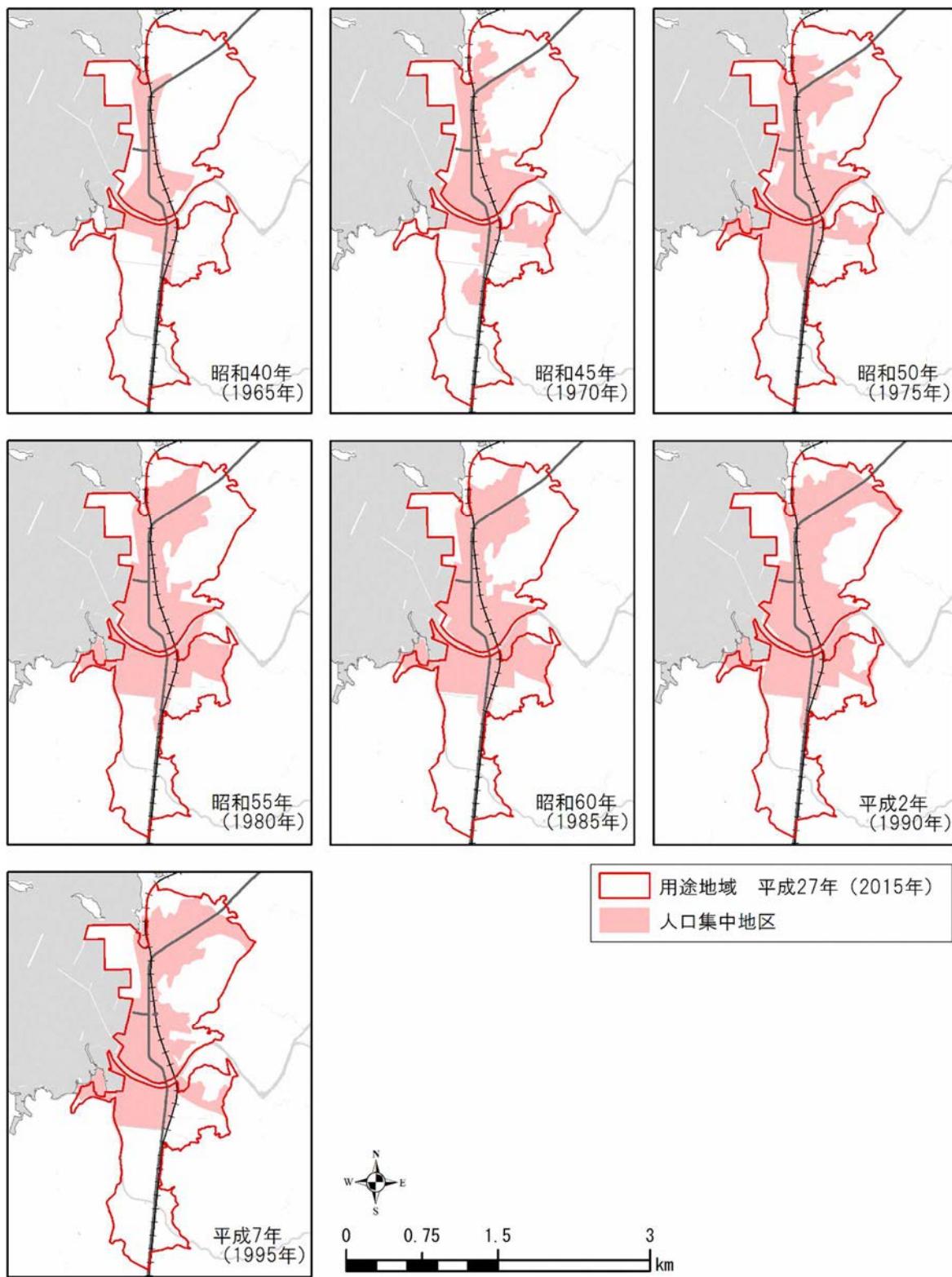


■ 人口集中地区の推移

資料：国土数値情報

※阿久根市の人口集中地区は、2000 年に消滅している。

人口集中地区（DID 地区）：国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下、基本単位区等）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。



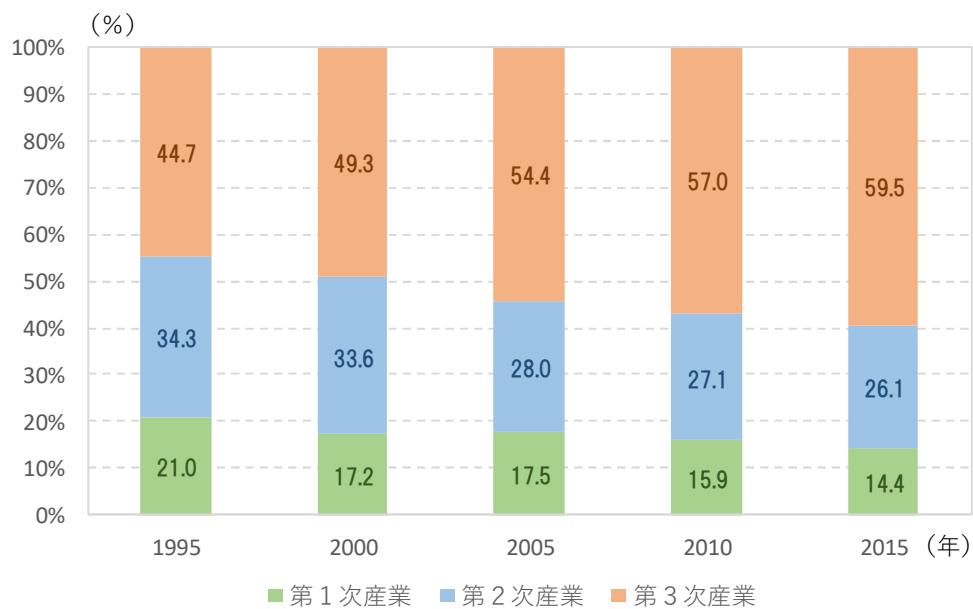
(3) 産業

ア 産業構造

(ア) 産業別の就業者数

産業別就業者数の状況を見ると、平成 27（2015）年の産業別就業者割合は、第 1 次産業が 14.4%，第 2 次産業が 26.1%，第 3 次産業が 59.5% となっています。

平成 7（1995）年からの就業者割合の推移を見ると、第 1 次産業、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向にあります。



■ 産業別就業者数（割合）の推移

資料：国勢調査

※産業大分類のうち「分類不能の産業」を除く

(イ) 農業水産業

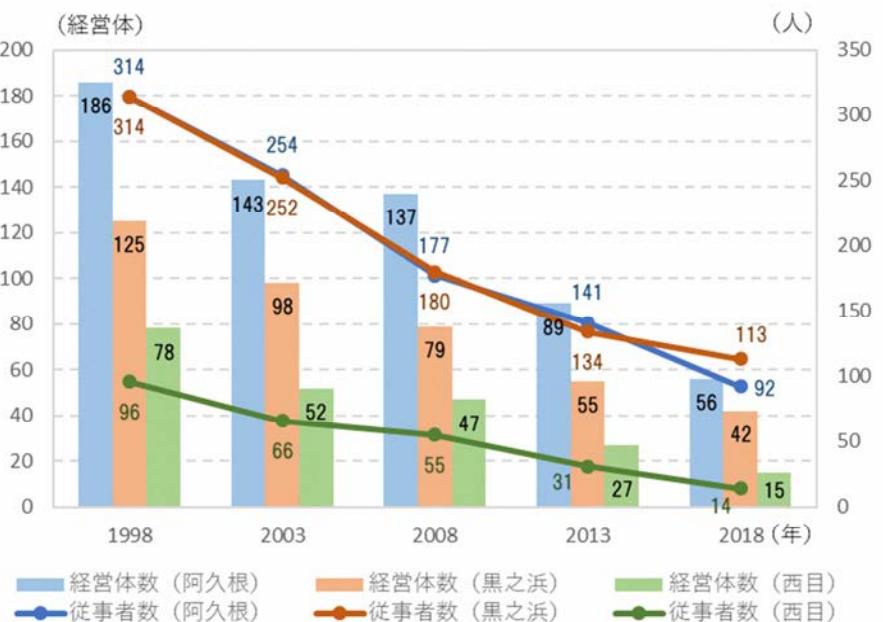
総農家戸数、農家人口、経営耕地面積の推移を見ると、平成 7（1995）年以降、減少傾向が続いています。

特に、農家人口の減少が著しく、平成 27（2015）年の農家人口は、平成 7（1995）年と比較して、4 分の 1 近くまで減少しています。

漁業経営体数と従事者数をみると、年々減少しており、平成 25（2013）年の従事者数は平成 10（1998）年と比較すると、北さつま漁協阿久根本所では 44.9%，黒之浜支所では 42.7%，西目支所では 32.3% となっており、西目支所での減少率が特に目立ちます。



資料：統計あくね
 (2000年世界農林業センサス,
 1995年・2005年・2010年・2015年農林業センサス)



資料：統計あくね（漁業センサス）

(ウ) 工業

平成 28 (2016) 年の出荷額は約 436 億円となっており、平成 25 (2013) 年から増加傾向にあります。工場数は平成 25 (2013) 年に減少に転じ、以後ほぼ横ばいとなっています。従業者数は、平成 26 (2014) 年まではほぼ横ばいの傾向でしたが、平成 28 (2016) 年に減少しています。



資料：統計あくね

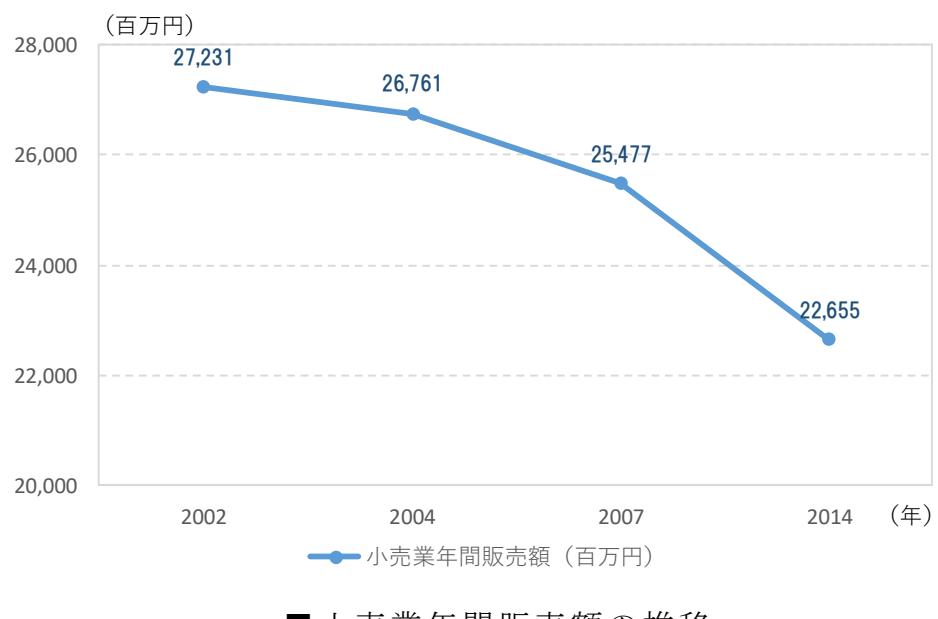
(平成 24 年経済センサス-活動調査、
平成 25 年・平成 26 年・平成 29 年・平成 30 年工業統計調査、
平成 28 年経済センサス-活動調査)

(エ) 小売業

a 小売業年間販売額

平成 26 (2014) 年の阿久根市の小売業年間販売額は 22,655 百万円となっています。

過去 12 年間の推移を見てみると、平成 14 (2002) 年には 27,231 百万円でしたが、概して減少傾向を示しています。

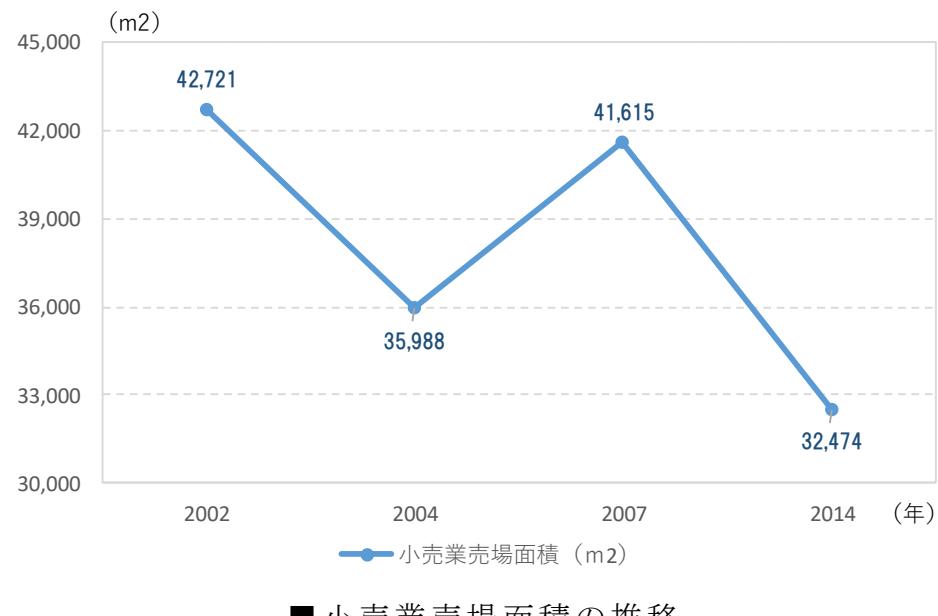


資料：商業統計調査

b 小売業売り場面積

平成 26 (2014) 年の阿久根市の小売業売場面積は約 3 万 m² となって います。

過去 12 年間の推移をみると、平成 6 (2002) 年には約 4 万 m² でし たが、平成 26 (2014) 年に減少に転じています。



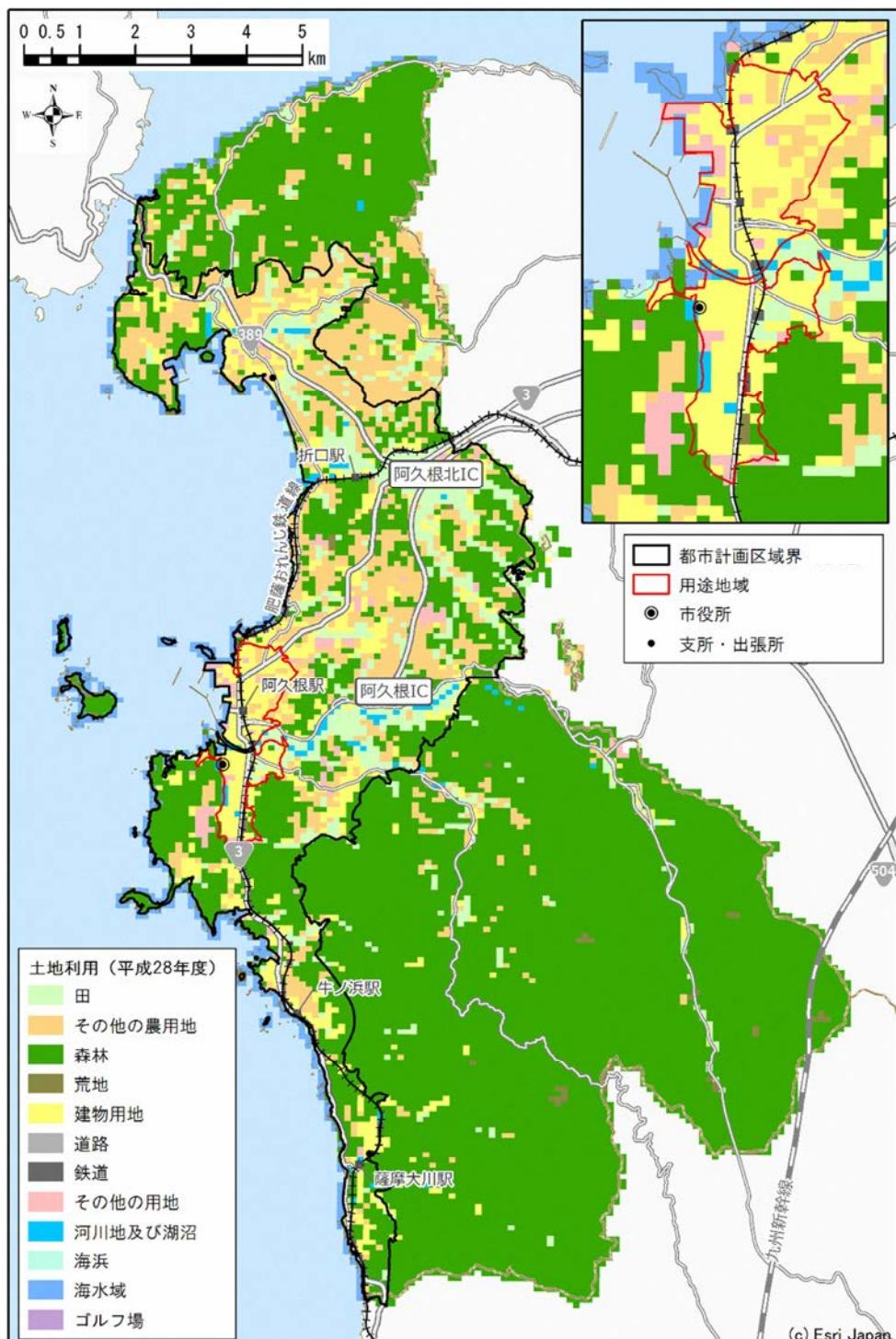
■ 小売業売場面積の推移

資料：商業統計調査

(4) 土地利用

ア 土地利用現況

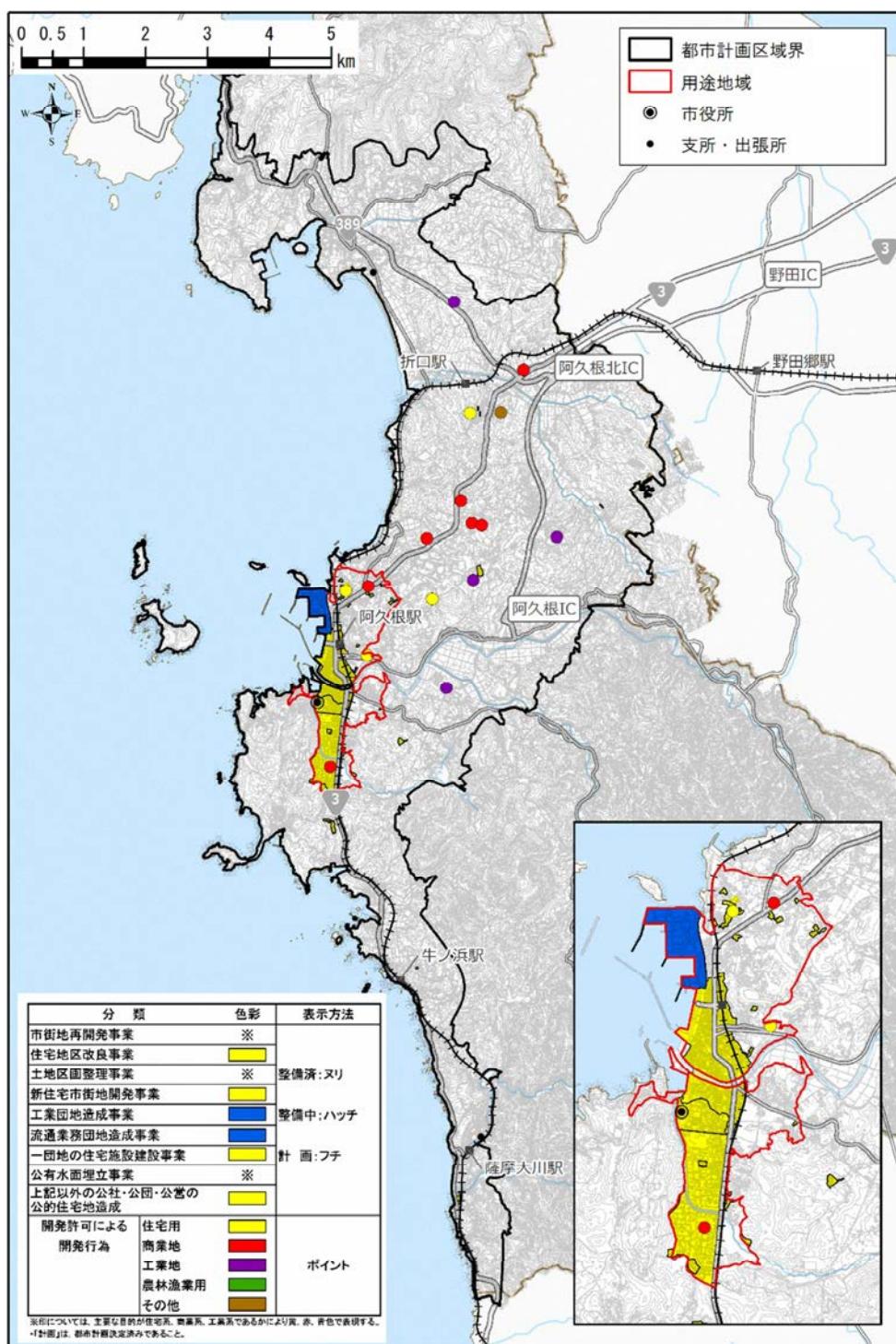
土地利用現況を見ると、市の大半を森林が占めていることがわかります。また、市北部から中部にかけて、農地が広がっています。建物用地は、沿岸部に多く見られます。



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ 100m メッシュ
(平成 28 年度)

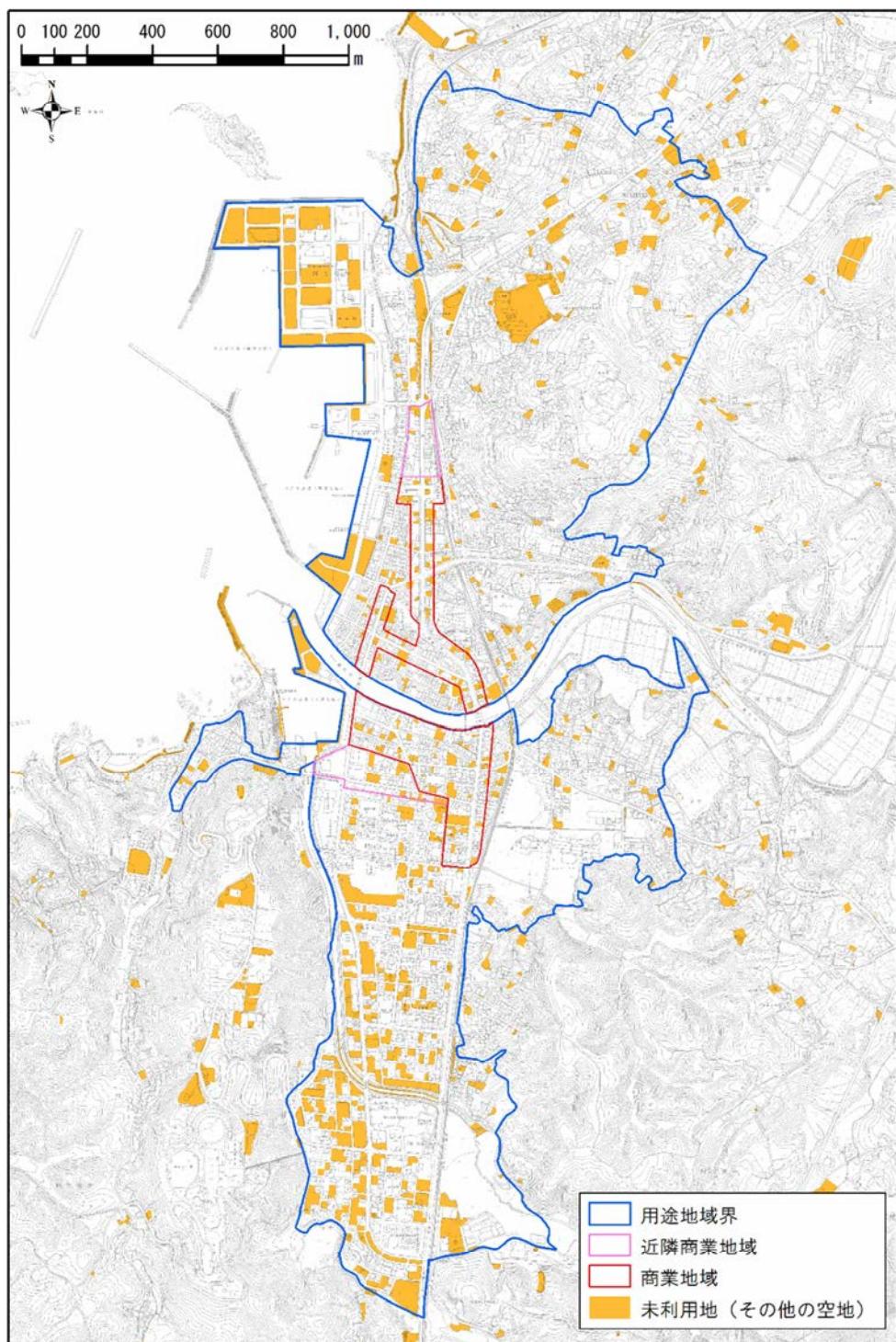
イ 開発状況

開発許可の分布状況は、用途地域の西部で比較的多く開発が行われています。



ウ 未利用地

用途地域内の未利用地の状況をみると、市中心部には虫食い状に未利用地が分布しているほか、用途地域南部や沿岸部には、比較的大きな未利用地があります。



■ 商業系用途地域と地域内の未利用地の分布状況

資料：平成 27 年度都市計画基礎調査

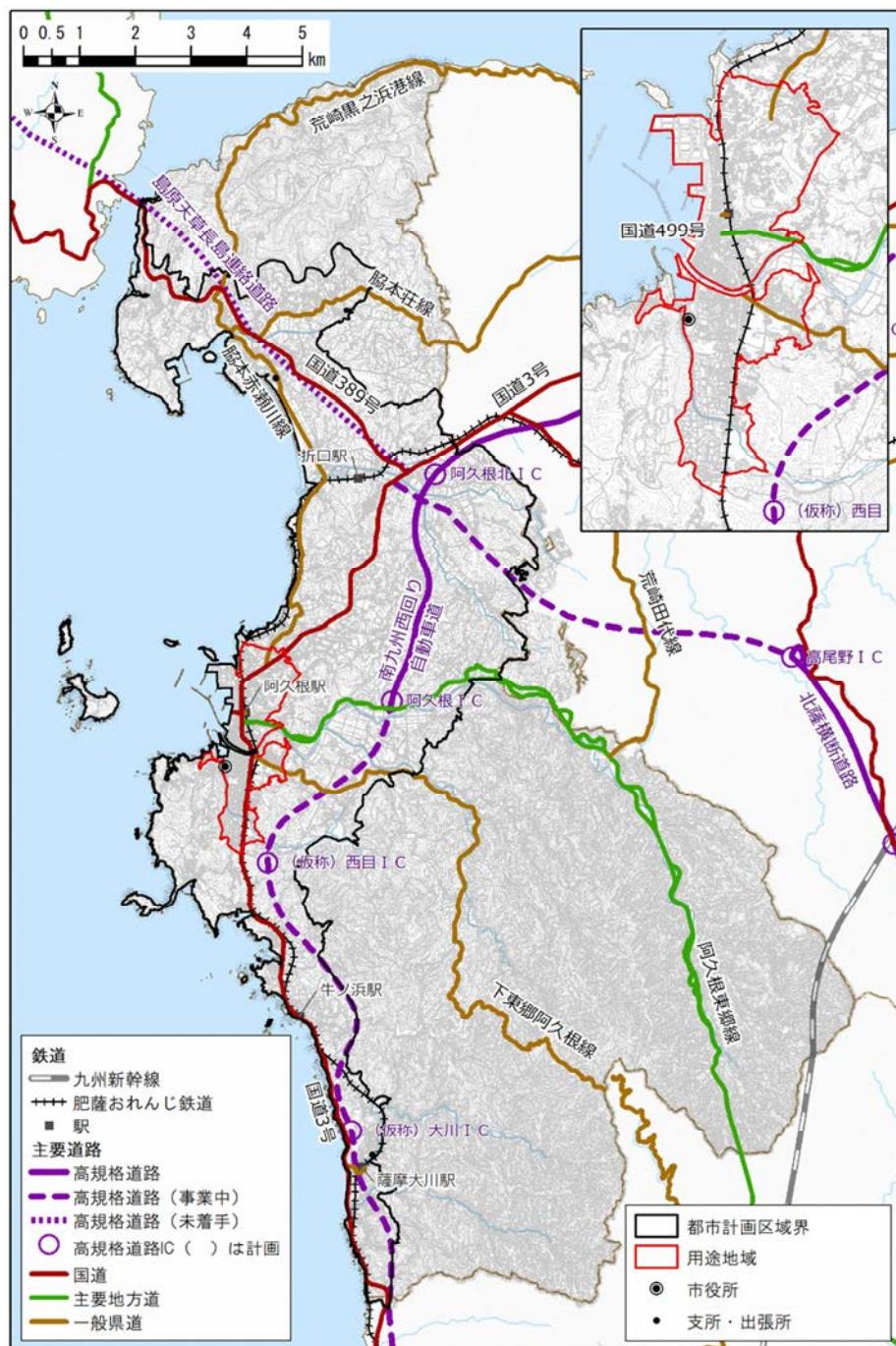
(5) 交通

ア 道路交通網

阿久根市では、南北方向に国道3号及び国道389号が、東西方向に主要地方道県道阿久根東郷線及び一般県道下東郷阿久根線が通っています。

高規格道路としては、南九州西回り自動車道が出水阿久根間で供用されており、阿久根薩摩川内間は事業化され、整備が進められています。

そのほか、北薩横断道路は、阿久根高尾野間が事業化されていますが、島原天草長島連絡道路は構想路線のままでです。



■ 道路交通網図

資料：国土交通省、鹿児島県、

1-16 平成27年度都市計画基礎調査

イ 公共交通

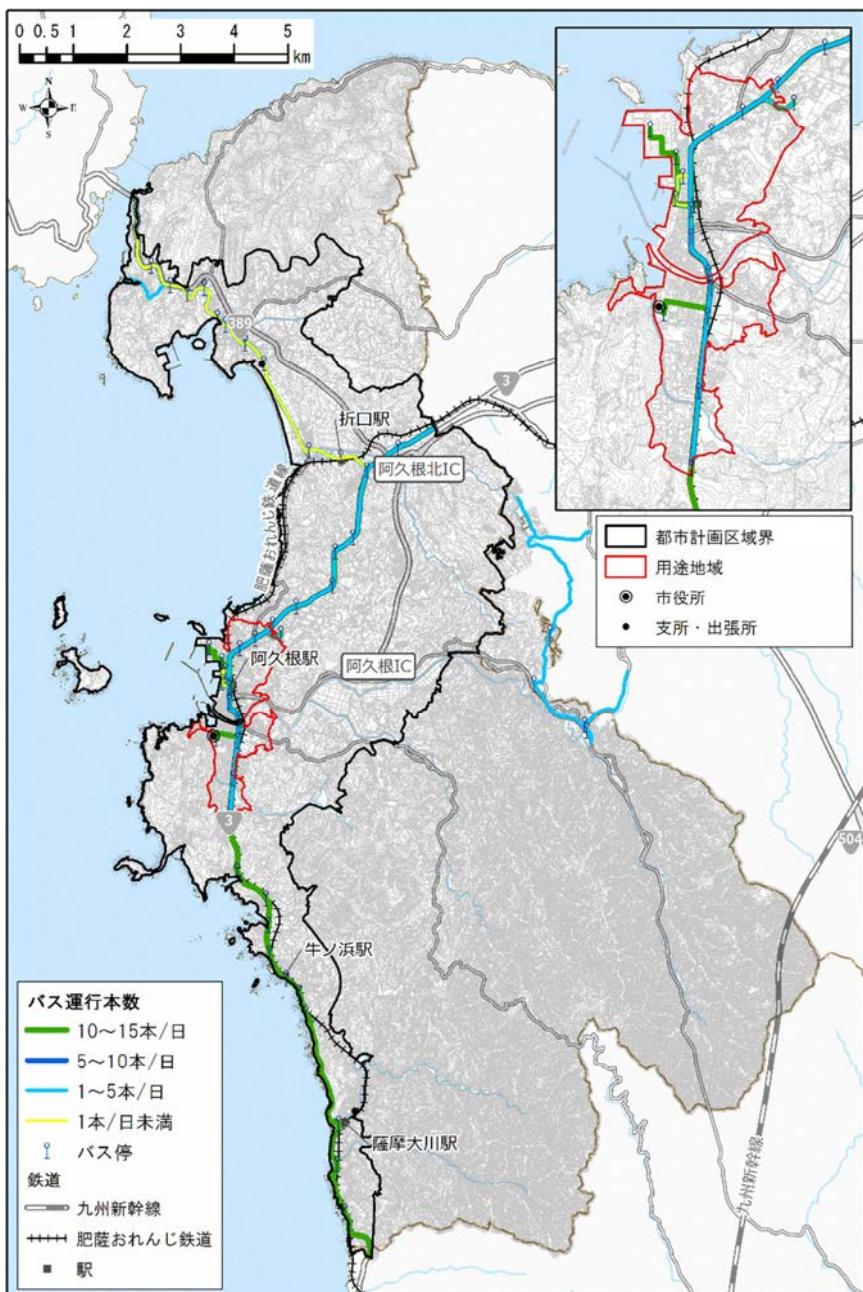
(ア) 公共交通網等

阿久根市内の鉄道及びバスの路線網は、右図のとおりです。

鉄道は、肥薩おれんじ鉄道が縦断しております、折口駅、阿久根駅、牛ノ浜駅、薩摩大川駅の4駅が設置されています。

バス路線については、市内に6路線が通っていますが、平成30年4月、10月に廃止された路線が3路線あり、縮小傾向にあります。

また、公共交通機関から離れた交通不便地域では、市民の移動手段を確保するため乗合タクシーを運行するとともに、平成30年度からは、高齢者等の外出を支援するための高齢者等福祉タクシーの運行も開始されています。



■バスの運行状況

路線名	駅名	運営会社	運行頻度 (平日) 本/日
路線バス	佐潟口～出水駅	南国交通(株)	8
	佐潟口～水俣車庫	〃	18
	佐潟口～平尾（出水郡長島町）	〃	7
	阿久根新港及び鶴翔高校～車庫前（薩摩川内市）	〃	32
	だんだん市場（出水郡長島町）～鶴翔高校	〃	1
	出水駅～平尾（鷹ノ巣経由、出水郡長島町）	〃	6
	出水駅～平尾（出水郡長島町）	〃	3
	だんだん市場（出水郡長島町）～出水駅	〃	1
	医療センター（出水市）～平尾（出水郡長島町）	〃	1
	出水・天草ロマンシャトルバス	出水駅～蔵之元港（出水郡長島町）	〃
鹿児島空港連絡バス	市役所前～鹿児島空港（霧島市）	〃	20
コミュニティバス 野田循環便	（市内停留所）木佐木野、川平、田代、下田代	出水市	4

資料：令和2年南国交通（株）時刻表

■鉄道の運行状況

路線名	駅名	運営会社	運行頻度 (平日) 本/日	乗降客数 (日平均) 人/日
肥薩おれんじ鉄道	折口	肥薩おれんじ鉄道（株）	36	207
〃	阿久根	〃	36	638
〃	牛ノ浜	〃	36	40
〃	薩摩大川	〃	36	16

資料：令和2年肥薩おれんじ鉄道（株）時刻表、府内資料

※運行頻度は令和2年3月時点

※乗降客数は平成30年4月～平成31年3月の実績値より算出

(6) 都市機能

ア 行政機能

(ア) 阿久根地区消防組合

阿久根地区消防組合は、阿久根市、長島町の1市1町で構成されており、阿久根市内に消防本部及び消防署が置かれています。

(イ) 阿久根警察署

阿久根警察署は、阿久根市、長島町の1市1町を管轄しており、阿久根市内に置かれています。

(ウ) 鹿児島県北薩地域振興局

北薩地域振興局は、阿久根市、薩摩川内市、出水市、長島町、さつま町の3市2町を所管しており、本庁は薩摩川内市にあります。

(エ) 北薩広域行政事務組合

本市は出水市、長島町と北薩広域行政事務組合を構成しており、ごみ処理やし尿処理、リサイクル処理等について連携しています。

ごみ処理は、本市内の環境センター及び出水市内のリサイクルセンターで行っています。現在、出水市内に新たな一般廃棄物処理施設が整備中です。

また、環境センター内に管理型の最終処分場も併設しています。

イ 医療機能

鹿児島県では、広域救急医療圏を設定しており、阿久根市、出水市、長島町は出水広域救急医療圏となっています。

第二次救急医療は、入院を必要とする重症の救急患者に対する医療を確保することが主目的であり、本市には出水郡医師会広域医療センターがあるほか、出水市の出水総合医療センターもその役割を担っています。

■出水広域救急医療圏における二次救急医療施設

機関名	所在地
出水郡医師会広域医療センター	阿久根市
出水総合医療センター	出水市

(7) 都市施設

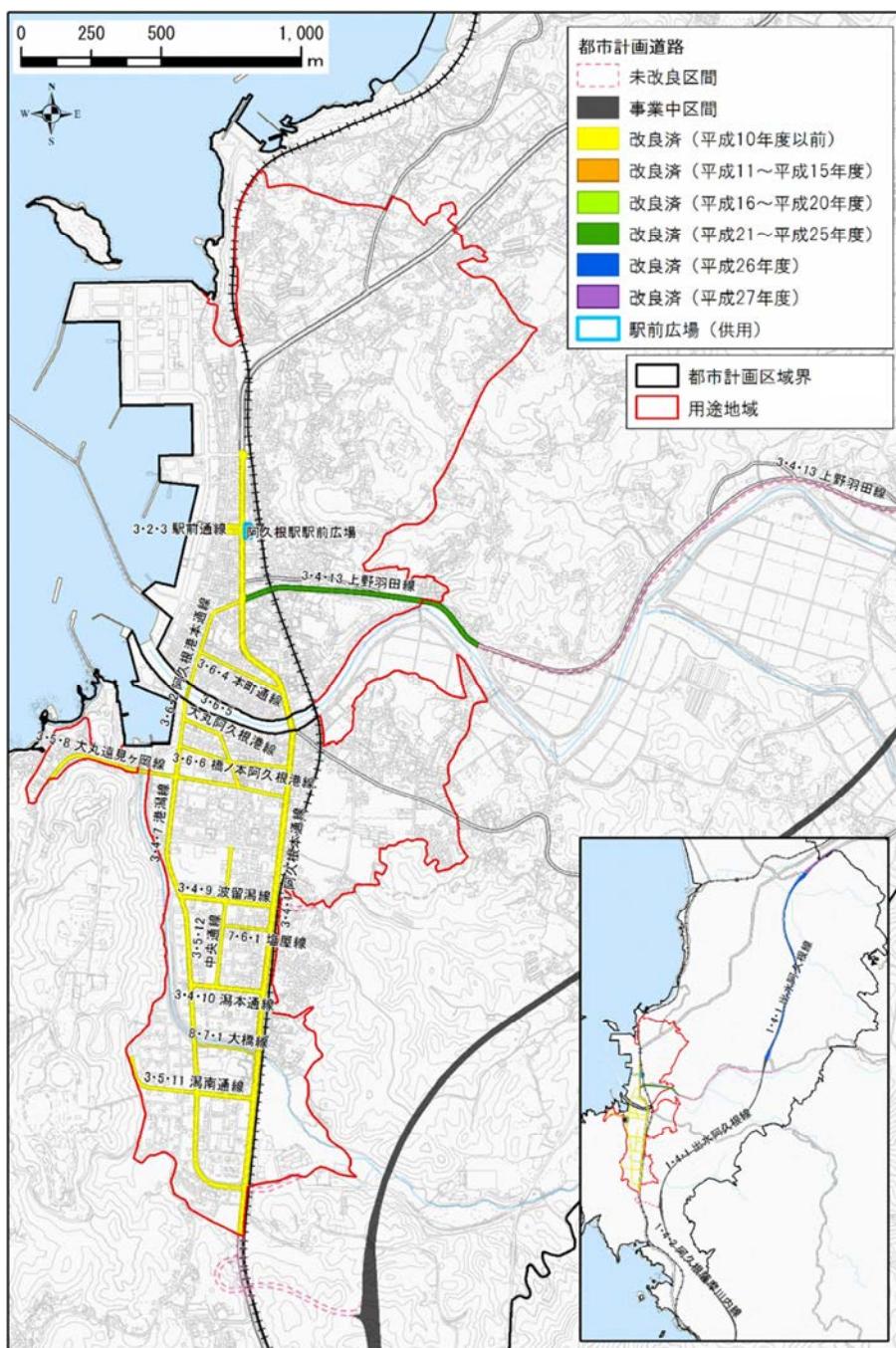
ア 都市計画道路

都市計画道路の整備状況は、下表のとおりです。

■ 都市計画道路の整備状況表

	都市計画道路		改良済	
	路線数	延長 (km)	延長 (km)	改良率 (%)
阿久根市	17	30.73	16.99	55

資料：鹿児島県の都市計画 2019



■ 都市計画道路の整備

資料：平成 27 年度都市計画基礎調査

イ 都市公園

都市公園の整備状況は、下表のとおりです。

本市の一人当たりの都市公園面積は $38.68 \text{ m}^2/\text{人}$ であり、都市公園面積の標準値※である $10 \text{ m}^2/\text{人}$ を満たしています。

※都市公園法施行令第1条の2に示される住民一人当たりの都市公園面積の標準値

■ 都市公園一覧

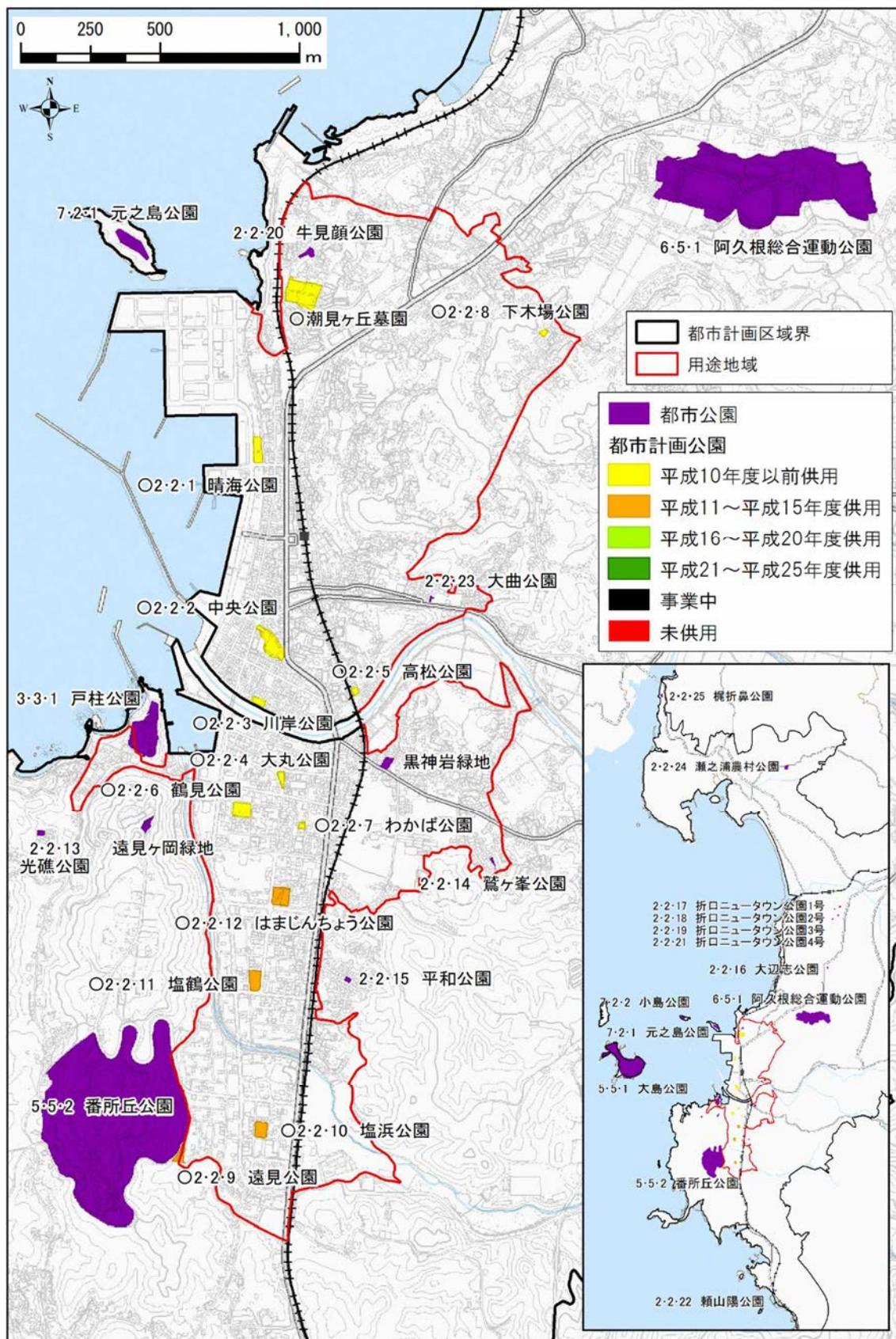
公園番号 種別 規格 一連番号	公園名称	種別	所在地	開設面積		供用の別 (全部又 は一部)	用 途 地 域 内	都 計 画 区 域 内	市 計 画 決 定
				開設日	開設面積				
2 2 1	晴海公園	街区	晴海町	S51. 4. 1	0.15	全部	○	○	○
" " 2	中央公園	"	本町	S32. 1. 23	0.63	"	○	○	○
" " 3	川岸公園	"	本町	S32. 1. 23	0.10	"	○	○	○
" " 4	大丸公園	"	大丸町	S32. 1. 23	0.09	"	○	○	○
" " 5	高松公園	"	高松町	S31. 5. 26	0.05	"	○	○	○
" " 6	鶴見公園	"	鶴見町	S58. 10. 20	0.32	"	○	○	○
" " 7	わかば公園	"	鶴見町	S58. 10. 20	0.05	"	○	○	○
" " 8	下木場公園	"	赤瀬川	S59. 3. 9	0.05	"	○	○	○
" " 9	遠見公園	"	西目字遠見	H14. 4. 1	0.68	"	○	○	○
" " 10	塩浜公園	"	塩浜町	H14. 4. 1	0.23	"	○	○	○
" " 11	塩鶴公園	"	塩鶴町	H14. 4. 1	0.27	"	○	○	○
" " 12	はまじんちょう公園	"	"	H14. 4. 1	0.37	"	○	○	○
" " 13	光礁公園	"	波留	H18. 3. 31	0.10	"		○	
" " 14	鶯ヶ峯公園	"	"	"	0.04	"	○	○	
" " 15	平和公園	"	"	"	0.04	"		○	
" " 16	大辺志公園	"	赤瀬川	"	0.12	"		○	
" " 17	折口ニュータウン公園1号	"	折口	"	0.10	"		○	
" " 18	折口ニュータウン公園2号	"	"	"	0.06	"		○	
" " 19	折口ニュータウン公園3号	"	"	"	0.04	"		○	
" " 20	牛見顔公園	"	赤瀬川	"	0.16	"	○	○	
" " 21	折口ニュータウン公園4号	"	折口	H19. 3. 15	0.03	"		○	
" " 22	頬山陽公園	"	大川	"	0.07	"		○	
" " 23	大曲公園	"	波留	H24. 3. 30	0.01	"	○	○	
" " 24	瀬之浦農村公園	街区	脇本	H6. 4. 1	0.52	"		○	
" " 25	梶折鼻公園	街区	脇本字舞棚	S49. 4. 22	0.94	"		○	
3 3 1	戸柱公園	近隣	波留字ハゲ下	S32. 1. 23	2.87	"	○	○	
5 5 1	大島公園	総合	波留	S32. 1. 23	30.02	"		○	
" " 2	番所丘公園	"	西目字遠見	H2. 7. 20	21.94	"		○	
6 5 1	総合運動公園	運動	赤瀬川	S61. 4. 1	15.25	"		○	
7 2 1	元之島公園	風致	赤瀬川字池尻	S63. 4. 20	0.52	"		○	
" " 2	小島公園	"	赤瀬川字池尻	S63. 4. 20	0.35	"		○	
緑	1 黒神岩緑地	緑地	波留字川原	S60. 12. 25	0.14	"	○	○	
" " 2	遠見ヶ岡緑地	"	波留字ハゲ下	S62. 6. 16	0.17	"		○	
墓	1 潮見丘墓園	墓園	赤瀬川字牛見顔	S32. 8. 19	0.92	"	○	○	○
合計か所数 [か所]					34.00		17	34	
合計面積 [ha]					77.40		7.12	77.4	
地区別一人当たり公園面積 [m ² /人]					38.68		7.75	42.04	

令和2年4月1日現在

※都市計画区域面積 A=4,185ha
" 人口 18,409人

※用途地域面積 A=301ha
" 人口 6,885人

資料：統計あくね令和元年版、市提供資料

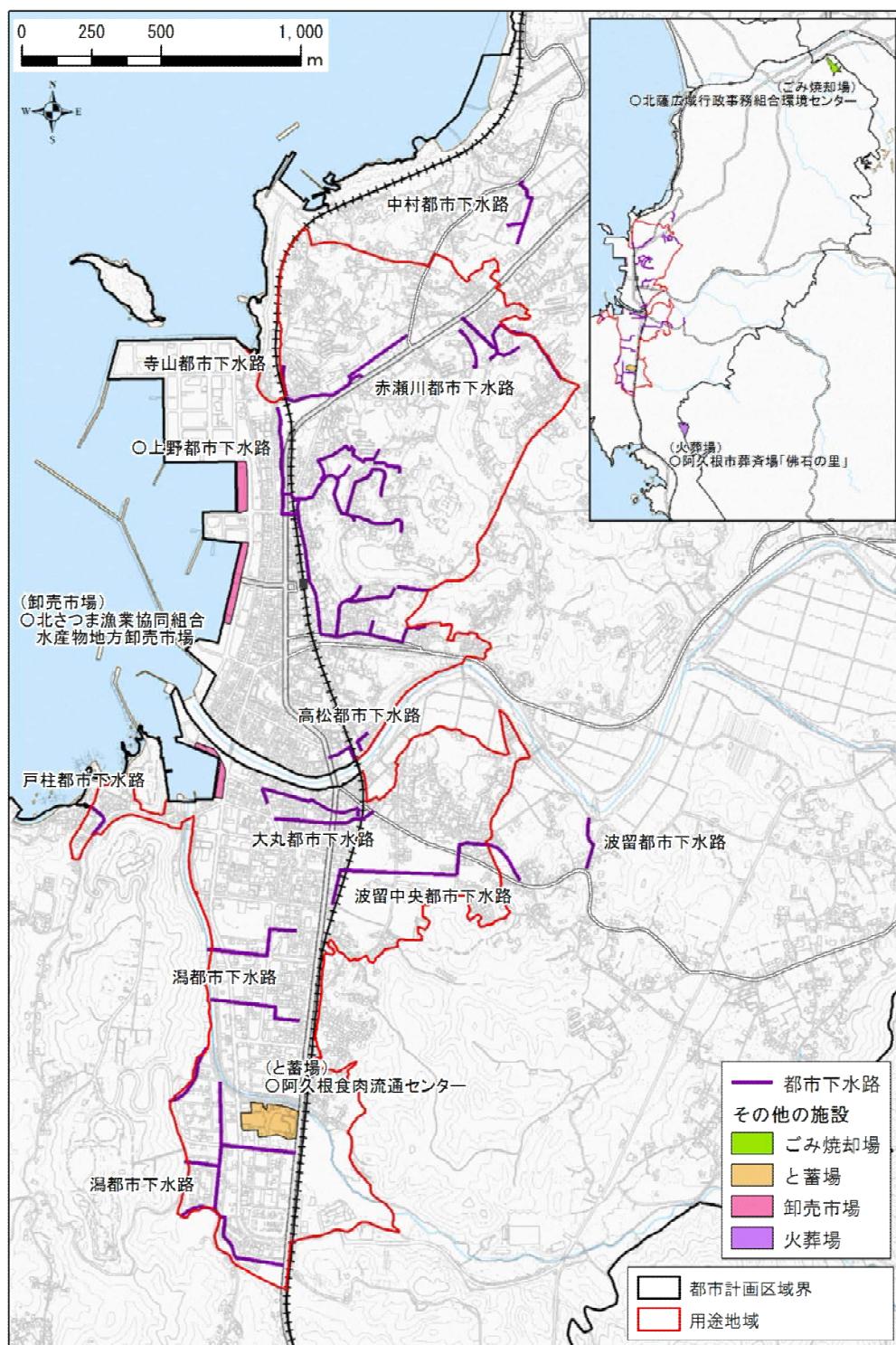


■ 都市公園位置図

資料：平成 27 年度都市計画基礎調査，市提供資料

ウ 下水道及びその他施設

下水道（都市下水路）及びその他施設の整備状況は、下図のとおりです。



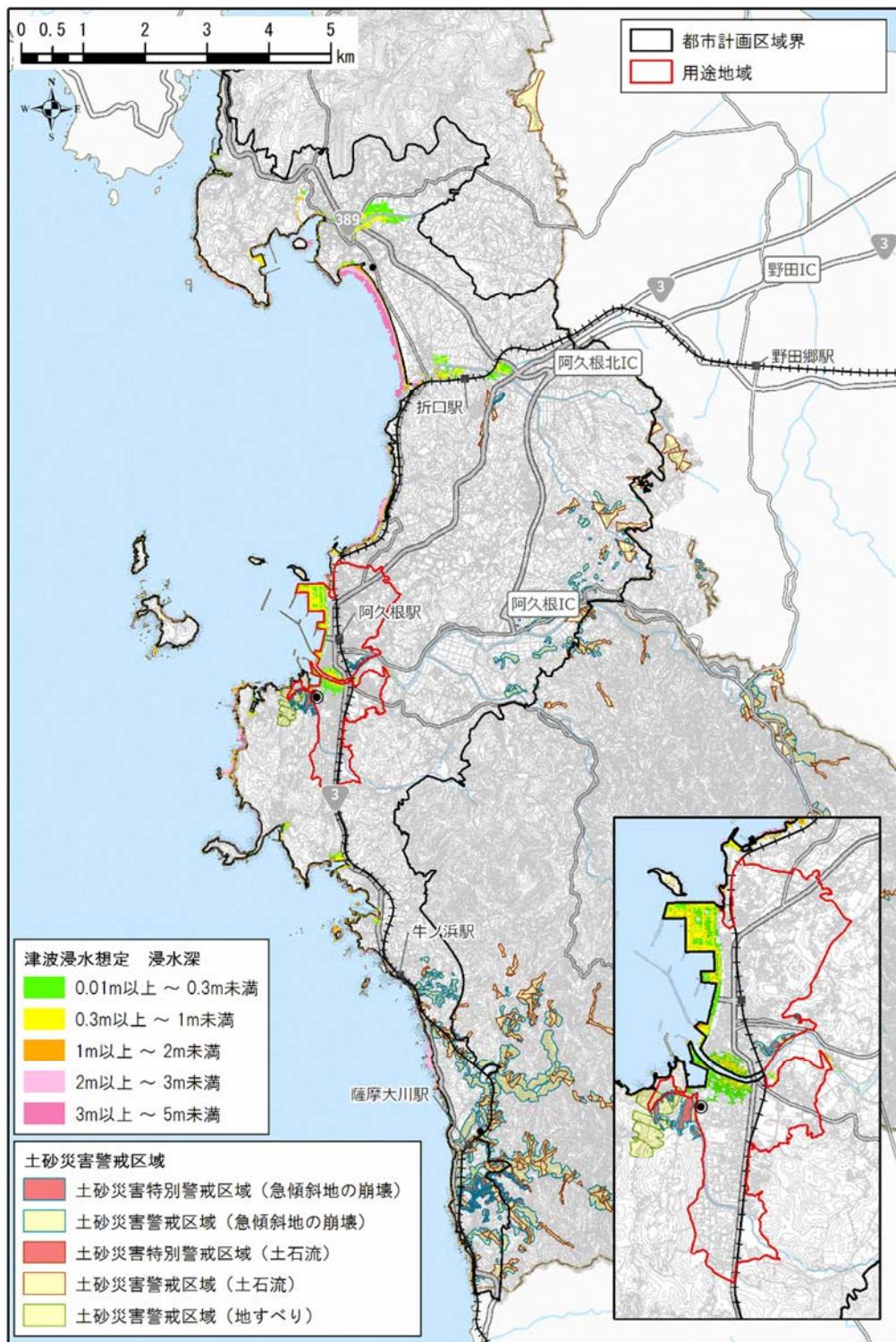
※ 都市計画下水路及びその他の施設については名称に○印を記載

■ 下水道及びその他施設の整備状況

資料：平成 27 年度都市計画基礎調査，市提供資料

(8) 災害

阿久根市の津波浸水想定と土砂災害警戒区域は、下図のとおりです。



■ 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域図

資料：国土数値情報 津波浸水想定（平成 28 年度），
土砂災害警戒区域（平成 30 年度）

(9) 自然環境

九州でも比較的温暖な本市では、気候に応じた豊かな生態系を確認することができます。本市では、阿久根市環境基本条例に基づきながら自然環境の保全に取り組んでいます。

ア 植物

潟地区に九州本土最北限のハマジンチョウの自生地があり、県の文化財として指定を受けているほか、地勢に応じて特徴ある植物が生育しています。

イ 動物

県立自然公園に指定されている海岸沿いでは、産卵のために上陸するウミガメを確認することができます。また、阿久根大島に生息する野生のシカも、本市の特徴的な動物に挙げられます。

(10) 景観

本市の景観は、東シナ海に面した約40kmの海岸線と日本三大急潮である黒之瀬戸に代表されるように、海の景観資源が多くあります。

また、農業や漁業、伝統、文化などの人々の営みにより育まれた農山漁村の景観は、魅力ある本市の景観のひとつです。

ア 景観資源

阿久根大島、脇本海岸、黒之瀬戸、牛之浜景勝地、大川島海岸等

2 市民意向の把握

都市計画マスタープランの策定（見直し）に当たり、幅広い市民の意見をできる限り反映するために、アンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート調査結果を抜粋し掲載します。

(1) 調査の概要

ア 調査対象

- 調査地域：阿久根市全域
- 調査対象：18歳以上で阿久根市にお住まいの方 2,000人

イ 実施方法

- 配布回収：郵送配布・郵送回収調査法
- 調査期間：令和元年9月5日～9月20日

ウ 回収結果

配布数2,000人に対し、713人（有効回収率：35.9%※）から回答をいただきました。

※宛先不明14人を除く

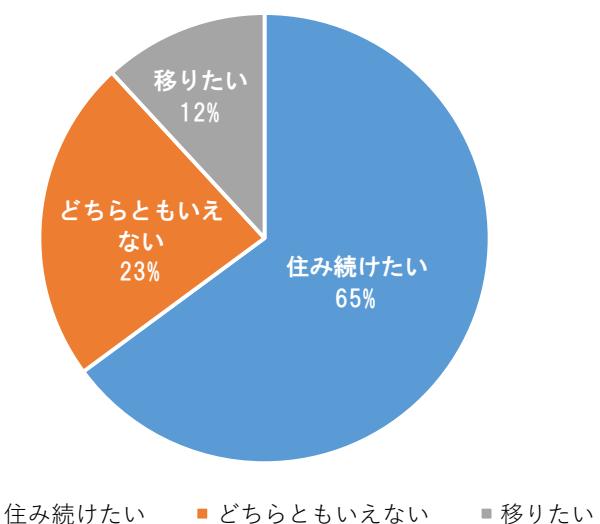
(2) 調査結果の概要

調査結果の概要を次ページ以降に示します。

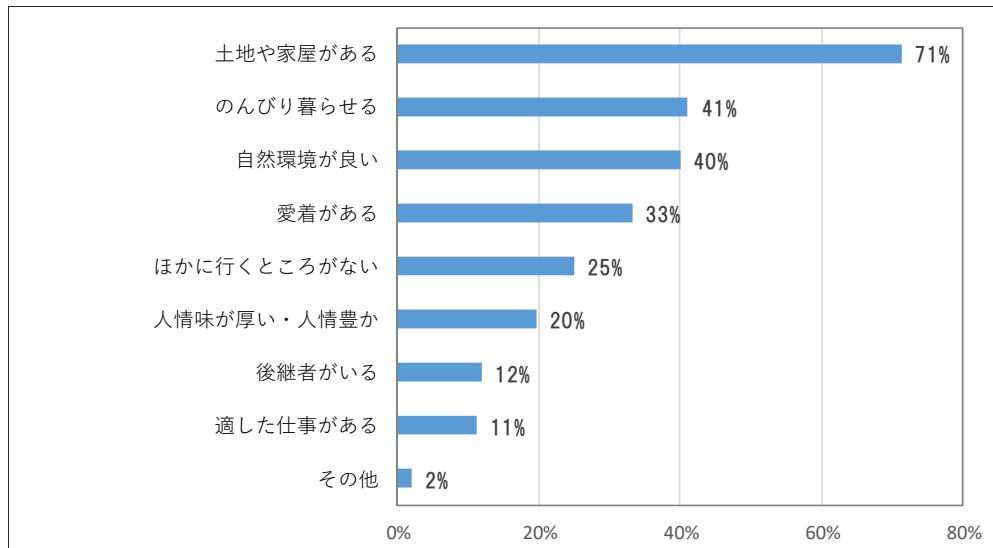
ア 今後の定住意向

- ・ 今後の定住意向について、住み続けたいと回答した人が 65% と高くなりました。
- ・ 住み続けたい理由としては、土地や家屋があるといった理由のほかに、のんびり暮らせる、自然環境が良いといった阿久根らしさに起因するものが多く挙げられました。
- ・ 移りたい理由としては、買い物や医療施設の受診、交通などの生活の不便さや、収入が少ないといった雇用面における不満が聞かれました。

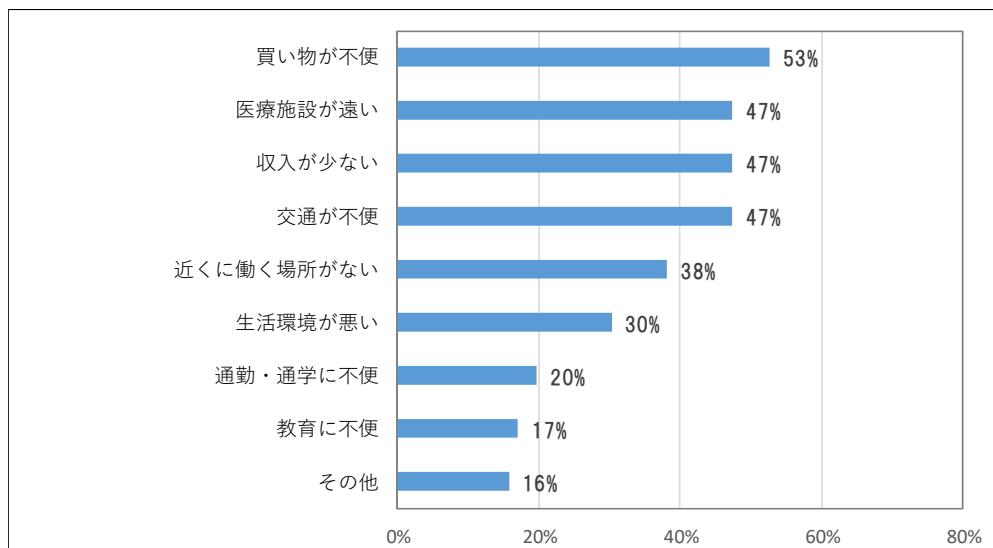
[定住意向]



[住み続けたい理由] (いくつでも)



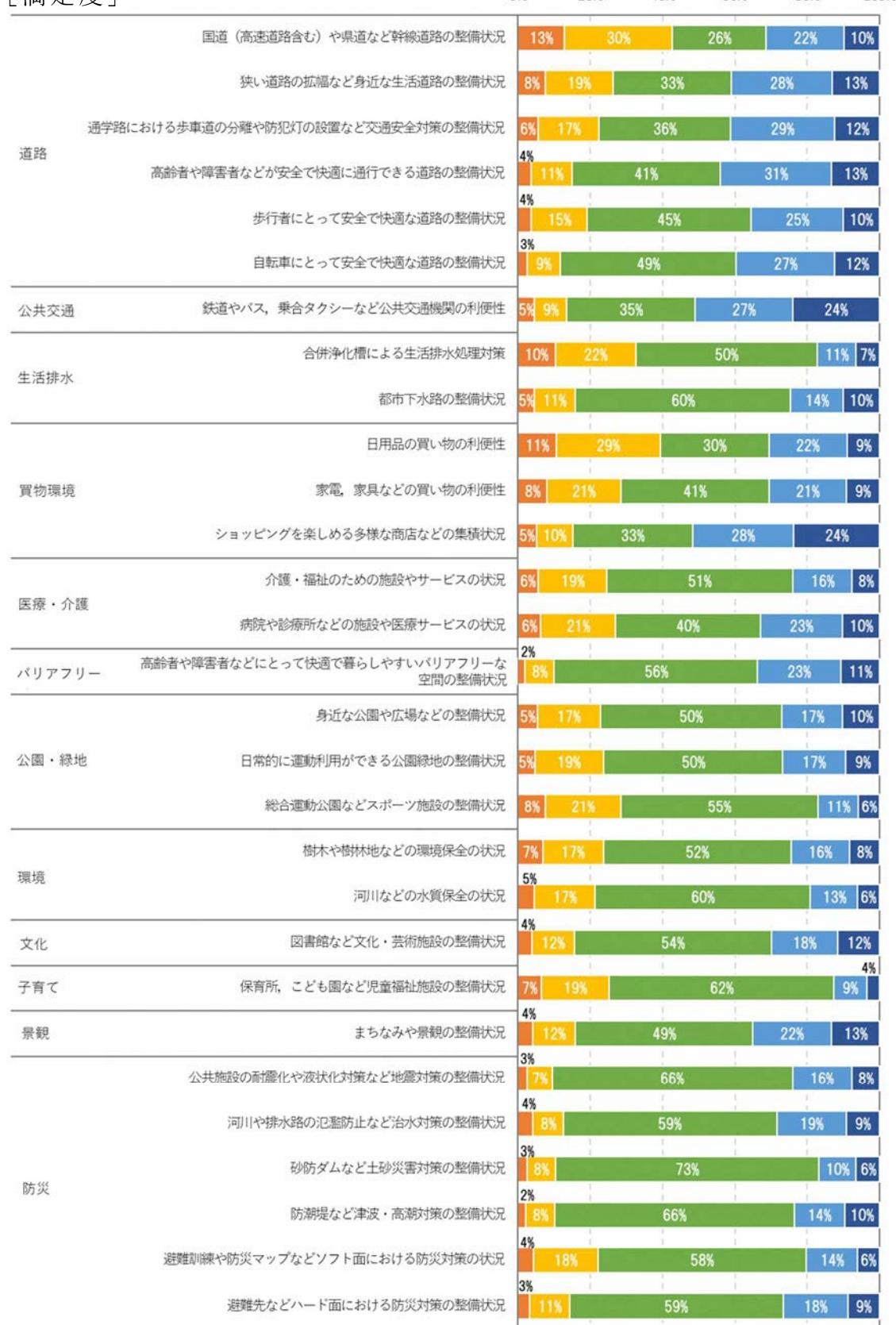
[移りたい理由] (いくつでも)



イ 現在の居住地区の満足度、重要度

- 国道や県道などの幹線道路の整備状況について満足度が比較的高い一方、生活道路についての項目は満足度が低く、重要度が高くなっています。
- 鉄道やバス、乗合タクシーなどの公共交通の利便性について、満足度が比較的低くなっています。
- 防災に関する項目は、いずれも重要度が比較的高くなっています。

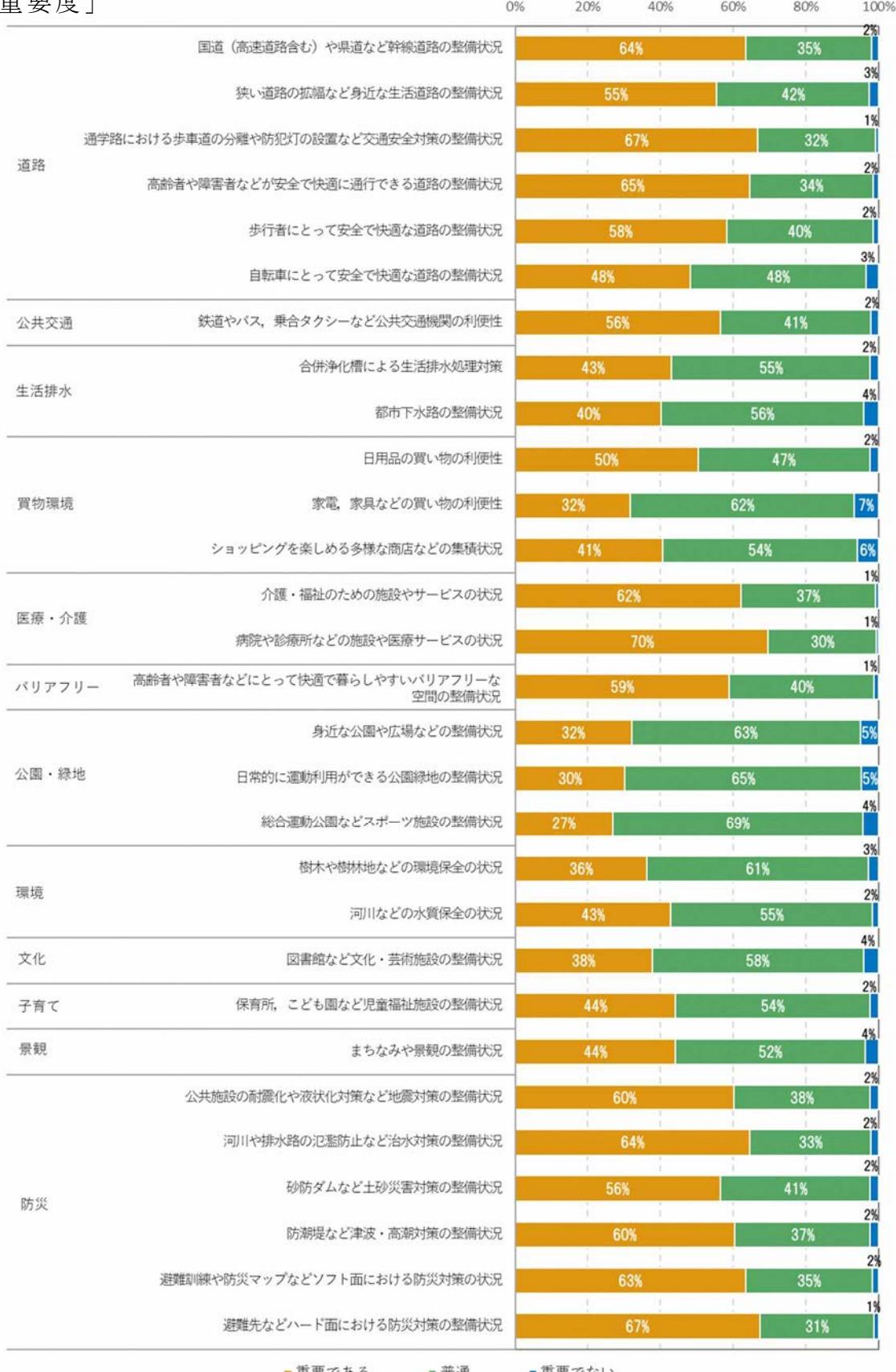
[満足度]



■満足している ■どちらかといえば満足している ■どちらともいえない ■どちらかといえば不満である ■不満である

※端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

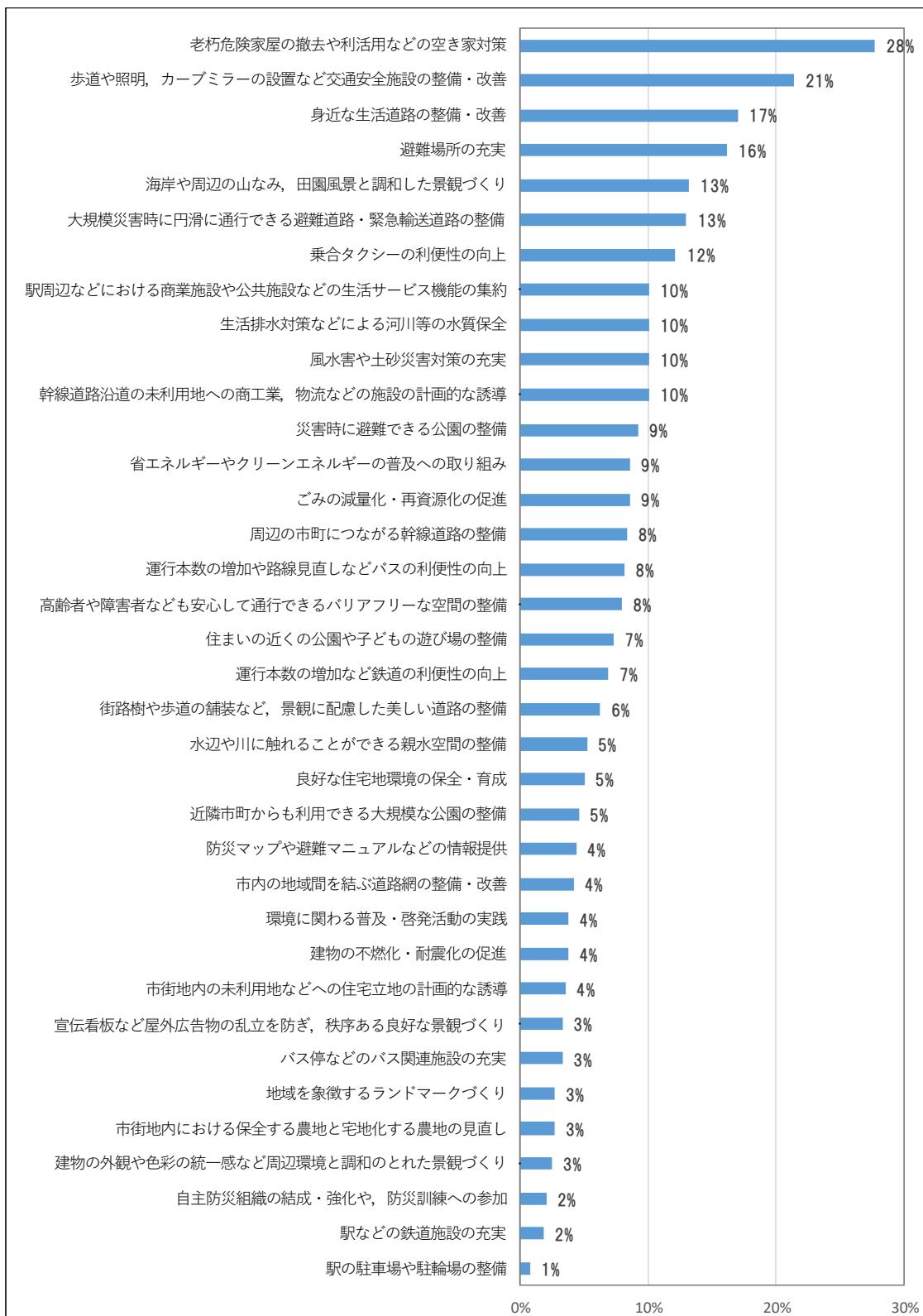
[重要度]



※端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

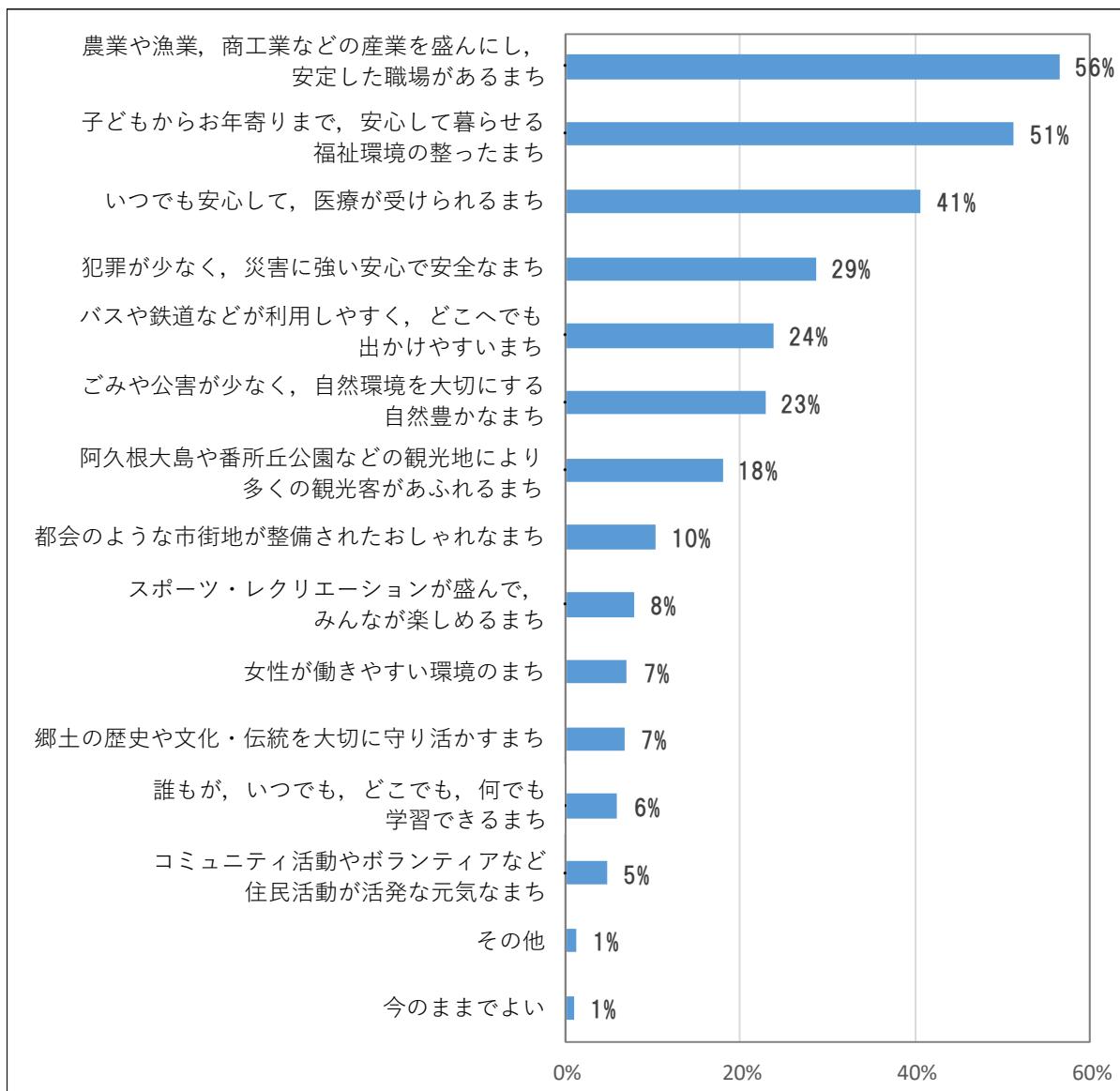
ウ 現在の居住地区について、特に望むもの（3つまで）

- 空き家対策について市民の関心が高くなっています。
- 身近な生活道路に対するニーズが高くなっています。
- 防災に関する項目では、避難場所の充実等ハード整備への関心が高い一方で、自主防災組織の結成・強化といったソフト対策への希望は少ない結果となりました。



エ 将来の阿久根市に望むこと（阿久根市の将来像）（3つまで）

- 雇用や福祉・医療に関する項目が高い結果となりました。



3 都市づくりの課題

以上を踏まえて、本市における都市づくりの課題を整理しました。

■都市機能や居住の誘導による市街地の活性化

全国的に人口減少、少子高齢化が進行し、地方財政の深刻化などが懸念されている中で、国全体として持続可能なまちづくりを目指した取組が行われています。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進行しており、平成12(2000)年にはDID地区が消滅しています。また、土地利用の面では、用途地域外の国道沿いにおいて開発行為が多く行われているほか、用途地域内には虫食い状に未利用地が分布しているなど、中心市街地の低密度化が進んでいます。

中心市街地に都市機能を誘導し、市街地の低密度化を抑制するとともに、低未利用地を有効に活用するなど、中心市街地のにぎわい創出に向けた取組が必要です。

■空き家対策等による住環境の維持・向上

本市では、全国の地方都市と同様に、少子高齢化や人口減少、核家族化に伴い、空き家の数は増加傾向にあります。

また、市民アンケートにおいても、現在の居住地区のまちづくりについて特に望むものとして空き家対策が最上位に挙げられており、老朽危険家屋の撤去や既存空き家利活用などの対策が求められています。

倒壊の危険や衛生面、景観面等で周辺に悪影響を及ぼす管理不全な空き家に対し適切に対応し、暮らしやすい住環境の維持・向上を図ることが必要です。

■高規格交通ネットワーク整備効果を見据えた都市づくりの推進

現在整備が進められている南九州西回り自動車道や北薩横断道路等の高規格交通ネットワークが完成すると、本市と他の都市圏とのアクセス性が向上し、社会経済環境が大きく変化することが考えられます。

この高規格交通ネットワークの整備をまちづくりの好機と捉え、その効果を最大限に生かすことで、産業や観光振興による雇用の確保や交流人口の拡大、定住人口の確保が求められます。

都市づくりの側面では、都市基盤の整備や土地利用の再編と適切な機能立地への誘導など、高規格交通ネットワーク整備インパクトを見据えた都市づくりを推進することが必要です。

■誰もが移動しやすい公共交通や生活道路の確保

本市の公共交通は肥薩おれんじ鉄道と路線バスですが、いずれも利用者が少なく厳しい経営となっています。市民の移動手段を確保するために乗合タクシーや高齢者等福祉タクシーが運行されていますが、市内には交通空白地域や不便地域が多く見られます。

一方で、市民アンケートにおいては、阿久根市から移りたい理由として「交通が不便」という声が多く挙げられたほか、今後の都市づくりについて望むものとして身近な生活道路に関する項目が上位となるなど、日常生活における交通の利便性確保が求められています。

今後も高齢化が進むと予想される中で、高齢者や障がい者等の交通弱者も安全・快適に移動できるよう、公共交通サービスの維持・確保や歩行空間のバリアフリー化等を図ることが必要です。

■緑豊かで美しい環境や景観の保全・創出

本市には、レクリエーションの拠点となるような大規模な公園や、海、山、里から構成された美しい景観が多くあります。これらの環境や景観は、阿久根の大きな魅力のひとつとなっています。

また、市民アンケートから、「のんびり暮らせる」、「自然環境が良い」といった阿久根らしさが定住意向に大きく関係していることがわかります。

阿久根らしい緑や景観を保全・創出し有効に活用することで、魅力あるまちづくりに取り組み、交流人口の拡大や定住人口の確保につなげていく必要があります。

■市民の安心・安全の確保

近年、全国的に大規模地震や大型台風等による水害が多発しており、各地に甚大な被害をもたらしています。

東日本大震災以降、市民の危機意識も高まっており、市民アンケートでは、防災に関する項目への重要度が高くなっています。

様々な自然災害が起こりやすい地理的特性を有し、また、市域のほとんどの地域が川内原子力発電所からおおむね 30km 圏内に位置するため、平常時から総合的に防災対策を進めながら、誰しもが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めることができます。

■最適な公共施設の整備と維持管理

本市の公共施設の多くは老朽化が進行しています。今後も人口減少が続くことが予測される中、限られた財源で市民の快適な暮らしを維持・向上させていくために、計画的・効率的な整備や適切な維持管理に取り組む必要があります。

第2章 阿久根市の将来都市像

1 都市づくりの基本理念

本市では、令和2年度からを期間とする「阿久根市まちづくりビジョン」を策定し、目指すべきまちづくりの方向を明確に示し、その実現に向けて総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んでいます。

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」で掲げられた目標を都市づくりの側面からの実現を目指すことを基本理念とし、基本方針については、都市計画の観点に立った新たな方針を掲げることとします。

(参考) 阿久根市まちづくりビジョンの将来像

「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」

2 都市づくりの基本方針

本計画では、「阿久根市まちづくりビジョン」の将来像の考え方を踏まえ、都市づくりのテーマ（将来都市像）と基本方針を以下のように定めます。

都市づくりのテーマ（将来都市像）

■ 安全で潤いと安らぎにあふれたまち あくね

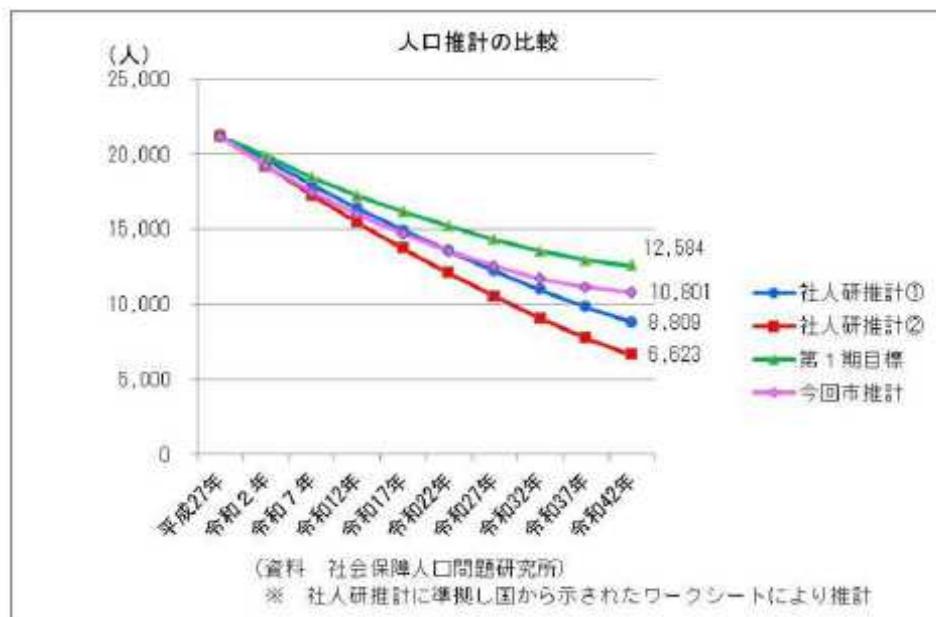
都市づくりの基本方針

- 方針① 計画的な基盤整備による快適で安全・安心なまちづくり
- 方針② 都市機能が集積した生活に便利なまちづくり
- 方針③ 自然や人が共生した持続可能なまちづくり

3 将来人口の見通し

将来人口の見通しについては、令和2年度策定の「阿久根市まちづくりビジョン」に基づくものとします。

- ・ 人口減少傾向が将来も続くと仮定した場合、令和42（2060）年の人口推計は、社人研の平成25年の推計（社人研①）では8,809人、平成30年の推計（社人研②）では6,623人と予測されています。
- ・ このことから、各種施策の実施による将来人口目標として、令和42（2060）年に10,800人を目指すこととしています。
- ・ 長期的には人口減少が避けられない状況にあるものの、まちの魅力向上を図ることで、減少ができる限り抑制していくとともに、出生率の向上や若年層をはじめとするあらゆる世代の社会増減の改善を図るものとします。



4 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

急激な人口減少と高齢化は全国的な問題ですが、本市においても、現在の市街地規模のまま人口減少が続けば、市街地の人口密度が低下し、日常生活を支える生活サービス機能や公共交通等の機能が低下することで、現在の暮らしやすさが損なわれることが危惧されています。

こうした人口減少や高齢化を踏まえた都市づくりの考え方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が国において示されています。

これは、自家用車利用を前提に市街地を整備しながら都市の発展・拡大を目指してきたこれまでの都市づくりと異なり、既に整備された市街地に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、歩いて暮らせるまちとともに、その拠点間を公共交通でネットワーク化し、日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すものです。

本市においても、この「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、人口減少・少子高齢時代においても一定の人口密度を確保し、持続可能なコンパクトな都市づくりを進めることで、現在の暮らしやすさを維持する必要があります。

(2) 将来都市構造

本市の都市構造は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、中心市街地に都市機能を集約し、日常的な生活サービス機能を提供する生活拠点と中心市街地を利便性の高い公共交通でつなぐ都市形態を目指します。

ア 拠点の考え方

(ア) 中心都市拠点

- ・ 阿久根駅から市役所周辺を中心都市拠点と位置付けます。
- ・ 商業機能や業務機能、公共サービス機能等の都市機能を維持・誘導し、都市の中心拠点として魅力ある都市空間を創出します。

(イ) 地域生活拠点

- ・ 北部地域の脇本地域、南部地域の大川地域を地域生活拠点と位置付けます。
- ・ 地域生活拠点では、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実します。

(ウ) 工業・流通拠点

- ・ 阿久根漁港一帯と市街地南部地区を工業拠点と位置付けます。
- ・ 阿久根北 IC 周辺や（仮称）西目 IC 周辺部は、広域交通ネットワークに近接する利便性を生かした流通拠点と位置付けます。

(エ) 観光・レクリエーション拠点

- ・ 脇本海水浴場、阿久根大島、大川島海水浴場、黒之瀬戸、寺島（寺島宗則記念館）、番所丘公園等を観光・レクリエーション拠点と位置付けます。
- ・ 市民のリフレッシュの場、また身近な自然とのふれあいの場としての機能の維持・充実を図ります。

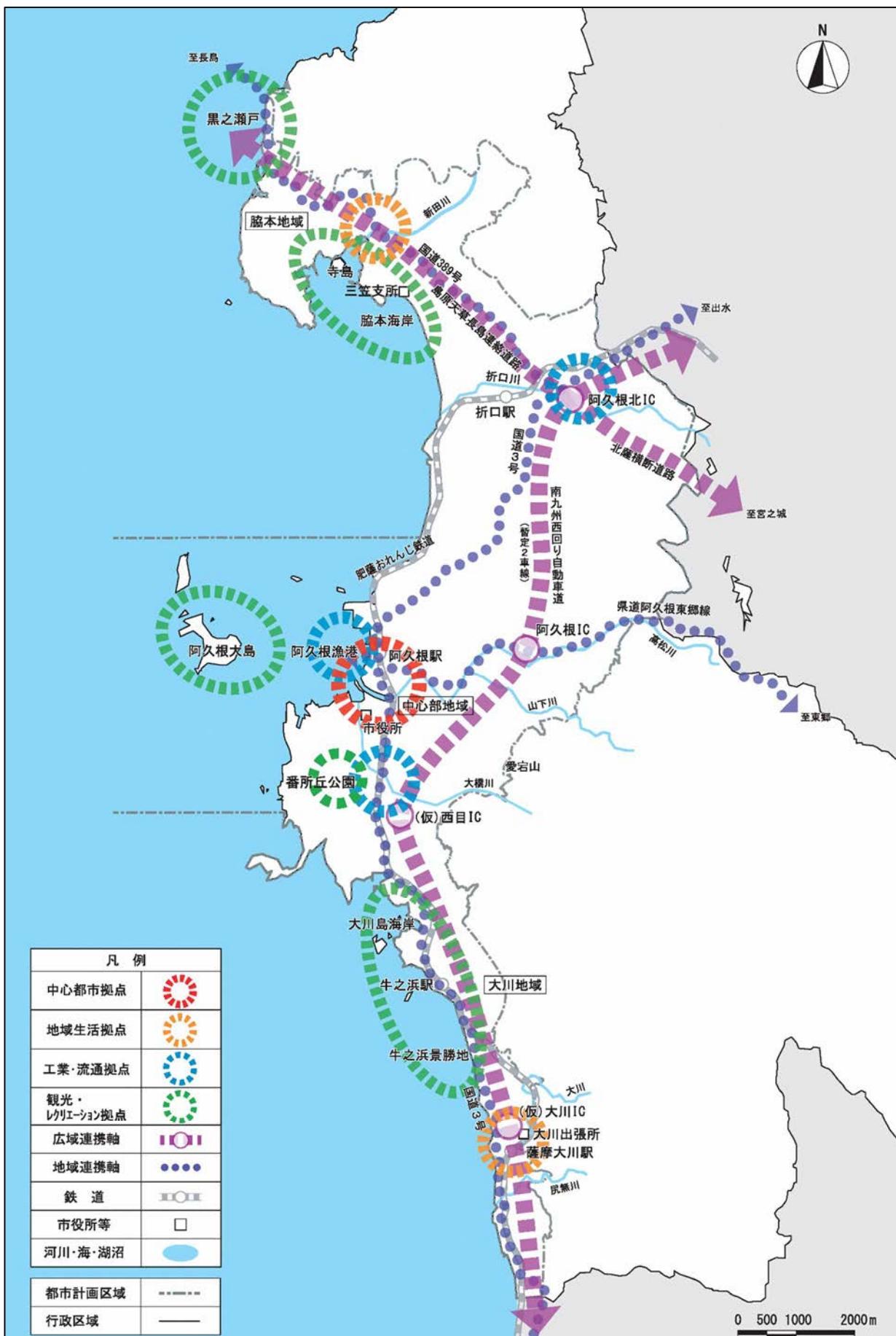
イ 軸の考え方

(ア) 広域連携軸

- ・ 南九州西回り自動車道は、国土レベルの連携を担う「広域連携軸」として位置付け、阿久根市と他の都市圏とのアクセス性の向上や経済・文化・観光等の交流人口の増大を図ります。
- ・ 北薩横断道路と島原天草長島連絡道路も、隣接都市との交流強化に資する広域連携軸として位置付け、その整備を促進します。

(イ) 地域連携軸

- ・ 国道 3 号、国道 389 号、主要地方道県道阿久根東郷線は、市内各拠点や隣接市町との往来に多く利用されている路線であることから、地域連携軸として位置付けます。これらの路線は、既に整備が完了しているため、整備完了箇所の機能向上や適切な維持管理を行います。
- ・ 肥薩おれんじ鉄道は、高齢者等の自動車に頼ることができない市民にとって、日常生活に必要な交通機関であり、将来的にもその役割を果たさせるべく地域連携軸と位置付けて、利用の促進を図ります。



■ 将来都市構造図

第3章 全体構想

1 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 人口減少・高齢化社会に対応した土地利用の誘導を図るために、既存ストックを有効活用しながら都市機能が集約したコンパクトなまちづくりを目指します。
- 空き家や空き地などの都市のスポンジ化問題に対応し、適正な管理と有効活用に努めることで、市街地の低密度化を抑制します。
- 将来的な土地利用を踏まえ、住宅地、商業・業務地、工業地、農地・山林地域としての用途純化を図り、用途に即した良好な環境の維持・形成に努めます。
- 将来的な広域交通ネットワークの整備に伴い、他都市や鹿児島空港とのアクセスが向上し、人的交流や物流の促進が期待されることから、広域交通ネットワーク整備インパクトを見据えた計画的な土地利用を進めます。

(2) 土地利用の方針

方針① 住宅地の方針

- ・ 商業・業務地、工業・流通業務地を除いた市街地を住宅地と位置付けて、必要に応じて用途見直しを行うことで、敷地の細分化や用途の混在防止、地場産業との共存を図り、良好な住環境の維持・誘導に努めます。
- ・ 防災、景観上大きな課題である管理不全の空き家について、適切な助言・指導を行います。
- ・ 広域交通ネットワークの強化に伴い交通利便性の高まる地区においては、地区計画などの各種まちづくり制度を活用した計画的な住宅供給について検討します。
- ・ がけ地近接住宅の移転を推進します。

方針② 商業・業務地の方針

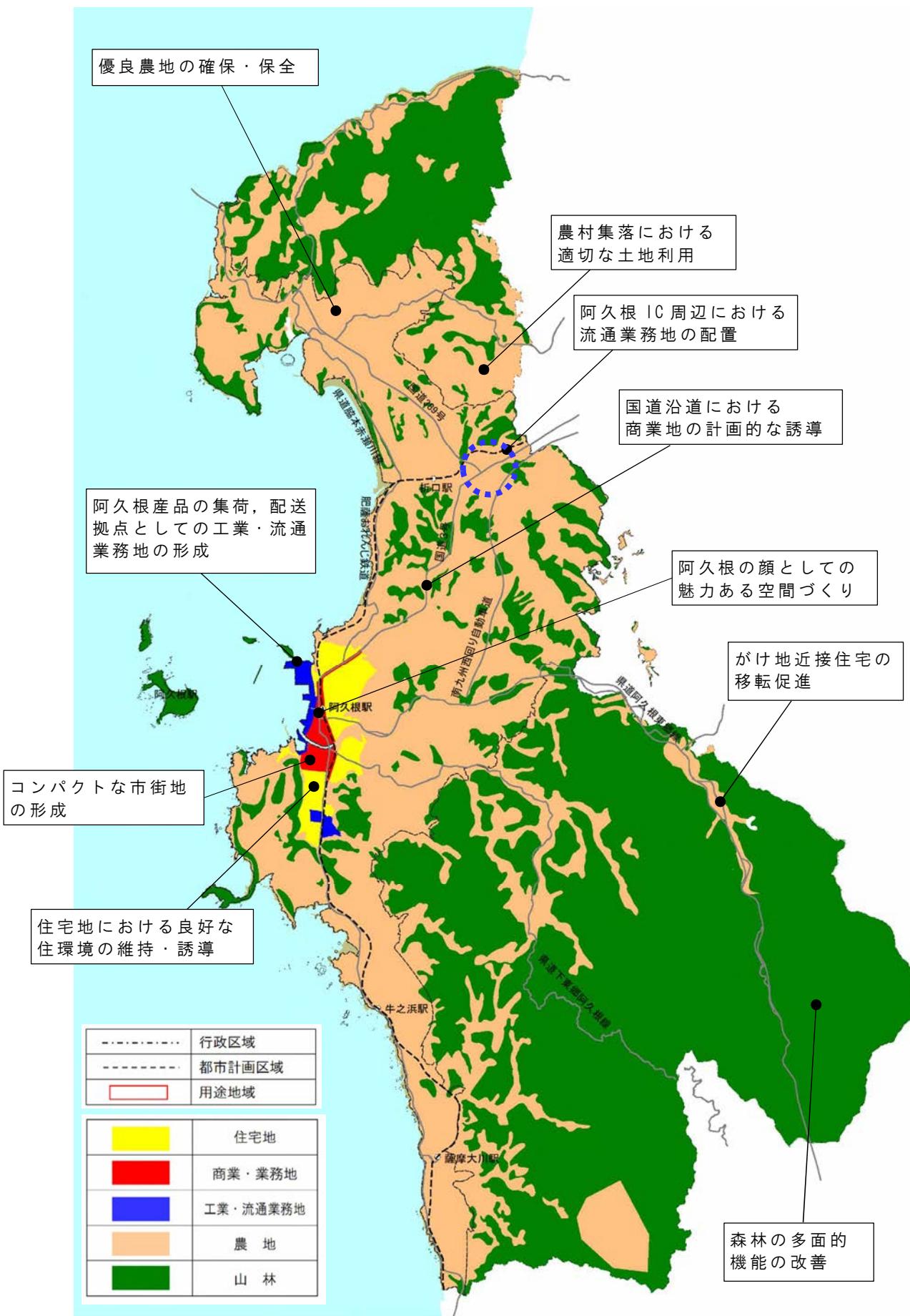
- ・ 阿久根駅周辺は、従来の交通アクセス機能や交通結節機能、情報発信機能などを強化するとともに、阿久根の“顔”として魅力ある空間づくりを行います。
- ・ 阿久根駅から市役所周辺の中心部における商業・業務機能を維持することで、コンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・ 阿久根駅の東側と西側の結びつきを強め、市街地としての一体性を高めます。
- ・ 沿道型商業施設の集積が進む国道3号及び国道389号沿道は、沿道型商業地と位置付け、必要に応じて地区計画の導入を検討しながら、健全な商業地の計画的な形成を誘導し、中心商業地と連携を図ります。

方針③ 工業・流通業務地の方針

- ・ 交通利便性の高い阿久根北IC周辺や新たに整備が進められている(仮称)西目IC周辺、阿久根漁港周辺に流通業務地を配置し、阿久根産品の集荷、配送拠点の形成を図ります。

方針④ 農地・山林地域の方針

- ・ 農業生産基盤整備がなされた農地又は今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等を用いながら、優良農地の確保・保全に努めます。
- ・ 集落地においては、周辺の田園環境と調和した適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制するとともに、阿久根らしい“里”環境の維持・保全に努めます。
- ・ 荒廃した森林や放置竹林において、森林の有する多面的機能の改善を目指します。



■ 土地利用方針図

2 市街地整備の方針

(1) 基本方針

- 中心市街地を含む既成市街地においては、商業、業務、医療、福祉等の都市機能や居住の誘導を促進し、便利に暮らせる持続可能な市街地形成を目指します。
- 空き家、空き地対策については、適切な管理の普及啓発、利活用の促進、特定空家等*に対する措置に取り組みます。
- 南九州西回り自動車道の阿久根川内道路の整備を見据えて、市街地近傍の（仮称）西目 IC の開通を見据えた市街地整備を検討します。

*特定空家等：「空家等対策特別措置法」にて定義された、放置すれば倒壊等のおそれや、衛生面で周辺環境に悪影響を及ぼす空き家のこと。

(2) 市街地整備の方針

方針① 中心市街地における都市機能の誘導

- ・ 中心市街地では、阿久根駅周辺エリア、旧港周辺エリア、風テラスあくね（市民交流センター）周辺エリアでの相互に連携した拠点的な機能の確保を図ります。
- ・ 阿久根駅周辺については、空き家、空き店舗なども活用して、まちの顔として魅力ある都市機能の誘導を促進するとともに、交流機能の強化と歩行者空間の整備により、活気ある中心拠点の確立を目指します。

方針② 市街地内未利用地への適切な居住誘導

- ・ 土地区画整理事業が完了した潟地区においては、未利用地の土地利用を促進し、人口の定着化及び良好な住宅地の形成を目指します。
- ・ 居住誘導に当たっては、地区計画など各種まちづくり制度の活用を検討します。
- ・ 市街地内のまとまった未利用地は、敷地の細分化や用途の混在を防止しながら、利活用を図ります。

方針③ 空き家対策の推進

- ・ 「阿久根市空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的な空き家対策に取り組みます。
- ・ 管理不十分な空き家等が増加しないよう、相談体制の整備や所有者の意識啓発に努めます。
- ・ 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家等については、助言又は指導、勧告、命令等、法に基づく措置を講じます。
- ・ 空き家バンク事業を推進するとともに、市の事業についての情報提供に努め、空き家や空き地の利活用の促進に努めます。

方針④ 広域交通ネットワーク整備に対応した住宅地の確保

- ・ 広域交通ネットワークの強化に伴い交通利便性の高まる地区においては、地区計画などの各種まちづくり制度を活用した計画的な住宅供給について検討します。



■市街地の状況

3 道路・交通の方針

(1) 基本方針

- 広域道路交通ネットワークの整備を促進するとともに、主要な幹線道路等と一体となったネットワークの強化や、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。
- 市民アンケートにおいて関心の高かった生活道路については、市民の生活環境の基盤であることから、適切な維持管理や整備改善に努めることで、誰もが安全で快適に利用できる道路空間とします。
- 市民の移動手段を確保するために、公共交通の維持・充実を図るとともに、従来の交通手段のみならず、地域のニーズに対応した新たな交通体系の構築を目指します。

(2) 道路・交通の方針

方針① 道路交通ネットワークの強化

- ・ 高規格幹線道路（南九州西回り自動車道）や地域高規格道路（北薩横断道路、島原天草長島連絡道路）の早期整備、開通を促進するとともに、供用後の交通アクセス機能の向上について効果的に情報発信し、市のにぎわいづくりに努めます。
- ・ 高規格道路の整備促進に当たっては、整備後の周辺環境への影響に配慮し、快適な市民生活との調和を図ります。
- ・ 国道3号、国道389号、主要地方道県道阿久根東郷線等の主要幹線道路は、既に整備が完了しているため、整備完了箇所の機能向上や適切な維持管理を促進し、高規格道路や国道、県道と一体となって機能するよう、道路網としての整備に努めます。
- ・ 脇本地域と市中心部の連携強化のため、一般県道脇本赤瀬川線の整備促進に努めます。
- ・ 中心部地域と他の地域及び市街地東部と西部の連携強化、国道3号の補完に向けて、市道（仮称）市街地外環状線の整備を推進します。
- ・ 道路網のネットワーク化により交通事情が変化し、既存規格では通行に支障が出るおそれのある市道について、大型車への対応や走行性の向上といった既存規格の見直しを図ります。

- ・ 農林業の基幹施設として、農道や林道の役割を果たせるよう、道路改良や適正な維持管理を推進するとともに、市道とのネットワーク化を図ります。
- ・ 大規模災害時における緊急物資の輸送に必要な道路ネットワークを構築します。
- ・ 長期末着手となっている都市計画道路については、必要性の検証などを行い、必要に応じて見直しを行います。

方針② 安全で快適な道路空間の維持・創出

- ・ 県道の交通混雑や危険箇所について、関係機関に働きかけ、整備改善を促進します。
- ・ 市道を適切に維持管理し、橋りょうについては橋梁長寿命化計画に基づき改修・補修を進めることで、安全確保に努めます。
- ・ 市道は、歩道や照明、カーブミラーの設置などの交通安全施設の整備・改善を推進し、歩行者の安全確保に努めます。
- ・ 市道の改良に当たっては、災害時や緊急時に対応できるよう、機能拡充を図ります。
- ・ 環境に配慮し、水の有効利用を促進するため、透水性のある道路舗装の整備を推進します。
- ・ 歩行者や自転車が安心・快適に通行できるよう、引き続き歩行空間のバリアフリー化やバス停の整備改善に取り組みます。
- ・ 幹線道路について、災害時における電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、関係機関に働きかけ、無電柱化を検討します。

方針③ 市民の生活を支える公共交通の維持・充実

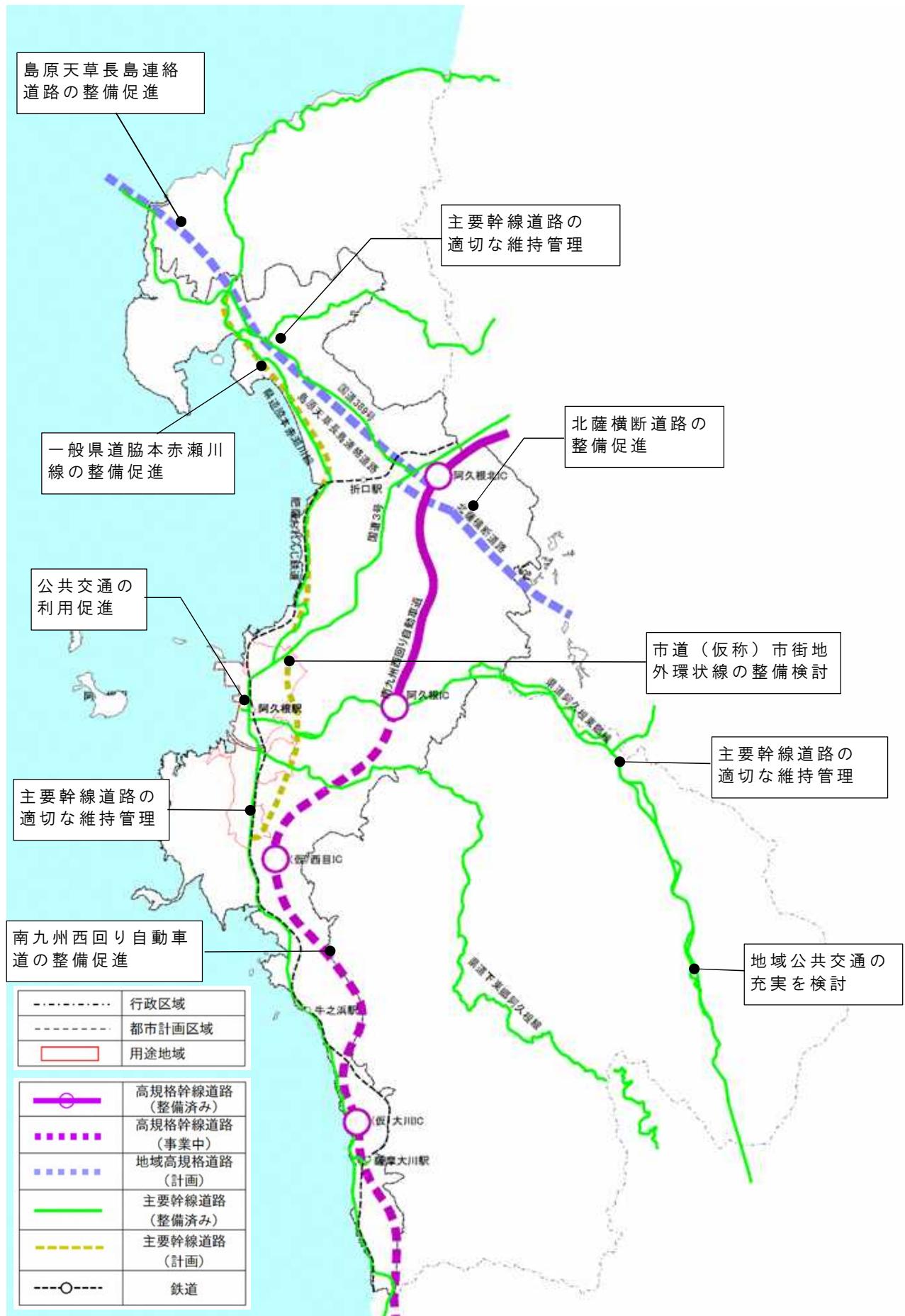
- ・ 公共交通機関の利便性や快適性が向上するよう、必要な支援を実施するとともに、鉄道やバス事業者と連携・協力しながら公共交通機関の利用を促進し、その維持に努めます。
- ・ 乗合タクシー事業の周知や利用者の意見を踏まえた利便性の改善を図ることで、市民の乗合タクシー利用を促進します。



■ 肥薩おれんじ鉄道阿久根駅



■ 国道 3 号



■ 道路・交通方針図

4 公園・緑地の方針

(1) 基本方針

- 本市では、すでに一定レベルの公園緑地が整備されていることから、今後は、既存公園の適切な維持・管理や魅力の向上に努め、だれもが安全・安心に遊べる環境を確保します。
- 地形特性や自然特性を踏まえて、自然生態系の骨格を形成するような山林や里山、農地等の緑を保全・活用します。
- 市民や関係団体等との連携・協働により、公園緑地の活用や都市緑化の推進等、緑の育成に努めます。

(2) 公園・緑地の方針

方針① 本市のシンボルとなる公園緑地の利活用

- ・ 番所丘公園、阿久根大島公園や梶折鼻公園を観光・レクリエーション拠点と位置付け、自然と気軽にふれあうことのできる空間として、利活用の拡大に努めます。
- ・ 阿久根総合運動公園は、施設の老朽化や機能更新を考慮しながら、本市のスポーツの中心地として適正な維持管理に努めます。

方針② 公園緑地の適切な維持管理や利活用

- ・ 公園施設長寿命化計画に基づき、既存施設を適正に更新、維持管理することで、潤いある生活環境の形成を図ります。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの社会の変化に伴い多様化するニーズに対応するために、健康増進や子育てしやすい環境づくりの一環として、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場となるような公園緑地の再編と活性化に取り組みます。
- ・ 公園・緑地の維持管理に当たっては、地域住民や関係団体等の参画を求ることにより、協働による維持管理を目指します。

方針③ 自然環境の保全と活用

- ・ 本市の豊かな自然の象徴となっている海岸線や、里山や農地、河川などの自然環境を保全するために、開発抑制や緑化推進の指導、水辺の豊かな生物を創出するための川づくりの推進、保存樹・保存樹林の保護・指定等に取り組みます。

方針④ 都市緑化の推進や緑に関する活動支援

- ・ 市街地における緑化を推進するため、公園や街路樹等の適切な管理を行います。
- ・ 学校や公営住宅などの公共施設における都市緑化を推進するとともに、地区計画や緑地協定などの導入による民有地の緑化を促進します。
- ・ 市民や事業所等による植樹・清掃活動への支援や、自然体験学習、住民参加型の環境観察会の企画・検討などに取り組みます。



■阿久根総合運動公園



■市街地の街路樹



■公園・緑地方針図

5 景観の方針

(1) 基本方針

- 本市には、牛之浜景勝地や阿久根大島、黒之瀬戸の渦潮に代表される海の景観、中心市街地の背後に広がる丘陵地などの山の景観、古くからの人々の営みにより育まれた里の景観など、阿久根らしい景観要素が数多くあるため、これらの阿久根らしい景観を守り、伝え、創造することにより、地域の魅力を引き出します。

(2) 景観の方針

方針① 「うみ」・「やま」・「さと」 と調和した阿久根らしい景観づくり

- ・ 阿久根市の代表的な自然的景観である海岸景観を保全するため、海岸の清掃活動や漂着物対策などを推進します。
- ・ 黒之瀬戸の梶折鼻公園うずしお展望所など既存の視点場を適正に運営・維持管理するとともに、鹿児島県指定文化財（名勝）に指定された景勝地で、風光明媚な「牛之浜海岸」近傍に魅力ある交流拠点として整備を計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅※においても、来訪者に阿久根の美しい景観を伝える施設として整備を推進します。
- ・ 昔ながらの港の風景を残す旧港周辺は、阿久根の原風景として、港景観の保全を図ります。
- ・ 人々の営みを通じて育まれた里の景観を守るため、農村整備に当たっては、自然環境や生態系に配慮します。
- ・ 「埋蔵文化財包蔵地」の周辺の開発については、無断で開発行為を行うことがないよう、法令に基づいた事前の届出等を行うよう指導し、文化財周辺の文化的・郷土的景観の保全に努めます。
- ・ 景観計画・景観条例を策定し、地域固有の景観の保全、修復、形成に取り組みます。
- ・ 市民と協働して阿久根らしい景観を保全することにより、市民の愛着の醸成を図ります。

※道の駅の名称は、国土交通省に対して登録申請を行い、登録が認められて正式に決定されるものである。したがって、現段階で「サンセット牛之浜景勝地」の名称は仮称である。

方針② 快適で心地よいまちなか景観の創出

- ・ 阿久根駅周辺エリアは、阿久根の玄関口として、駅舎デザインと一体となった景観の演出を推進します。
- ・ 中心市街地や幹線道路沿いでは、屋外広告物の乱立を防ぐとともに、建物の外観や色彩の統一など、周辺環境と一体となったまちづくりを目指します。
- ・ 公共施設における都市緑化を推進し、緑豊かなまちなか景観を創出します。
- ・ まちなか景観に悪影響を及ぼす管理不全な空き家に対し、適切な助言・指導を行います。



■海の景観（脇本海岸）



■里の景観



■ 景観方針図

6 防災の方針

(1) 基本方針

- 大規模災害に備えた国土強靭化の推進が求められる中で、台風・洪水・高潮・地震・津波など、様々な災害危険性をはらむ自然との共生が必要な本市においては、「阿久根市地域防災計画」に基づき、市民が安心・安全に暮らすことができるよう各種防災まちづくりを進めます。
- 防災まちづくりを進めるに当たっては、避難路や避難場所の確保、危険箇所の対策などのハード面と、地域防災活動などのソフト面の両面から災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 防災の方針

方針① 災害に強い市街地の形成

- ・ 既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等の解消を図ります。
- ・ 大規模地震時における市街地の住宅・建築物の倒壊を防止するため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に努めます。
- ・ 建築物の不燃化・耐火を促進するとともに、広幅員の道路等の整備や空地等の確保により、火災の延焼を遮断する都市機能の強化を図ります。
- ・ 街路事業や公園事業と連携して、避難路や避難地等の整備・充実や、市内の公園における防火水槽の設置を推進します。
- ・ 地震時の津波災害等が予想される海岸を対象とした危険箇所の把握、点検を推進する等により、災害に強い市街地の形成を進めます。
- ・ 発災時に倒壊の危険性等のある管理不全な空き家に対し、適切な助言・指導を行いながら、空き家再生等推進事業を活用し、解体撤去を推進します。

方針② 風水害対策の推進

- ・ 県と連携を図りながら、風水害に係る災害危険を解消するための治山治水事業を促進します。
- ・ 開発計画や森林伐採計画は、防災の視点から検討を行います。
- ・ 平地の少ない本市の特徴から、災害時に危険な箇所にある住宅等が散見されるため、危険な住宅の実態の把握に努めるとともに、がけ地近接等危険住宅については移転を促進するなど、その解消を図ります。
- ・ 台風時の高潮や冬期波浪等による被害等が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。

方針③ 総合的な防災体制の確立

- ・ 風水害等の自然災害や想定外の各種災害等に対応できるよう、関係機関と連携しながら消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- ・ 自主防災組織の組織化を推進し、定期的な防災訓練や組織リーダーへの研修を行うことで、「自助」「共助」の強化を図ります。
- ・ 防災マップを適宜見直し、市民に最新の防災情報を周知するよう努めます。
- ・ 防災行政無線をはじめとする様々な方法による情報連絡体制の多重化を図ります。
- ・ 川内原子力発電所の安全対策については、「阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）」に即しながら、国・県・関係市町・関係機関と連携し、実効的な防災対策を推進します。
- ・ 南九州西回り自動車道（仮称）大川ＩＣ近傍に計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅には、地域防災拠点としての機能を持たせた施設整備を進めます。

7 上下水道の方針

(1) 基本方針

- 「阿久根市生活排水処理基本計画」や「阿久根市新水道ビジョン」に基づいて、市民の生活を支えるライフラインである上下水道施設の計画的・効率的な整備や適切な維持管理等により、市民の快適で健康な暮らしの確保に努めます。

(2) 上下水道の方針

方針① 下水施設の方針

- ・ 個別処理の合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・ 今後行われる宅地開発については、その規模に応じた合併処理浄化槽又はコミュニティプラントの整備を行います。
- ・ 浸水対策を目的とした都市下水路については、一定の整備を終えていますが、雨水対策を目的とした都市下水路については、地域の状況を見ながら必要な整備を進めます。

方針② 上水道の方針

- ・ 「阿久根市新水道ビジョン」に基づきながら、安全で良質な水の安定した供給を目指します。
- ・ 老朽化の進む水道施設について、施設の更新や補修、適切な維持管理を行うことにより、安定して安全で良質な水を供給します。
- ・ 上水道事業と簡易水道事業の統合による事業経営の健全化を図ります。
- ・ 未給水区域については、地域条件及び費用対効果を考慮し、未給水区域の解消に努めます。
- ・ 既存の水源配水施設について、大規模災害への対応を視野に入れながら、安全・強靭・持続を目標とした施設更新・改修を推進します。

8 その他の都市施設の方針

(1) 基本方針

- 本市の公共施設の多くについて老朽化が進行していますが、公共施設については「阿久根市公共施設等総合管理計画」に基づきながら、最適な公共施設の再整備と利用促進、適正な維持管理に取り組みます。
- 旧港周辺エリアや旧国民宿舎の跡地といった低未利用地や、新規整備が計画されている「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅については、本市の観光・レクリエーション拠点として整備を推進・検討します。
- 感染症対策として推進されている非接触化の時代においてますます重要性が増している情報通信網を都市基盤のひとつと位置付け、市民の生活利便性の向上や多様な働き方を受容するインフラづくりに向けた検討を進めます。

(2) その他の都市施設の方針

方針① 公営住宅の方針

- ・ 老朽化の進む公営住宅について、「阿久根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な改修等の整備を進めるとともに、多種多様なニーズに対応した住環境を提供し、居住性の向上を図ります。

方針② 教育施設の方針

- ・ 学校施設については、校舎の耐震化工事は完了していますが、老朽化が著しいことから、学校規模の適正化に関する検討との整合性を図りながら、「阿久根市学校施設等長寿命化計画」を踏まえ、計画的に改修を進めます。
- ・ 市街地周辺においては、子育て世代のニーズに対応した教育・保育施設の充実を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

方針③ その他都市施設の方針

- ・ ごみ焼却場は、現在の北薩広域行政事務組合環境センターが老朽化していることから、新たな施設を出水市内に整備中です。新施設完成後は当該施設において焼却し、環境の保全を図ります。
- ・ 火葬場については、適切な維持管理を行います。
- ・ と畜場（阿久根食肉流通センター）は、周辺環境に配慮した施設整備を進めます。
- ・ 阿久根の古き良き原風景を残す旧港周辺について、活用及び再生整備を検討します。
- ・ 旧国民宿舎の跡地について、市の将来にわたる地域活性化に資する取組を進めます。
- ・ 南九州西回り自動車道（仮称）大川ＩＣ近傍に計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅は、南九州西回り自動車道からの利便性を活用し、防災、観光、情報発信など多機能な施設整備を進めます。
- ・ 快適な情報通信網については、新たな通信等技術の進展や国の支援制度を活用して整備を進めます。

第4章 地域別構想

1 地域区分と地域別構想の考え方

地域別構想における地域区分については、地域的、社会的なまとまりを総合的に勘案する必要があります。

地域のつながりを生かしたまちづくりを進めるため、大字や小学校区による区分を基本とし、以下の7区分としました。

脇本地域	大字脇本 ※主に脇本小学校区を基本とした地域
折多地域	大字折口、多田 ※主に折多小学校区を基本とした地域
鶴川内地域	大字鶴川内 ※主に鶴川内小学校、田代小学校区を基本とした地域
山下地域	大字山下 ※主に山下小学校、尾崎小学校区を基本とした地域
市街地・赤瀬川地域	大字赤瀬川、栄町、丸尾町、琴平町、港町、高松町、新町、晴海町、大丸町、浜町、本町、鶴見町、塩鶴一丁目、塩鶴二丁目、塩浜一丁目、塩浜二丁目、波留 ※主に阿久根小学校区を基本とした地域
西目地域	大字西目 ※主に西目小学校区を基本とした地域
大川地域	大字大川 ※主に大川小学校区を基本とした地域



■ 地域区分図

2 地域別のまちづくり方針

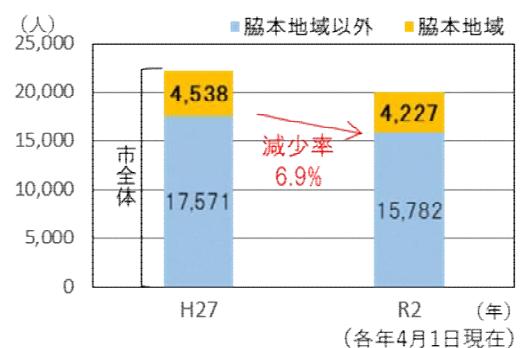
(1) 脇本地域

ア 地域の概況

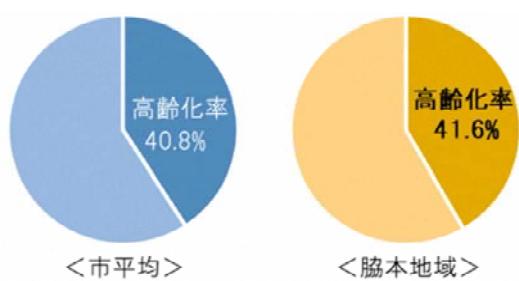
- 市の最北部に位置し、黒之瀬戸大橋で長島町とつながっているほか、東側は出水市と隣接しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、総人口の21%となっており、人口規模も比較的大きくなっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約6.9%となっており、市の平均をやや下回っています。（住民基本台帳）
- 令和2（2015）年の高齢化率は、約41.6%となっており、市の平均に近い数字となっています。（住民基本台帳）
- 折多地域と長島町を連絡する国道389号や出水市につながる一般県道脇本荘線が本地域の幹線道路となっています。
- 路線バスが運行しており、近隣市町の出水市や長島町、折口駅や市街地地域などの地域間を結んでいます。
- 地域南西部が都市計画区域に指定されており、旧三笠町の中心部や一般県道脇本荘線沿いは、住宅地の立地が多く見られます。また、国道389号沿いは沿道型商業施設が立地しています。
- 地域北部は山林中心、地域南部は田畠中心の土地利用となっており、海岸部には、昔ながらの漁村集落が見られます。



■ 地域の位置

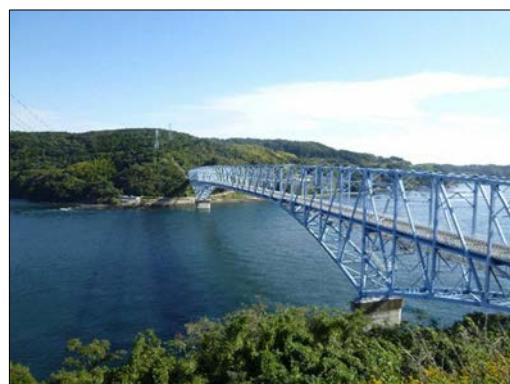


■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率

- ・ 黒之瀬戸や脇本海岸、寺島宗則記念館付近などが阿久根県立自然公園に指定されています。
- ・ 黒之瀬戸を臨む梶折鼻公園には、うずしお展望所などの視点場が整備されており、多くの観光客が訪れています。
- ・ 地域の公園として、瀬之浦農村公園が住民に親しまれています。
- ・ 地震発生時に海岸沿いにおいて津波浸水が想定されており、脇本海岸では 3.0m を超える津波浸水が予想されています。また、二級河川新田川流域にも津波浸水が発生するおそれがあります。
- ・ 二級河川新田川河口部や黒之浜港周辺の一部には、2.0m 前後の津波浸水が予想される集落も見られます。



■ 黒之瀬戸



■ 三笠支所週辺

イ 地域の課題

(ア) 人口減少や拠点機能の低下への対応

本地域は、旧三笠町として市北部の中心地域であり、地域の拠点的役割を果たしてきましたが、他の地域と同様に人口減少、少子高齢化が進んでおり、生活サービス機能の低下が懸念されます。

海岸沿いに点在する漁村集落では、密集した住宅や狭い道路が見られます。

市民アンケート調査では、「鉄道やバス、乗合タクシーなど公共交通機関の利便性」の不満度が最も高くなっています。

これらのことから、市民の日常生活を支える生活サービス機能の維持や、誰もが便利に移動することが出来る環境の確保など、市北部の地域拠点としての機能充実に努め、高齢化の進行に対応するとともに、定住人口の増加、人口減少の抑制を図る必要があります。

(イ) 津波や高潮等の自然災害への対応

脇本地域は、地域の西側が東シナ海に、地域の北側が八代海に面しており、長い海岸線を有しています。地震発生時には、海岸部において広く津波の発生が予想されており、脇本海岸では3.0mを超える津波浸水が想定されているほか、二級河川新田川流域においても津波発生時に広く浸水することが予想されています。

また、地域北東部の山間部には、土砂災害発生のおそれのある箇所が見られ、土砂災害警戒区域に指定されている集落もあります。

これらのことから、海岸部においては津波や高潮、山間部においては、土砂災害といった自然災害に備えた対策を講じる必要があります。

(ウ) 豊かな海岸資源の保全と活用

脇本地域には、ウミガメが産卵にやって来る脇本海岸や日本三大急潮に数えられる黒之瀬戸など、自然の美しさや雄大さを感じさせる海岸資源が多くあります。

阿久根県立自然公園に指定されているこれらの海岸資源を保全し、次世代に継承していく必要があります。

また、脇本地域は長島町と隣接し、島原天草長島連絡道路の整備が計画されていることから、立地の良さを生かした観光拠点の形成が求められます。

ウ 地域の将来像

脇本地域の将来像を、以下のとおり設定します。

脇本地域の地域づくりのテーマ（将来像）案

■生活サービスに恵まれた、市北部の拠点

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 市民の生活を支える市北部の地域生活拠点の形成

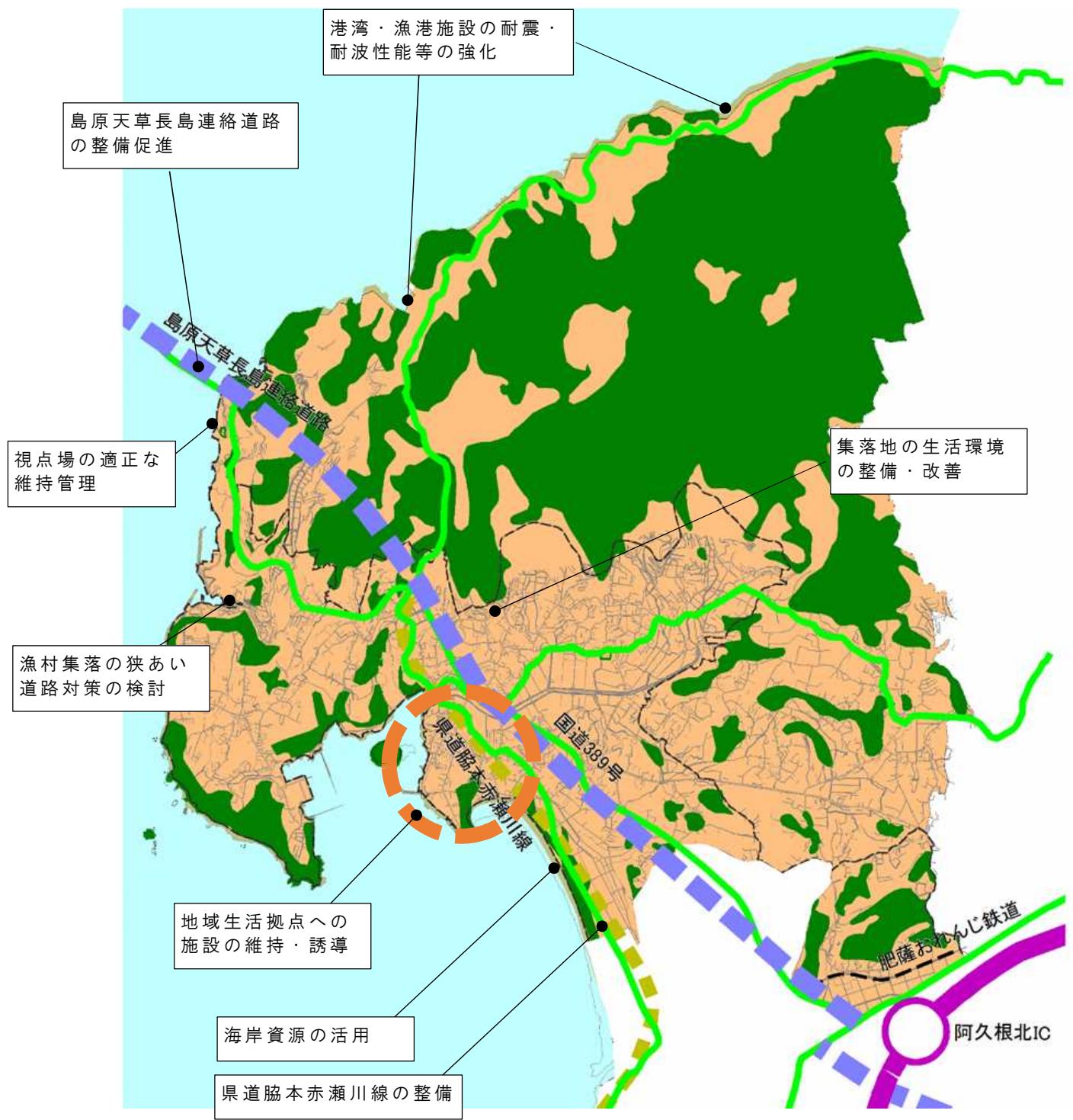
- ・ 三笠支所周辺を地域生活拠点と位置付け、日用品を扱う店舗や医療施設、公益施設といった日常生活に不可欠な施設の立地を誘導します。
- ・ 地域生活拠点以外の集落地については、周辺の田園環境と調和した適正な土地利用の誘導を図るとともに、道路や公園といった既存の生活基盤の維持向上に努めながら、生活環境の整備・改善を推進します。
- ・ 漁村集落に見られる狭あい道路について、家屋の建替え時期に合わせた避難路の確保や道路拡幅の実施を検討します。
- ・ 沿道型商業施設の立地が見られる国道389号沿いでは、周囲の田園と調和した適正な土地利用を誘導します。
- ・ 島原天草長島連絡道路の早期整備、開通を促進し、拠点間や都市間を結ぶネットワーク機能の強化を図ります。
- ・ 中心都市拠点と脇本地域の連携強化のために、県道脇本赤瀬川線の整備を促進します。
- ・ 地域生活拠点と地域内の集落、地域生活拠点と市中心部を結ぶ公共交通については、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。
- ・ 農業生産基盤整備がなされた農地又は今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等を用いながら、優良農地の確保・保全に努めます。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 地震時の津波災害や台風時の高潮、冬期波浪等の被害が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。
- ・ 特に、地震時に津波浸水が予想されている二級河川新田川河口部や黒之浜港周辺について、関係機関と連携して対策を推進し、集落の安全確保に努めます。
- ・ 津波に対する減勢効果を持つ海岸防災林について、治山事業により、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図ります。
- ・ 風水害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 黒之浜港や大瀧港、八郷港、脇本漁港について、県や関係機関と連携しながら、港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化を検討します。

(ウ) 豊かな海岸資源の保全と魅力を生かしたにぎわいある観光拠点づくり

- ・ 脇本海水浴場や黒之瀬戸、寺島宗則記念館周辺を観光・レクリエーション拠点と位置付け自然と気軽にふれあうことのできる空間として利活用の拡大を図るとともに、島原天草長島連絡道路の整備を見据え、海岸資源を生かしたおもてなしの空間づくりに努めます。
- ・ ウミガメの産卵上陸地である脇本海岸などの海岸資源を保全するために、海岸の清掃活動や漂着物対策などを推進するとともに、背後に広がる樹林地や里山、農地、河川などの環境保全に取り組みます。
- ・ 黒之瀬戸の梶折鼻公園うずしお展望所など既存の施設を適正に運営・維持管理し、来訪者に阿久根の美しい景観を伝えます。
- ・ 黒之浜港をはじめとする、地域内の港湾・漁港に見られる昔ながらの港景観の保全を図ります。
- ・ 地域住民と一体となって海の景観を保全し、その魅力を地域外に発信することで、地域住民の愛着と誇りの醸成を図ります。



-----	行政区域
- - - - -	都市計画区域
■■■■■	用途地域
■■■■■	住宅地
■■■■■	商業・業務地
■■■■■	工業・流通業務地
■■■■■	農地
■■■■■	山林

○	高規格幹線道路（整備済み）
■■■■■	高規格幹線道路（事業中）
---	地域高規格道路（計画）
---	主要幹線道路（整備済み）
---	主要幹線道路（計画）

—	都市計画道路（整備済み）
- - - - -	都市計画道路（計画）
■■■■■	都市公園
---○---	鉄道

■ 脇本地域 地域づくりの方針図

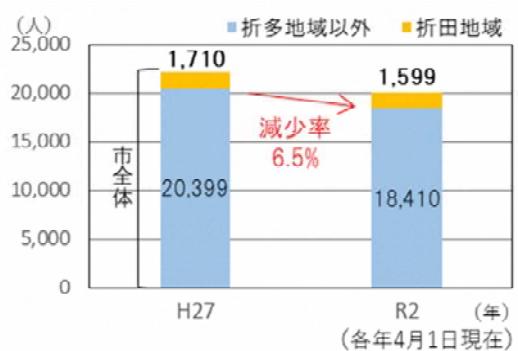
(2) 折多地域

ア 地域の概況

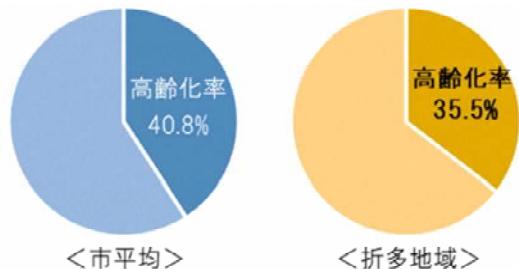
- 市の北部に位置し、東側は出水市と隣接しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、本市の総人口の約8%となっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約6.5%と市内で最も低い数字となっています。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、約35.5%と比較的低くなっています。（住民基本台帳）
- 市中心部と本地域を結ぶ国道3号や長島町へ続く国道389号が地域の幹線道路として機能しています。また、南九州西回り自動車道が高規格道路として広域交通を担っています。
- 国道3号と国道389号の交差部には阿久根北ICが接続しており、市の交通の要衝となっています。
- 本市と鹿児島空港を結ぶ北薩横断道路について、折多地域にて国道3号に接続することが計画されています。
- 肥薩おれんじ鉄道が通り、折口駅が設置されています。
- 地域全体が都市計画区域に指定されており、平地部に集落が点在しています。また、折口ニュータウンなどの住宅地も見られます。
- 地域東部は山林と田中心の土地利用となっており、阿久根北IC周辺には、沿道型商業施設の立地が見られます。



■ 地域の位置



■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率

- ・ 脇本海岸をはじめとする海岸線が阿久根県立自然公園に指定されています。
- ・ 海岸沿いにおいて地震発生時に津波浸水が想定されており、脇本海岸では 3.0m を超える津波浸水が予想されているほか、二級河川折口川流域にも津波浸水が発生するおそれがあります。
- ・ 二級河川折口川の河口部の集落の一部には、2.0m 前後の津波浸水が予想されています。
- ・ 大雨時に、阿久根北 IC 周辺において、二級河川折口川による浸水被害が生じたことがあります。



■ 阿久根北 IC



■ 二級河川折口川

イ 地域の課題

(ア) 交通利便性の高さを活用した産業振興や住宅地における生活環境の維持・向上

折多地域は、本市の広域的な交通の要衝であるとともに、地域内には集落やニュータウンが見られ、市民生活の場となっています。

市民アンケート調査では、誰しもが安全・快適に通行できる道路整備や通学路における交通安全対策の整備など、身近な生活道路の整備状況に関する不満度が高くなっています。

これらのことから、交通利便性の高さを活用した産業振興や住宅地における生活環境の維持・向上が必要です。

(イ) 津波や浸水被害等への対応

折多地域は、大雨時における阿久根北 IC 周辺の冠水や、地震発生時における津波浸水などの災害リスクが想定されています。

市民アンケート調査では、「河川や排水路の氾濫防止など治水対策の整備状況」や「防潮堤など津波・高潮対策の整備状況」が重要視されています。

また、国道 3 号の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。

これらのことから、風水害や地震、土砂災害などの様々な災害に対してハード、ソフトの両面から対策を講じ、市民が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指す必要があります。

(ウ) 自然環境の保全と活用

二級河川折口川及びその支流の地域を流れる河川の水辺空間は、貴重な自然環境であるとともに、地域の生活や農業生産と深く結びついた地域資源となっています。

市民アンケート調査においても、環境分野においてまちづくりに望むものとして「生活排水対策などによる河川等の水質保全」に対する関心が最も高くなっています。

また、地域西部の脇本海岸は、阿久根県立自然公園に指定されており、ウミガメが産卵に訪れるなど貴重な自然環境を有しています。

市民生活を支え、うるおいを与える自然環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場として活用を図ることが求められます。

ウ 地域の将来像

折多地域の将来像を、以下のとおり設定します。

折多地域の地域づくりのテーマ（将来像）案

■自然と人々の営みが調和した、暮らしと交流のまち

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 住環境と調和した流通拠点の形成

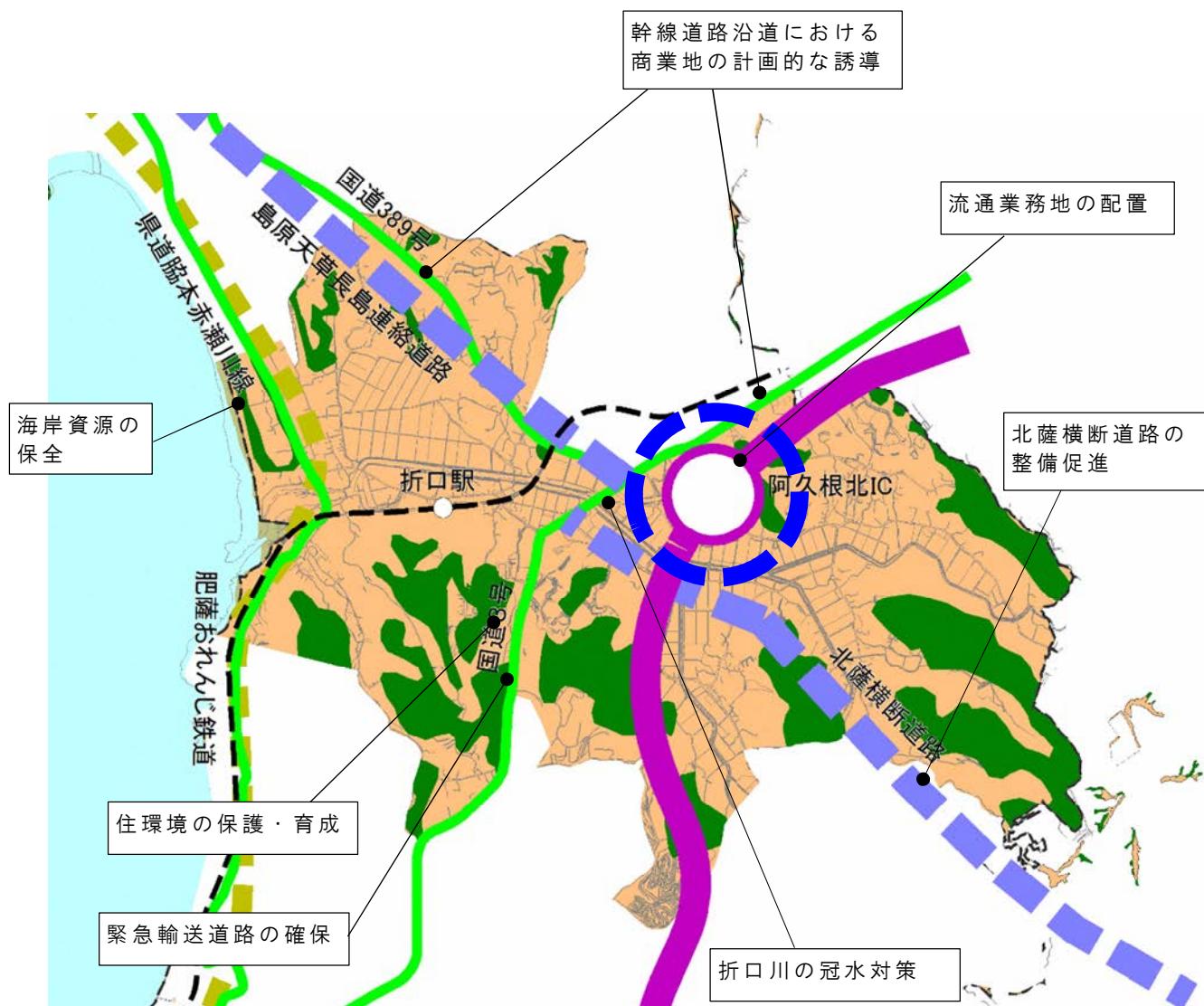
- ・ 阿久根北 IC周辺を流通拠点と位置付け、広域交通ネットワークに近接する利便性を生かした流通業務地を配置し、阿久根産品の集荷、配送拠点の形成を図ります。
- ・ 北薩横断道路の早期整備、開通を促進するとともに、本市の交通の要衝として、流通業務機能の強化を図ります。
- ・ 国道3号や国道389号、一般県道脇本赤瀬川線などの国県道については、交通混雑や危険箇所の整備改善に向けて関係機関に働きかけます。
- ・ 沿道型商業施設の立地が見られる国道3号、国道389号沿いでは、周囲の田園環境と調和した適正な土地利用を誘導します。
- ・ 折口ニュータウンなどの戸建住宅を中心とする低層住宅地は、用途の混在を抑制し、今後もゆとりある住環境の保護・育成を図ります。
- ・ 集落地は、周辺の田園環境と調和した適正な土地利用を図るとともに、道路や公園といった既存の生活基盤の維持向上に努めながら、生活環境の整備・改善を推進します。
- ・ 生活道路は、子供や高齢者など誰もが安全・快適な道路空間を形成するため、交通安全施設の整備やバリアフリー化、狭い道路の解消など、細やかな整備、維持・改善に努めます。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 地震時の津波災害や台風時の高潮、冬期波浪等の被害が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。
- ・ 特に、地震時に津波浸水が予想されている二級河川折口川河口部周辺について、関係機関と連携して対策を推進し、集落の安全確保に努めます。
- ・ 風水害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 特に、二級河川折口川の治水事業について、大雨時における二級河川折口川の浸水被害及び阿久根北 IC周辺の冠水の防止に向けて、国・県や関係機関と連携しながら対策を図ります。
- ・ 国道3号沿いの土砂災害危険箇所について、関係機関と連携しながら災害対策を促進し、緊急輸送道路の確保に努めます。

(ウ) 生活のそばにある自然環境の保全

- ・ 生活排水対策を推進し、二級河川折口川の水質保全に努めます。
- ・ 脇本海岸などの海岸資源を保全するために、海岸の清掃活動や漂着物対策などを推進します。
- ・ 河川や海岸といった水辺空間の自然環境を保全するために、背後に広がる樹林地や里山、農地などの環境保全に取り組みます。



-----	行政区域
- - - - -	都市計画区域
□	用途地域
■	住宅地
■	商業・業務地
■	工業・流通業務地
■	農地
■	山林

○	高規格幹線道路 (整備済み)
■	高規格幹線道路 (事業中)
■	地域高規格道路 (計画)
■	主要幹線道路 (整備済み)
■	主要幹線道路 (計画)

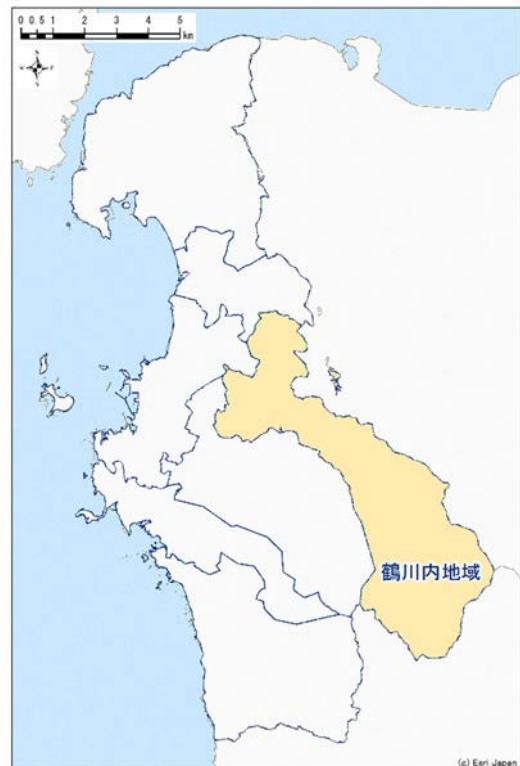
■	都市計画道路 (整備済み)
- - - - -	都市計画道路 (計画)
■	都市公園
---○---	鉄道

■ 折多地域 地域づくりの方針図

(3) 鶴川内地域

ア 地域の概況

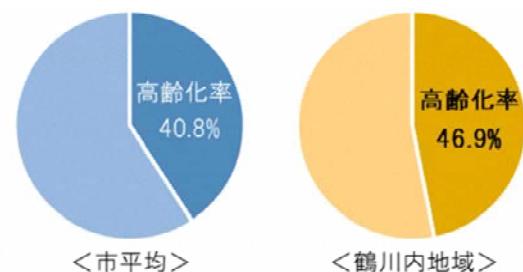
- 市の中央東部に位置し、出水市と薩摩川内市に隣接しています。
- 令和2年（2020）4月時点における地域の人口は、総人口の4%と最も少なくなっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約16.0%となっており、市の平均と比較して高くなっています。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、約46.9%となっています。（住民基本台帳）
- 地域北西端に阿久根ICが位置しています。
- 市中心部と薩摩川内市を結ぶ主要地方道県道阿久根東郷線や出水市につながる市道阿久根出水線が、本地域の幹線道路となっています。
- 鉄道や路線バスは運行しておらず、各集落と市街地中心部を結ぶ乗合タクシーが運行されています。
- 地域北西部が都市計画区域に指定されています。
- 地域の大部分を山林が占めています。
- 地域北部の桑原城工業団地には、メガソーラー施設が整備されています。
- 本地域は二級河川高松川の上流に位置し、高松ダム近隣には市民憩いの森が整備されています。



■ 地域の位置



■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率

- ・ 山間部において、幹線道路である主要地方道県道阿久根東郷線を含む地域に土砂災害警戒区域が指定されています。
- ・ 高松ダムの決壊時には、二級河川高松川流域において浸水被害が予想されており、一部地域では、決壊後 5 分経たずして浸水深が 3.0m を超えると想定されています。



■集落の様子



■鶴川内地区集会施設

イ 地域の課題

(ア) 人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善

鶴川内地域は、地域の大部分を山林が占めており、数少ない平地部や主要地方道県道阿久根東郷線沿いに集落が点在しています。交通条件が厳しいことなどを背景に、人口減少や高齢化の進行が著しく、集落内のコミュニティの維持が困難となることが危惧されます。

市民アンケート調査では、今後のまちづくりに特に望むものとして「乗合タクシーの利便性の向上」への関心が最も高く、市の平均を大きく上回っています。また、「高齢者や障がい者なども安心して通行できるバリアフリーな空間の整備」に対する重要度が高くなっています。

これらのことから、人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善が必要です。

(イ) 土砂災害等の自然災害への対応

鶴川内地域は、土砂災害発生のおそれのある区域が多くあります。市民生活の場である集落はもちろん、本地域の幹線道路である主要地方道県道阿久根東郷線や市道阿久根出水線、指定避難所である小中学校や集会施設の中には、土砂災害警戒区域に指定されているものもあります。

また、高松ダムの決壊による浸水リスクが想定されています。

山間部には、適期に施業が行われていない森林や伐採後植栽等が実施されない森林が見られ、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがあります。

市民アンケート調査では、ハード面、ソフト面に関わらず防災対策に関する重要度が高くなっています。

これらのことから、風水害や地震、土砂災害などの様々な災害に対してハード、ソフトの両面から対策を講じ、市民が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指す必要があります。

(ウ) 水と緑に親しむ自然環境の保全と利活用

鶴川内地域は、豊かな自然環境に恵まれた地域ですが、人口の減少に伴い、森林や里山が荒廃することが懸念されます。

市民アンケート調査では、環境分野においてまちづくりに望むものとして「生活排水対策などによる河川等の水質保全」に対する関心が最も高くなっています。また、公園・緑地の分野においては、親水空間の整備に対する関心が特に高くなっています。

これらのことから、地域の自然環境を後世に守り伝えながら、市民の憩いの場として有効に活用していくことが必要です。

ウ 地域の将来像

鶴川内地域の将来像を、以下のとおり設定します。

鶴川内地域の地域づくりのテーマ（将来像）

■ 緑豊かな自然に抱かれた、生き生きとした持続可能なまち

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 誰もが快適に暮らし続けることができる居住環境の形成

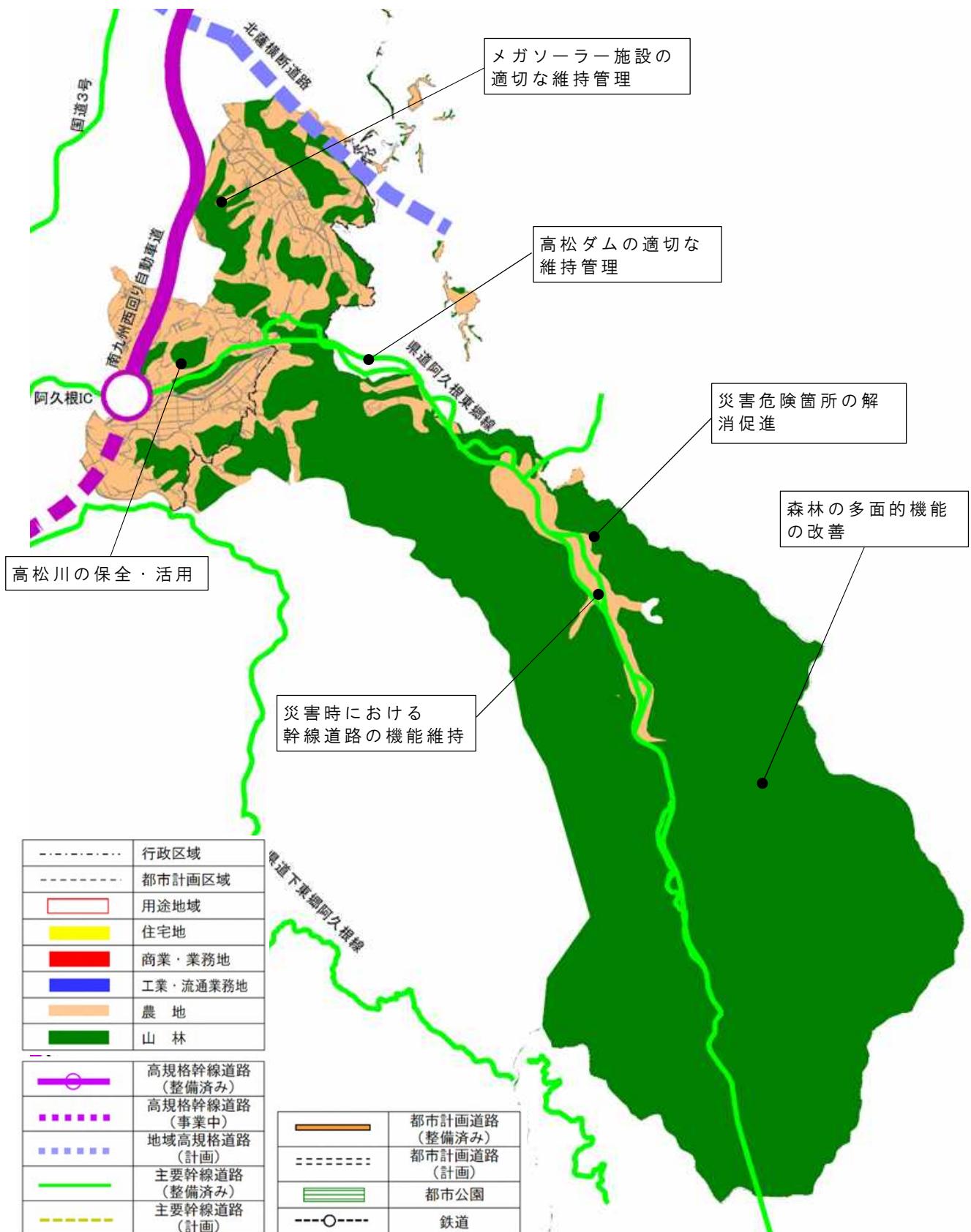
- ・ 生活道路は、子供や高齢者など誰もが安全・快適な道路空間を形成するため、交通安全施設の整備やバリアフリー化、狭い道路の解消など、細やかな整備、維持・改善に努めます。
- ・ 地域内の集落と市中心部を結ぶ公共交通については、利用促進と維持、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。
- ・ 桑原城工業団地は、メガソーラー施設の適切な維持管理等、周辺の田園環境と調和した土地利用に努めます。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 風水害や土砂災害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 主要地方道県道阿久根東郷線について、災害時に幹線道路としての機能を発揮できるよう、土砂災害対策を促進します。
- ・ 土砂災害警戒区域内に位置する集落やがけ地近接住宅など、災害時に危険な箇所にある住宅等について、移転を促進するなどその解消に努めます。
- ・ 台風や集中豪雨時に大規模な森林被害が発生するおそれのある管理不全の森林について、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。
- ・ 高松ダムについて、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進します。

(ウ) 水と緑に親しむ自然環境の保全と利活用

- ・ 二級河川高松川の水質保全に努めるとともに、地域の水辺空間として活用を検討します。
- ・ 地域の豊かな自然環境を守るために、樹林地や里山、農地などの環境保全に取り組みます。
- ・ 荒廃した森林や放置竹林において、森林の有する多面的機能の改善を目指します。

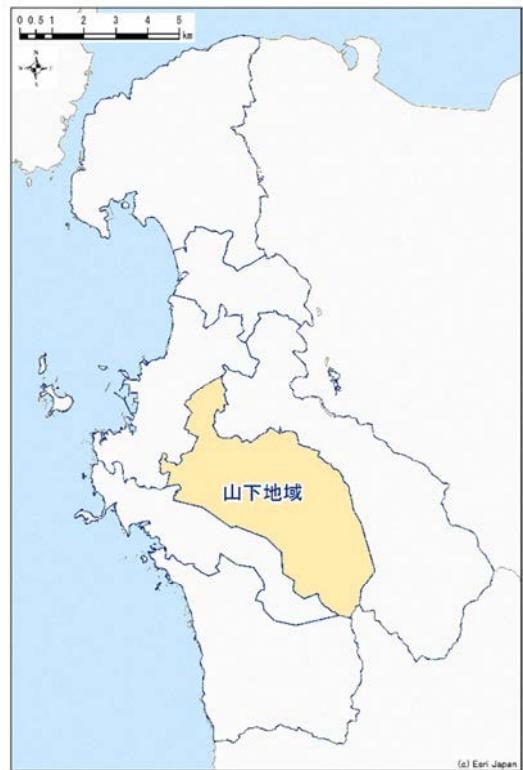


■鶴川内地域 地域づくりの方針図

(4) 山下地域

ア 地域の概況

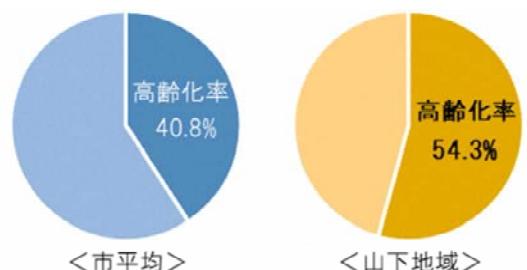
- 市の中央部に位置し、地域南東側は薩摩川内市に隣接しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、総人口の5%と鶴川内地域に次いで2番目に人口が少ない地域です。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約22.3%となっており、市内で最も高くなっています。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、約54.3%となっており、市の平均と比較して高い数字となっています。（住民基本台帳）
- 一般県道下東郷阿久根線が本地域の幹線道路となっています。
- 鉄道や路線バスは運行しておらず、各集落と市街地中心部を結ぶ乗合タクシーが運行されています。
- 地域西部が都市計画区域に指定されています。
- 地域には愛宕山があり、地域の大部分を山林が占めているほか、地域北西部は田畠や宅地として利用されています。
- 地域内を二級河川山下川が東から西へ流下しており、二級河川高松川に流れ込んでいます。
- 山間部において土砂災害警戒区域が指定されています。



■ 地域の位置



■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率



■集落の様子



■二級河川山下川

イ 地域の課題

(ア) 人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善

山下地域は、平地部には比較的まとまった集落が見られるほか、一般県道下東郷阿久根線沿いに集落が点在しています。平地部の集落には郵便局や商店がありますが、人口減少や少子高齢化が進行すると、これらの生活サービス機能を維持できなくなることが懸念されます。

市民アンケート調査では、約8割が定住意向を持っており、7地域で最も高くなっています。また、現状に対する満足度は、市の平均と比較して全体的に高い傾向にあります。その中でも、身近な生活道路や公共交通機関の利便性に対する不満度が高くなっています。

これらのことから、人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善が必要です。

(イ) 土砂災害等の自然災害への対応

山下地域は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流発生危険渓流などの土砂災害危険箇所が散見されます。

山間部には、適期に施業が行われていない森林や伐採後植栽等が実施されない森林が見られ、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがあります。

市民アンケート調査では、防災に関する施策の重要度が高くなっています。

これらのことから、土砂災害に対する防災施策を充実させることで、市民が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指す必要があります。

(ウ) 里山や水環境などの保全

山下地域は、地域の大部分を山林が占めているほか、地域内を二級河川山下川が流れています。また、平地部には田が広がっており、愛宕山を代表とする里山のどかな景観を呈しています。

市民アンケート調査では、環境分野においてまちづくりに望むものとして「生活排水対策などによる河川等の水質保全」に対する関心が最も高くなっています。

これらのことから、地域の自然環境や暮らしの営みから生まれた里山の環境や水環境を保全し、後世に守り伝えることが必要です。

ウ 地域の将来像

山下地域の将来像を、以下のとおり設定します。

山下地域の地域づくりのテーマ（将来像）

■**豊かな田園環境に包まれた、自然と調和したまち**

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 誰もが快適に暮らし続けることができる居住環境の形成

- ・ 生活道路は、子供や高齢者など誰もが安全・快適な道路空間を形成するため、交通安全施設の整備やバリアフリー化、狭い道路の解消など、細やかな整備、維持・改善に努めます。
- ・ 地域内の集落と市中心部を結ぶ公共交通については、利用促進と維持、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 風水害や土砂災害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 山間部に位置する集落やがけ地近接住宅など、災害時に危険な箇所にある住宅等について、移転を促進するなどその解消に努めます。
- ・ 台風や集中豪雨時に大規模な森林被害が発生するおそれのある管理不全の森林について、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。

(ウ) 阿久根らしい里山環境の保全

- ・ 二級河川山下川の水質保全に努めるとともに、地域の水辺空間として活用を検討します。
- ・ 地域の豊かな自然環境を守るために、愛宕山などの里山や樹林地、農地などの環境保全に取り組みます。
- ・ 特に、農業生産基盤整備がなされた農地又は今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等を用いながら、優良農地の確保・保全に努めます。



-----	行政区域
-----	都市計画区域
■■■■■	用途地域
■■■■■	住宅地
■■■■■	商業・業務地
■■■■■	工業・流通業務地
■■■■■	農地
■■■■■	山林

○	高規格幹線道路 (整備済み)
···	高規格幹線道路 (事業中)
···	地域高規格道路 (計画)
—	主要幹線道路 (整備済み)
- - -	主要幹線道路 (計画)

■	都市計画道路 (整備済み)
···	都市計画道路 (計画)
■■■■■	都市公園
- - ○ - -	鉄道

■ 山下地域 地域づくりの方針図

(5) 市街地・赤瀬川地域

ア 地域の概況

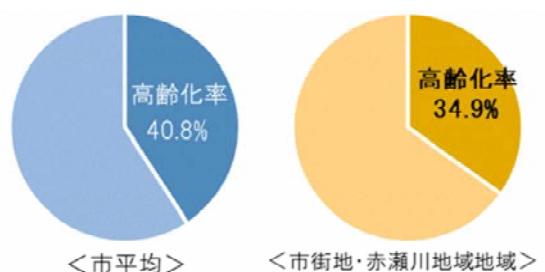
- 市役所や阿久根漁港、商店街、肥薩おれんじ鉄道阿久根駅等により中心市街地が形成されており、商業業務、行政、文化等の本市の中心的役割を担っています。
- 赤瀬川地域の国道3号沿いに大型沿道型商業施設が多く立地し、都市化が進展しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、総人口の49%となっており、人口規模が最も大きくなっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約7.1%となっているほか、市街地の一部の地区（上野地区、段地区）では人口の増加が見られます。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、地域全体で約34.9%と市内で最も低い数字となっているほか、市街地の一部の地区（牧内地区）では20%未満となっています。（住民基本台帳）
- 国道3号が縦断しており、本地域の幹線道路となっています。
- 南九州西回り自動車道阿久根川内道路及び（仮称）西目ICの整備に伴い、交通利便性の向上が期待されています。
- 肥薩おれんじ鉄道が縦断しており、阿久根駅が設置されています。
- 地域全体が都市計画区域に指定されています。



■ 地域の位置



■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率

- ・ 本地域の南部には用途地域が指定されており、商店街など旧来の市街地が形成されています。
- ・ 市街地や国道3号沿いを中心に建物用地が多く見られ、地域南部の潟地区においては、土地区画整理事業が完了しています。
- ・ 市街地南部では、虫食い状に小規模な未利用地が散見されます。
- ・ 地域北東部には阿久根総合運動公園が整備され、本市のスポーツ拠点となっています。
- ・ 地域南部には風テラスあくね（市民交流センター）が整備され、本市の文化・交流拠点となっています。また、風テラスあくね（市民交流センター）と隣接して市立図書館の建設が検討されています。
- ・ 阿久根大島は、阿久根の特徴的な景観資源であるとともに、マリンスポーツやアウトドアを楽しむことが出来る本市のレクリエーション拠点となっています。
- ・ 潟地区には九州本土最北限のハマジンチョウの自生地があり、県の文化財に指定されています。
- ・ 阿久根大島や戸柱自然公園は、阿久根県立自然公園の第2種特別地域に指定されています。
- ・ 市街地地域の中心を二級河川高松川が流れています。
- ・ 高松ダムの決壊時には、二級河川高松川流域において3.0m未満の浸水被害が予想されています。なお、浸水は、決壊後60分で発生すると想定されています。
- ・ 海岸沿いにおいて地震発生時に津波浸水が想定されており、住宅や商店が建ち並ぶ二級河川高松川流域にも広く津波浸水が発生するおそれがあります。
- ・ 地域西部の丘陵地には、土砂災害警戒区域が指定されています。



■阿久根駅



■沿道型商業施設

イ 地域の課題

(ア) 空洞化の進行する中心市街地への対応

市街地・赤瀬川地域は、中心市街地が古くから本市の中心的な役割を担ってきましたが、近年は地域北部の国道3号沿いに沿道型商業施設の出店が進み、集客力の低下や空き地・空き店舗の増加といった中心市街地の活力低下が進んでいます。

市民アンケート調査では、「ショッピングを楽しめる多様な商店などの集積状況」への不満度が最も高くなっています、地域住民の6割近くが不満を感じています。

これらのことから、地域南部の中心市街地と国道3号沿道の商業地との連携を図りながら、本市の顔にふさわしい活力あふれる中心拠点を形成する必要があります。

また、市街地の一部の地域では人口増加が見られるものの、地域全体として人口減少、少子高齢化が進行しています。

以上より、今後も続くと予想される人口減少、少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを基本としながら、都市機能の維持や空き家の利活用を図ることで、定住人口の確保やにぎわいの創出が求められます。

(イ) 総合的な都市防災対策の推進

住宅や建築物が連坦する市街地では、大規模地震時における建物の倒壊や火災時の延焼など、都市的災害のリスクが想定されています。

また、二級河川高松川の浸水被害や海岸部の津波浸水、丘陵地の土砂災害など、様々な災害が発生する危険性があります。市民アンケート調査では、防災に関する項目の重要度が高くなっています。

これらのことから、様々な災害に対して総合的に対策を講じ、市民が安心・安全に暮らせる都市づくりを目指す必要があります。

(ウ) 市内外から人々が集うレクリエーション拠点づくり

市街地・赤瀬川地域には、市内有数の観光地である阿久根大島や本市のスポーツの中心である阿久根総合運動公園、文化・交流の中心である風テラスあくね（市民交流センター）など、各分野の拠点的な施設が立地しています。そのほか、旧港周辺や旧国民宿舎跡地など、本市の観光・レクリエーション拠点となり得るような未活用の地域資源が残っています。

また、南九州西回り自動車道の阿久根川内道路及び（仮称）西目 IC の整備に伴い、地域南部における交通利便性の向上が期待されています。

これらのことから、市内外から人を呼び込むレクリエーション拠点として、既存の観光資源やスポーツ、文化施設を最大限に活用するとともに、（仮称）西目 IC の整備を見据え、広域交流を促進する必要があります。



■風テラスあくね(市民交流センター)



■ハマジンチョウ
出典：阿久根市観光サイト

ウ 地域の将来像

市街地・赤瀬川地域の将来像を、以下のとおり設定します。

市街地・赤瀬川地域の地域づくりのテーマ（将来像）

■都市機能が充実した、魅力あふれる阿久根の中心

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) にぎわいと活力あふれる中心拠点の形成

- ・ 阿久根駅から市役所周辺の中心部における商業機能や事務所・公共機能を維持・誘導し、阿久根駅周辺エリア、旧港周辺エリア、風テラスあくね（市民交流センター）周辺エリアなどが相互に連携した魅力的な拠点の形成を図ります。また、まちなか居住の誘導を図り、コンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・ 沿道型商業施設の立地が見られる国道3号沿いでは、周囲の田園環境と調和した適正な土地利用を誘導します。
- ・ 都市機能や居住の誘導に当たっては、地区計画制度の活用や用途地域の見直し、潟地区における未利用地の利用促進などにより、良好な住環境の形成と地場産業との共存を図ります。
- ・ 空き家バンク事業を推進するとともに、市の事業についての情報提供に努め、空き家や空き地の利活用の促進に努めます。
- ・ 阿久根駅周辺は、交通アクセス機能や交通結節機能、情報発信機能などを強化するとともに、阿久根の玄関口として、駅舎デザインと一体となった景観の演出を推進します。
- ・ 阿久根駅東西の結びつきを強め、市街地としての一体性を高めます。

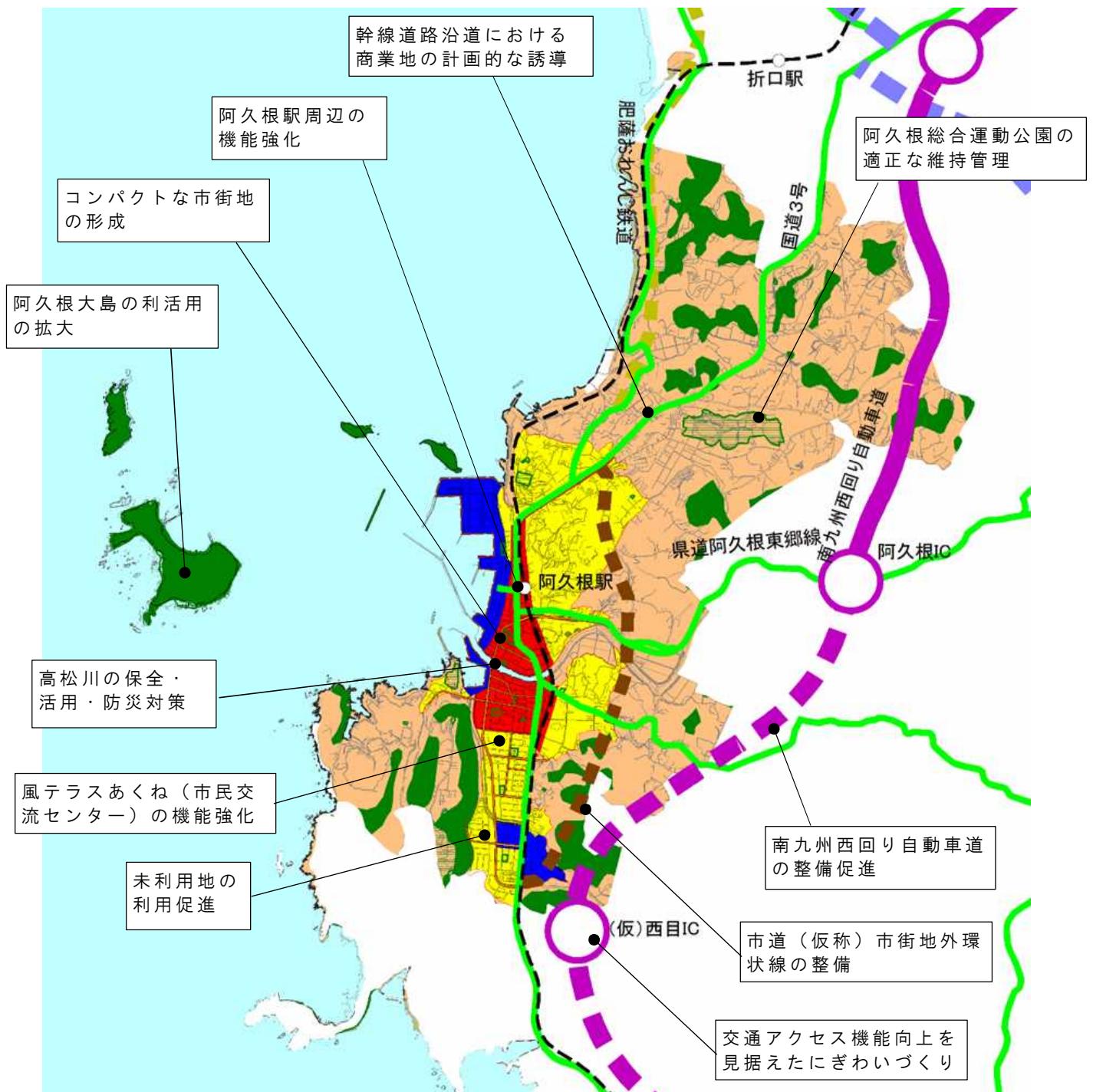
(イ) 災害に強い安心・安全な都市づくり

- ・ 大規模な災害時における緊急物資の輸送に必要な道路ネットワークの一環として、また、肥薩おれんじ鉄道線より東側市街地の円滑な交通処理を行う道路として、市道（仮称）市街地外環状線の整備を図ります。
- ・ 市街地における大規模地震時の住宅・建築物の倒壊を防止するため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に努めます。

- ・ 建築物の不燃化・耐火を促進するとともに、広幅員の道路等の整備や空地等の確保により、火災の延焼を遮断する都市機能の強化を図ります。
- ・ 都市の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化を推進します。
- ・ 地震時の津波災害や台風時の高潮、冬期波浪等の被害が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。
- ・ 二級河川高松川や地域西部の丘陵地の危険箇所について点検・把握に努めるとともに、風水害に係る災害危険を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 特に、二級河川高松川流域において、地震時の津波浸水や高松ダム決壊時の浸水に備え、関係機関と連携し防災・減災対策を推進します。

(ウ) 市内外から人々が集うレクリエーション拠点づくり

- ・ 阿久根大島を観光・レクリエーション拠点と位置付け、自然と気軽につれあうことのできる空間として、利活用の拡大に努めます。
- ・ 阿久根総合運動公園は、施設の老朽化や機能更新を考慮しながら、本市のスポーツの中心地として適正な維持管理に努めます。
- ・ 二級河川高松川は、都市に潤いを与える貴重な水辺空間として、その保全・活用に努めます。
- ・ ハマジンチョウの自生地は、本市を代表する固有の自然環境として保全を図るとともに、本市の観光資源のひとつとして魅力の発信に努めます。
- ・ 風テラスあくね（市民交流センター）は、市の文化・交流の中心施設として利用増進を図るとともに、生涯学習、文化・交流・にぎわいの拠点として、周辺環境と調和しながら機能強化を図ります。
- ・ 風テラスあくね（市民交流センター）と隣接して整備が検討されている図書館は、生涯学習の場として、誰しもが利用しやすい居心地の良い図書館を目指すとともに、風テラスあくね（市民交流センター）と相互に連携を図ります。
- ・ 阿久根の古き良き原風景を残す旧港周辺について、市内外から人々を呼び込む観光・レクリエーション拠点として、活用及び再生整備を検討します。
- ・ 旧国民宿舎の跡地について、様々な活用方策を検討し、市の将来にわたる地域活性化に資する取組を進めます。
- ・ 南九州西回り自動車道の早期整備、開通を促進するとともに、供用後の交通アクセス機能の向上について効果的に情報発信し、市のにぎわいづくりに努めます。



-----	行政区域
-----	都市計画区域
■	用途地域
■■■■■	住宅地
■■■■■	商業・業務地
■■■■■	工業・流通業務地
■■■■■	農地
■■■■■	山林

■■■■■	高規格幹線道路（整備済み）
■■■■■	高規格幹線道路（事業中）
■■■■■	地域高規格道路（計画）
■■■■■	主要幹線道路（整備済み）
■■■■■	主要幹線道路（計画）

■■■■■	都市計画道路（整備済み）
■■■■■	都市計画道路（計画）
■■■■■	都市公園
■■■■■	鉄道

■ 市街地・赤瀬川地域 地域づくりの方針図

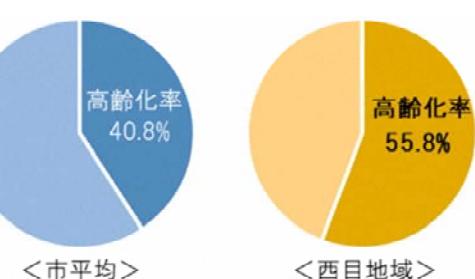
(6) 西目地域

ア 地域の概況

- 市の南部に位置しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、総人口の6%となっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約14.2%となっており、市の平均と比較して高くなっています。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、約55.8%となっており、市の平均と比較して高い数字となっています。（住民基本台帳）
- 本地域を縦断する国道3号や市道阿久根出水線が幹線道路となっています。
- 南九州西回り自動車道阿久根川内道路及び（仮称）西目ICの整備に伴い、交通利便性の向上が期待されています。
- 地域西部が都市計画区域に指定されています。
- 地域東部は山林となっています。地域西部には漁村集落が点在しており、住宅密集地が見られます。
- 番所丘公園は、市民の憩いの場として利用されているほか、市外から多くの観光客が訪れる本市のレクリエーション拠点となっています。
- 大川島や佐潟鼻等の海岸は、阿久根県立自然公園に指定されています。
- 海岸沿いにおいて地震発生時に津波浸水が想定されており、集落の一部では、1.0～2.0m前後の津波浸水が予想されています。
- 山間部において土砂災害警戒区域が指定されています。



■ 地域の位置



■ 地域の高齢化率



■ 番所丘公園



■ 漁村集落

出典：阿久根市 HP

イ 地域の課題

(ア) 人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善

西目地域には海岸部に漁村集落が点在していますが、集落内には住宅が密集しており、狭い道路が見られます。

市民アンケート調査では、公共交通機関や道路の整備状況に対する不満度が高くなっています。今後のまちづくりに特に望むものとして、身近な生活道路の整備・改善に対する関心が最も高くなっています。

これらのことから、人口減少や高齢化に対応した居住環境の改善が必要です。

(イ) 津波や高潮等の自然災害への対応

西目地域は、地域西部の海岸沿いには地震時の津波浸水が、地域東部の山間地には土砂災害が予想されています。

市民アンケート調査では、防災に関して、避難場所の充実や避難道との整備に対する関心が高くなっています。

これらのことから、海岸部において、津波や高潮といった自然災害に備えた対策を講じる必要があります。

また、山間部においては土砂災害に対する防災施策を講じながら、避難場所の充実など有事に備えた取組が求められています。

(ウ) 暮らしに育まれた海の景観や自然環境の保全と活用

西目地域には、地域西部の漁村集落など、人々の営みと共に育まれた海の風景が見られます。

また、南九州西回り自動車道阿久根川内道路の（仮称）西目 IC から交通利便性がよい番所丘公園や大川島海岸など、美しい自然環境を生かした観光スポットを有しています。

これらの暮らしに育まれた海の景観や自然環境を保全していくとともに、（仮称）西目 IC の整備を見据え、多くの人々が集う交流の場として活用することが必要です。

ウ 地域の将来像

西目地域の将来像を、以下のとおり設定します。

西目地域の地域づくりのテーマ（将来像）

■人々の営みが育んだ、里海・里山の暮らしを守り受け継ぐまち

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 誰もが快適に暮らし続けることができる居住環境の形成

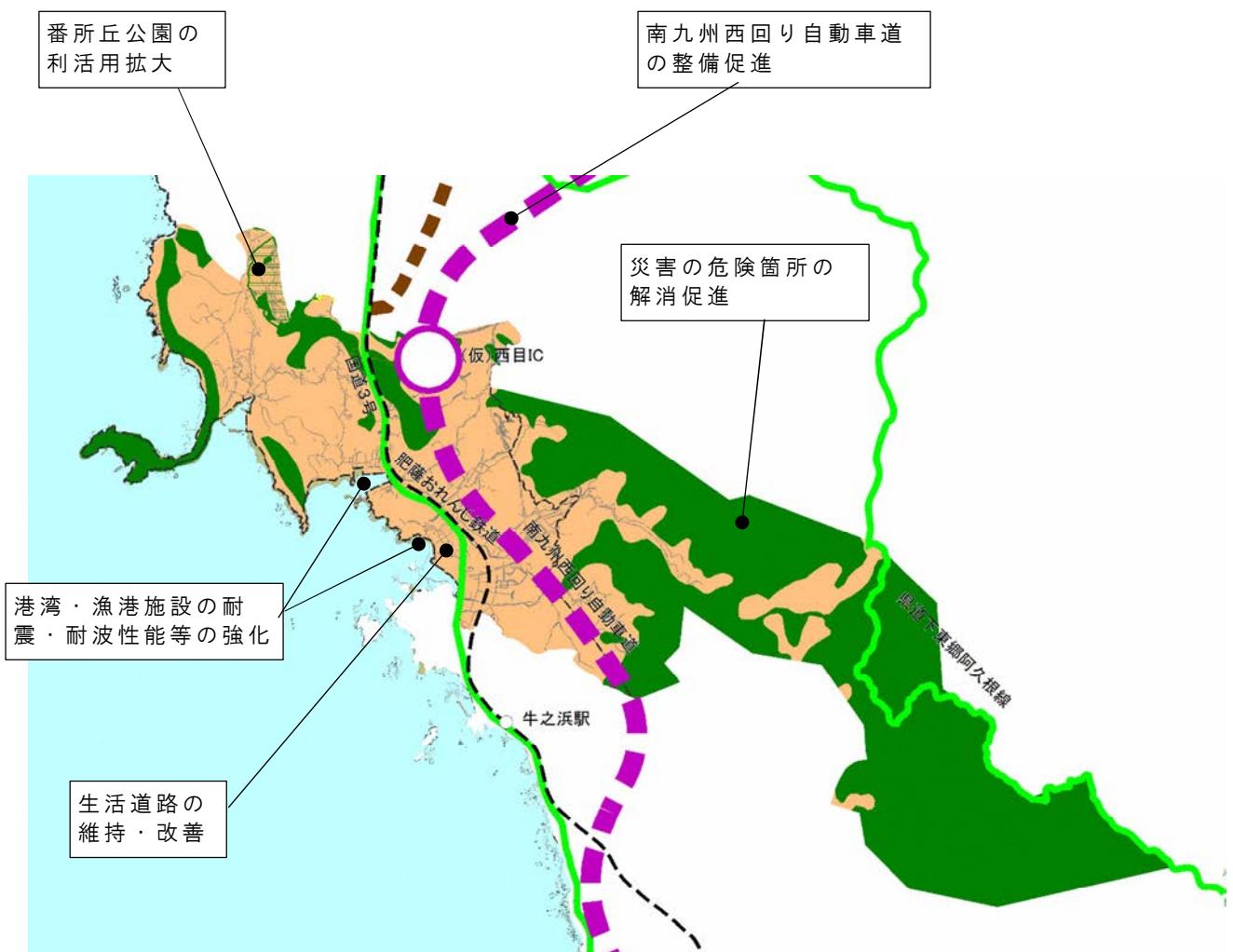
- ・ 生活道路は、子供や高齢者など誰もが安全・快適な道路空間を形成するため、交通安全施設の整備やバリアフリー化、狭い道路の解消など、細やかな整備、維持・改善に努めます。
- ・ 特に、漁村集落に見られる狭い道路について、家屋の建替え時期に合わせた避難路の確保や道路拡幅の実施を検討します。
- ・ 地域内の集落と市中心部を結ぶ公共交通については、利用促進と維持、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 地震時の津波災害や台風時の高潮、冬期波浪等の被害が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。
- ・ 特に、地震時に津波浸水が予想されている高之口港や大川島海岸周辺について、関係機関と連携して対策を推進し、集落の安全確保に努めます。
- ・ 高之口港や佐潟漁港について、県や関係機関と連携しながら、港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化を検討します。
- ・ 風水害や土砂災害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。

(ウ) 自然環境を生かした観光・レクリエーション拠点づくり

- ・ 漁村集落に見られる昔ながらの海の景観の保全を図ります。
- ・ 番所丘公園や大川島海岸を観光・レクリエーション拠点と位置付け、(仮称) 西目 IC の整備を見据え、自然と気軽にふれあうことのできる空間として利活用の拡大を図ります。
- ・ 特に、番所丘公園は、市街地地域と近接した立地を生かし、まちなかのにぎわい創出や交流促進に努めます。



-----	行政区域
- - - - -	都市計画区域
□	用途地域
■	住宅地
■	商業・業務地
■	工業・流通業務地
■	農地
■	山林

○	高規格幹線道路（整備済み）
· · · · ·	高規格幹線道路（事業中）
· · · · ·	地域高規格道路（計画）
—	主要幹線道路（整備済み）
— — —	主要幹線道路（計画）

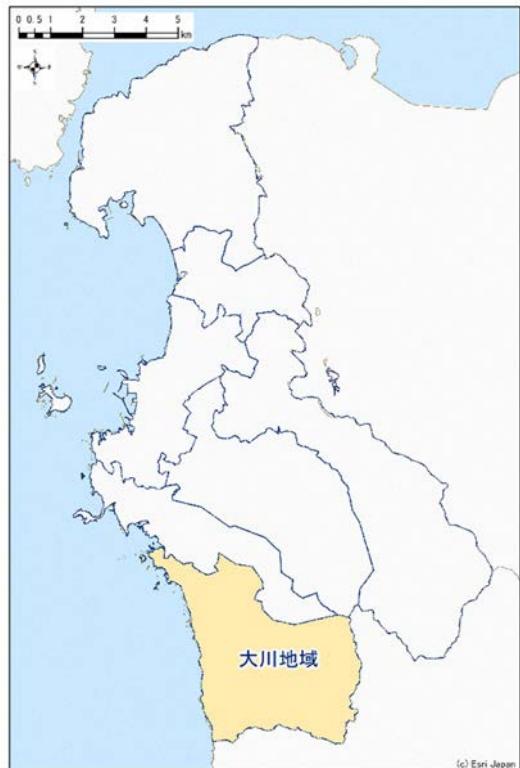
■	都市計画道路（整備済み）
- - - - -	都市計画道路（計画）
■ ■ ■	都市公園
— ○ —	鉄道

■ 西目地域 地域づくりの方針図

(7) 大川地域

ア 地域の概況

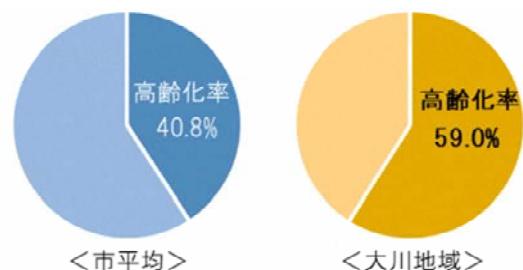
- 市の最南部に位置し、薩摩川内市と隣接しています。
- 令和2（2020）年4月時点における地域の人口は、総人口の7%となっています。（住民基本台帳）
- 平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間における人口減少率は、約17.4%となっており、市の平均と比較して高くなっています。（住民基本台帳）
- 令和2（2020）年の高齢化率は、約59.0%と市内で最も高くなっています。（住民基本台帳）
- 本地域を縦断する国道3号が幹線道路となっています。
- 南九州西回り自動車道阿久根川内道路及び（仮称）大川ICの整備に伴い、交通利便性の向上が期待されています。
- 肥薩おれんじ鉄道が縦断しており、牛ノ浜駅、薩摩大川駅の2駅が設置されています。
- 地域西部が都市計画区域に指定されています。
- 地域東部は山林となっています。
- 地域西部は住宅地が点在しています。
- （仮称）大川IC近傍に「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅の整備が計画されており、新たな交流拠点となることが期待されています。
- 牛之浜海岸は、県指定の名勝及び阿久根県立自然公園に指定されており、頬山陽公園から一望できます。
- 海岸沿いにおいて地震発生時に津波浸水が想定されています。



■ 地域の位置



■ 地域の人口及び減少率



■ 地域の高齢化率

- ・ 山間部や大川出張所周辺の地域拠点などの集落に土砂災害警戒区域が指定されています。



■ 集落の様子



■ 牛之浜海岸

イ 地域の課題

(ア) 人口減少や拠点機能の低下への対応

大川地域は、大川出張所周辺が地域の中心部として拠点的役割を果たしていました。一方で、他の地域と同様に人口減少、少子高齢化が進んでおり、特に高齢化の進行が著しくなっています。人口減少、少子高齢化の傾向は今後も続くと予想されており、生活サービス機能の低下が懸念されています。

市民アンケート調査では、買物環境に対する不満度が最も高く、また、道路や公共交通機関に対する不満度も高くなっています。

これらのことから、市民の日常生活を支える生活サービス機能の集積や、誰もが便利に移動することが出来る環境の確保など、市南部の地域拠点としての機能維持に努め、高齢化の進行に対応するとともに、定住人口の維持、人口減少の抑制を図る必要があります。

(イ) 津波や土砂災害等の自然災害への対応

大川地域では、地域西部の海岸部においては高潮や地震時の津波浸水が予想されています。

地域東部の山間部には、土砂災害発生のおそれのある箇所が多く見られ、大川出張所周辺の地域拠点や市民生活の場である集落、集会施設の中には、土砂災害警戒区域に指定されているものもあります。

市民アンケート調査では、避難場所の充実に対する関心が高くなっています。

これらのことから、風水害や地震、土砂災害などの様々な災害に対して防災施策を講じながら、避難場所の充実など有事に備えた取組が求められています。

(ウ) 豊かな海岸資源の保全と魅力を生かしたにぎわいのある観光拠点づくり

大川地域は、牛之浜海岸に代表される美しい海岸景観を有しています。

また、南九州西回り自動車道の延伸や新たなICの整備、牛之浜景勝地に面した新たな道の駅の整備などが計画されており、広域道路交通ネットワークの整備を見据えた観光拠点の形成が求められます。

これらのことから、地域の自然環境・自然景観を後世に守り伝えながら、多くの人々が集う交流の場として活用することが必要です。

ウ 地域の将来像

大川地域の将来像を、以下のとおり設定します。

大川地域の地域づくりのテーマ（将来像）

■生活サービスに支えられた、市南部の拠点

エ 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は、以下のとおりです。

(ア) 市民の生活を支える市南部の地域生活拠点の形成

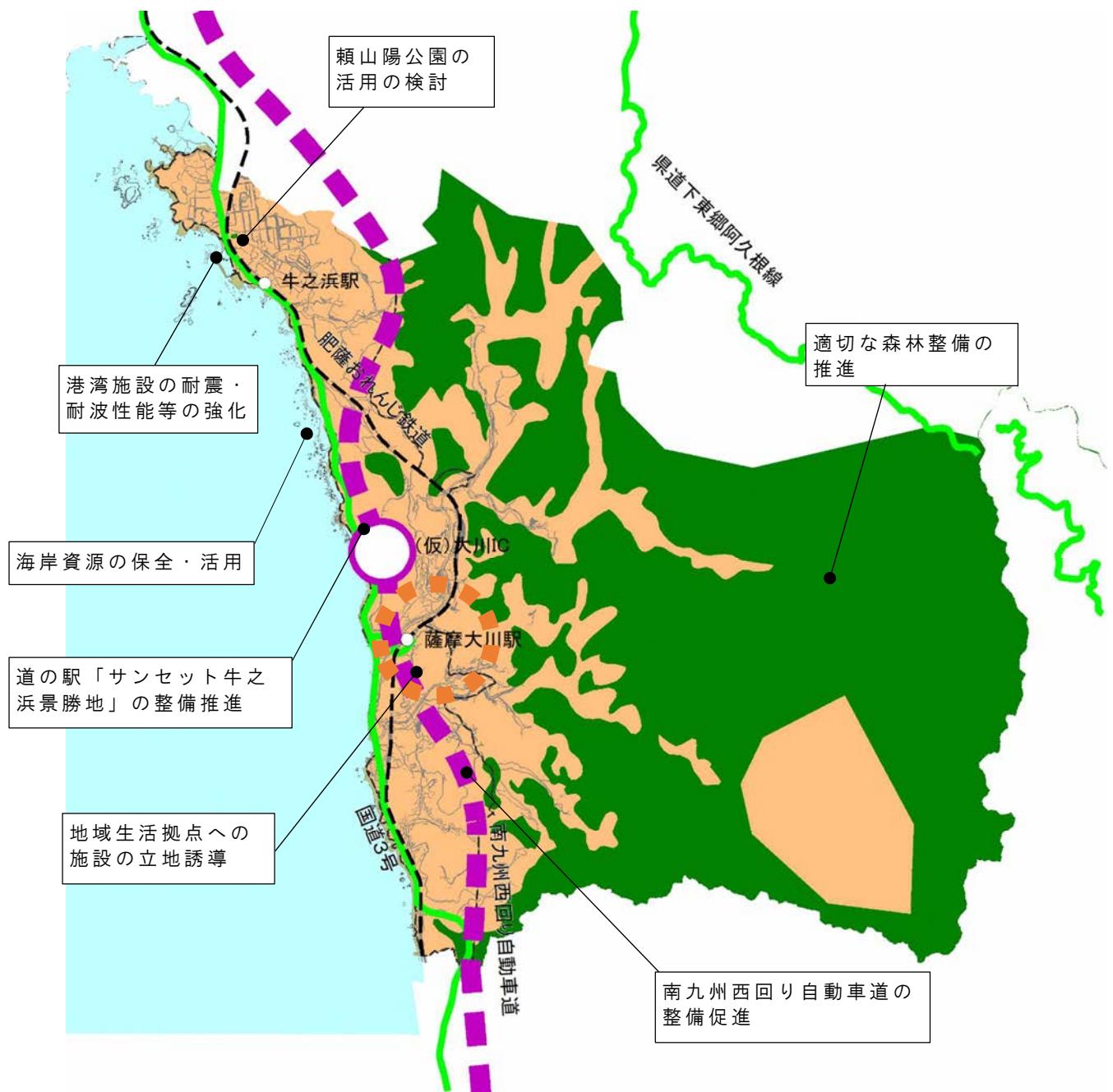
- ・ 大川出張所周辺を地域生活拠点と位置付け、日用品を扱う店舗や診療所、公益施設といった日常生活に不可欠な施設の立地を誘導します。
- ・ 地域生活に必要な基盤整備、生活環境整備の推進や低未利用地の利活用により、地域生活拠点における人口の定着化を図ります。
- ・ 地域生活拠点と地域内の集落、地域生活拠点と市中心部を結ぶ公共交通については、利用促進と維持、新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。

(イ) 災害に強い安心・安全な地域づくり

- ・ 地震時の津波災害や台風時の高潮、冬期波浪等の被害が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。
- ・ 風水害や土砂災害に係る危険箇所を解消するために県や関係機関と連携しながら治山治水事業を促進します。
- ・ 土砂災害警戒区域内に位置する集落やがけ地近接住宅など、災害時に危険な箇所にある住宅等について、移転を促進するなどその解消に努めます。
- ・ 牛之浜漁港について、県や関係機関と連携しながら、港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化を検討します。
- ・ 台風や集中豪雨時に大規模な森林被害が発生するおそれのある管理不全の森林について、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進します。

(ウ) 豊かな海岸資源の保全と魅力を生かしたにぎわいのある観光拠点づくり

- ・ 牛之浜景勝地等の海岸や頬山陽公園を観光・レクリエーション拠点と位置付け、自然、歴史、文化と気軽にふれあうことのできる空間として利活用の拡大を図るとともに、本市の南の玄関口として、海岸資源を生かしたおもてなしの空間づくりに努めます。
- ・ 南九州西回り自動車道（仮称）大川ＩＣ近傍に計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅は、阿久根の美しい景観を発信し、多くの人々が集い交流する場として施設整備を進めます。



-----	行政区域
- - - - -	都市計画区域
■■■■■	用途地域
■■■■■	住宅地
■■■■■	商業・業務地
■■■■■	工業・流通業務地
■■■■■	農地
■■■■■	山林

■■■■■	高規格幹線道路 (整備済み)
■■■■■	高規格幹線道路 (事業中)
■■■■■	地域高規格道路 (計画)
■■■■■	主要幹線道路 (整備済み)
■■■■■	主要幹線道路 (計画)

■■■■■	都市計画道路 (整備済み)
- - - - -	都市計画道路 (計画)
■■■■■	都市公園
- - - ○ - -	鉄道

■大川地域 地域づくりの方針図

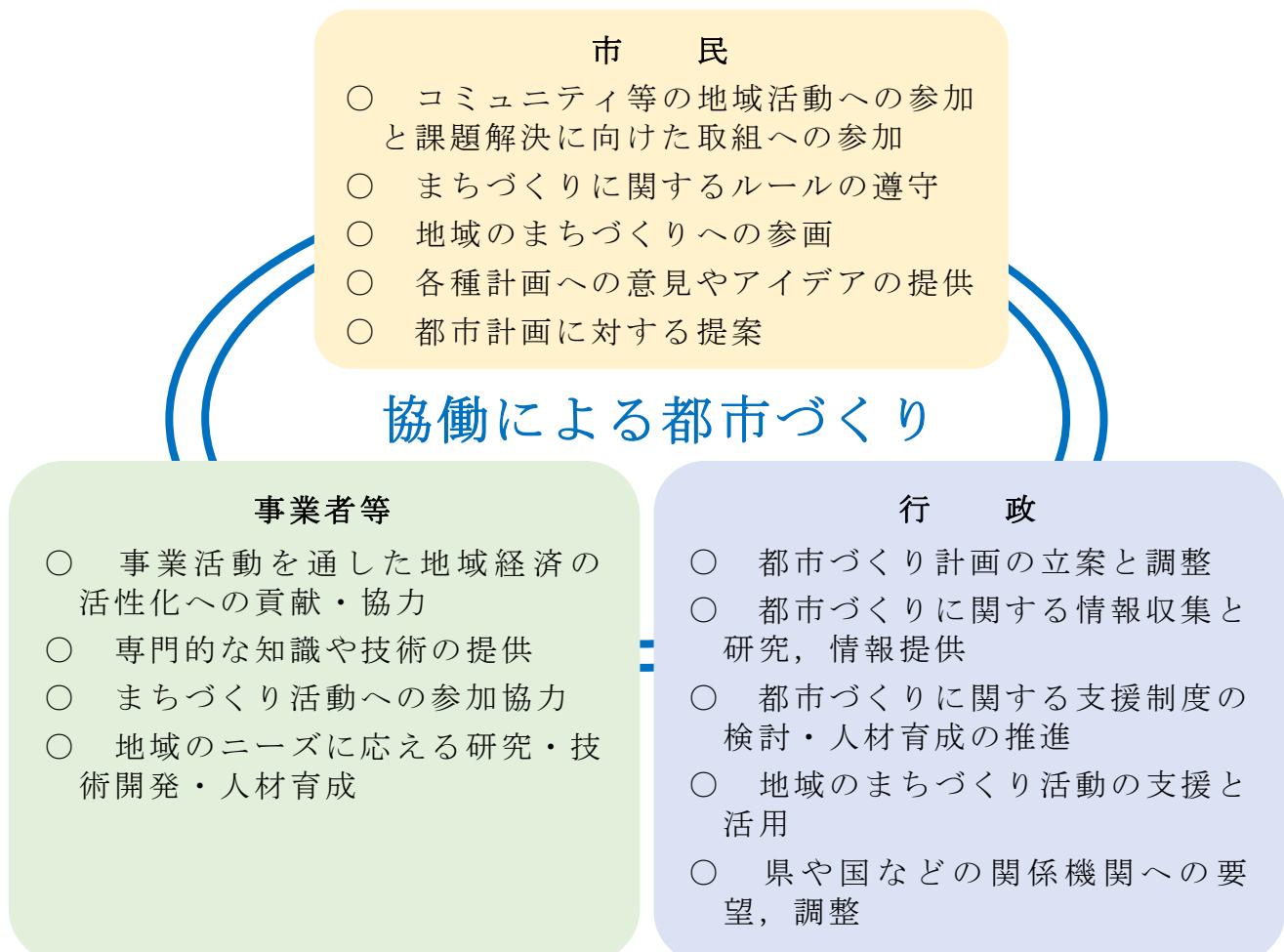
第5章 実現化方策

1 都市づくりの推進に向けた取組

阿久根市都市計画マスタープランの将来都市像『安全で潤いとやすらぎにあふれたまち あくね』の実現に向けて、以下の方針に基づき、都市計画マスタープランによる都市づくりに取り組みます。

(1) 協働による都市づくり

都市計画マスタープランが掲げる都市将来像の実現のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、都市づくりの目標や課題を共有し、適切な役割分担のもと互いに協力・連携した、協働による都市づくりを進めることが重要です。



(2) 連携による都市づくり

市民ニーズが多様化し、生活圏が拡大している中で、今後、広域的な視点・連携による都市づくりがますます重要になってきます。

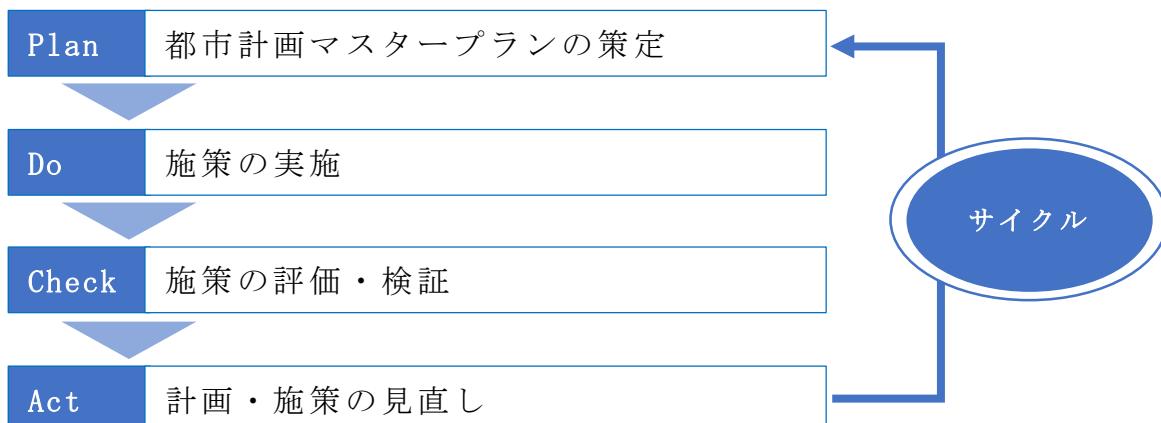
国や県、周辺都市が進める関連計画との連携や十分な情報収集を行い、広域的な連携による都市づくりを推進します。

2 都市計画マスタープランの評価と見直し

(1) 進行管理の仕組み

本計画に基づく都市づくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。社会情勢の変化を把握し、都市計画基礎調査や各種統計調査、市民アンケート調査等により、都市づくりの進行状況を確認・評価します。

進行管理に当たっては、計画、実行、評価、改善といった「PDCAサイクル」の仕組みを活用します。



(2) 計画の見直し

都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、経済・社会状況の変化や地域の状況の変化、上位計画の見直しが行われる可能性があります。そのため、社会情勢の変化を踏まえ、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断するとともに、上位計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。